

2012年度 海外制度調査

## フィリピンにおける教育産業制度調査

2012年 10月

独立行政法人 日本貿易振興機構 マニラ事務所

## 目次

第1部 業界概要.....	1
I. 産業構造.....	1
II. 市場規模.....	7
III. 市場動向.....	12
第2部 外国投資制限.....	21
I. 外国資本規制.....	21
II. 支配および管理.....	26
III. 外国人入学制限.....	28
IV. 制限の例外.....	28
V. 奨励措置.....	29
第3部 基本登録.....	33
I. 証券取引委員会への登録.....	33
II. 内国歳入庁への登録.....	41
III. 地方自治体への登録.....	42
IV. 社会福祉機関への登録.....	43
第4部 政府権限／営業許可（二次的登録）およびその他の関係規則.....	45
I. 政府権限／営業許可.....	45
II. その他の適用規則.....	62
第5部 定期的順守要件.....	73
I. 証券取引委員会.....	73
II. 内国歳入庁.....	74
III. 地方自治体.....	75
IV. 社会福祉機関.....	75

第6部 支店およびフランチャイズ・システムの設立.....	76
I. 支店の設置.....	76
II. 交流教育制度に基づくフランチャイズ.....	78
第7部 労働者の資格証明および免許.....	81
I. 資格／免許手続き.....	81
II. 日本人従業員に関する制限.....	83
III. 日本の資格の有効性－資格取得手続き.....	84
IV. フィリピン人スタッフおよび教師の募集および雇用.....	84
第8部 主要組織に関する情報、情報源.....	86
I. 主要組織に関する情報.....	86
II. 政府機関および産業組合の連絡先情報.....	89

## 第1部 業界概要

### I. 産業構造

#### A. 語学学校/センター

(学位目的でないオンラインの語学コースを含む)

フィリピンの語学機関は、英語ばかりでなく、韓国語、日本語、アラビア語、中国語、福建語、広東語、スペイン語、フランス語、イタリア語、ポルトガル語、オランダ語、ロシア語、ドイツ語、その他の言語のさまざまな教育を提供している。

英語で授業を行う語学学校の急増は、高等教育、雇用、その他の商業的および社会的交流において英語力の必要性が高まっているからである。大学資格認定および大学入学に関する「教育テストサービス (ETS)」により開発された「第二言語としての英語テスト (TOEFL)」、同じく ETS によって開発された日常英語技能に関する「国際コミュニケーション英語能力テスト (TOEIC)」、ならびに国際的教育機関が評価に使用する「国際英語力試験 (IELTS)」といった、受験者の理解力、読解力、英語でコミュニケーションする能力を評価するための英語熟達度に関する国際評価基準が開発されている。英語学校は読解力および聴解力、会話および文章による表現力、機能文法、発音、さまざまな文体、TOEFL、TOEIC、IELTS などのさまざまな評価基準に関する審査を含めて、それに限られない英語のさまざまな側面および使用法を網羅したさまざまなコースやレッスンを提供している。一部の英語学校は初級コース、中級コース、または上級コースといったさまざまなレベルの英語コースも提供している。

教育スタイルは学校によって異なっている。実際に教室で教えるところもあれば、テレビ会議によるオンライン授業を提供しているところもある。学生がクラスメートと交流して練習することができるようにグループ学習授業を提供しているところもあれば、マンツーマンの授業を提供しているところもある。英語の授業はコースまたは学期ごとに提供されることがある。その他の語学学校は、とりわけ文法、語彙、学術および/または専門的文章の作成といった、外国語技能を磨くためのさまざまなワークショップを提供している。

英語の他に、一部の語学学校は学術的、専門的、または個人的向上のために他の外国語を履修できる。外国の国際教育機関から学士号、修士号、博士号を取得するための奨学金を受給して、学期中に新しい環境に順応するために新しい言語を学ぶように促されている人もいる。国際商取引は広く行き渡っており、情報通信技術の革新が地理的障害を克服し、それによって他の諸国との国際交渉を促進している。商取引は、国際的な当事者が互いに相手と話して理解し合い、合意に至ることができれば、より良い結果になる。同じ言語を話すとは限らない外国の取引先と親しくなれると、取引機会がさらに発展する。

就職機会および進路をさらに海外に求めることができ、労働市場の拡大につながる。ある就業希望者が技術的にはその職務に最適である時に、環境適応能力、コミュニケーション能力があれば、その企業の母国の第二言語が英語でない場合に、多文化機関の有効性が高まる。しかし、一部の国は就業希望者がその国で労働する資格を取得する前にその国の言葉に関して一定レベルまで熟達することを要求している。一例が韓国で、同国は移住労働者に対して、韓国で働く資格を得るために「雇用許可システム-韓国語熟達テスト」(EPS-TOPIK)を受け

るように要求している。さらに雇用のためにスイスに配属されるフィリピン人は、スイスの規則により語学学校に通うことを要求される<sup>1</sup>。

実務的には、語学学校は、サービスを提供する教員がその主たる手段であるから、資本集約的ではない。ハイテク施設が語学学校の市場性を高めるが、語学学校の教員の資格および／または熟達の程度が主たる考慮事項である。

## B. オンライン・コースの経営

「1994 年高等教育法」として知られる共和国法第 7722 号の指令に従って、「高等教育委員会」(Commission on Higher Education : CHED) はフィリピンにおいて「通信教育および遠隔教育」を実施する規則を發布した。通信教育／遠隔教育は、しばしば人々がその教育目標を達成するのを妨げている地理的孤立、私的または仕事上の係わり合い、あるいは従来のコース構造に起因する障害を克服する機会の開放を重視する教育方法と定義されている<sup>2</sup>。学部課程は、学部学生が最適学習のための学術環境の一部として指導者や同級生との対面のやり取りを必要とするという高等教育委員会の方針に照らして、遠隔方法で十分に提供することはできない<sup>3</sup>。他方、大学院課程、つまり学士課程、修士課程、博士課程といった学位プログラムは遠隔方法で十分に提供することができる<sup>4</sup>。

いくつかの「高等教育機関」(Higher Education Institution : HEI) は、より高い教育や資格の向上に対する意欲はあるが、地理的制約や仕事のスケジュールとの不一致のためにそうすることができない個人に学習機会を提供するために、通信教育／遠隔教育を採用して「オープンカレッジ」を創設し、あるいはカリキュラムにオンラインコースを組み入れている。学習と教育は教師と学生が通常は時間的および空間的に隔てられた教室外で、独立学習用に設計された学習パッケージの提供と、電子メール通信、電話会議、テレビ会議、ボイスメール、携帯電話メール、チャットルーム、オンライン・ディスカッション、さらには時々の対面個人指導といったやり取りを促進するための情報通信技術が実現するさまざまなメディアの利用により、提供される<sup>5</sup>。

「オープンカレッジ」は学期の初めに講座概要と学生が自分のペースで学ぶことができるその他の教材を与える。学期中の相談はオンラインまたは指導者との面談により提供される。課程学習中の進捗度に関する評価は予定どおり、または規定要件の提出により行うことができる。さらに、場所や時間を考慮せずに学習するため考えや情報を交換することができるように、ディスカッション・フォーラムといったオンライン活動が創設されている。

高等教育機関は「オープンカレッジシステム」を創設しているか、またはカリキュラムでオンライン・コースを提供している。通信教育／遠隔教育を行っている大部分の高等教育機関は、既に働いているが、それぞれの分野でさらに研究を続けようとする大学卒業生に修士号または博士号を提供している。高等教育機関は一般にプログラムを提供する前に高等教育委員会から事前承認を取り付け、教材、学習計画、教職員が資格要件を満たしていることを保証する必要がある。学生の評定、教育評価、学究相談を行う教職員は、担当する学科分野で少なくとも修士課程については修士号、博士課程については博士号を取得している必要がある<sup>6</sup>。

<sup>1</sup> POEA 覚書通達 No. 04-10、III.1. (b)。

<sup>2</sup> 2000 年シリーズの高等教育委員会覚書通達第 35 号の第 6 条。

<sup>3</sup> 同、第 13 条

<sup>4</sup> 同、第 11 条

<sup>5</sup> 同、第 17.3.2 条

<sup>6</sup> 同、第 17.3.1 条

### C. 技術者養成教育および養成機関

フィリピンの教育制度は公式および非公式教育で構成されている。今年のフィリピン政府による「K to 12 プログラム」の実施以前には、公式教育制度は、(i) 6年の初等教育（小学校 – 1～6 学年）、(ii) 4年の中等教育（中等学校）、(iii) 4年以上の第三教育または大学の学位課程で構成されている。他方、非公式教育は、証明書を発行するかどうかに関係なく、公式教育制度外で実施される組織的で体系的な学習を意味している<sup>7</sup>。非公式教育は貧困のため公式教育制度に参加できないフィリピン人または学校からドロップアウトしたフィリピン人に読み書き能力、技能熟達、生計手段を提供しようとしている。フィリピンの非公式教育の目的のなかには、教育および読み書き能力による基本的な教育的達成を増進することにより貧困者の社会経済的地位を改善すること、貧困者が自立的になること、地域社会の社会経済活動に効果的に溶け込むこと、そしてさらなる自己高揚および自己成長機会を手に入れることがある<sup>8</sup>。

1990 年、フィリピン議会は、公共および民間部門における公式および非公式教育を含めたフィリピンの教育および職業訓練制度を再検討および評価する「教育審議会」を創設する共同決議第 2 号を制定した<sup>9</sup>。教育審議会は、各部分のニーズを別々に管理して最終的に法律による規制および行政命令による実施への道を開くために、下記の制度から成る教育制度の三点を勧告した。

- 小学校および中等学校レベルの基礎教育は「2001 年基礎教育管理法」として知られる共和国法第 9155 号の可決に従い、「教育省」（Department of Education : DepEd）により規制される。
- 職業教育訓練（Technical-Vocational Education Training : TVET）は「1994 年技術教育技能開発庁法」として知られる共和国法第 7796 号に従い、「技術教育技能開発庁」（Technical Education and Skills Development Authority : TESDA）により規制される。
- 単科大学や総合大学により提供される学位課程における高等教育による第三教育は「1994 年高等教育法」として知られる共和国法第 7722 号により指令された高等教育委員会により規定される。

技術教育技能開発庁は職業教育訓練プログラムを 6つの主要カテゴリーに分類した。

- 学校ベース・プログラム – これは少なくとも 1 年だが、3 年を超えないさまざまな期間の技術教育技能開発庁管理学校による職業教育訓練プログラムの直接配信または提供を意味する。
- 行政区ベース・プログラム – これは国内のさまざまな行政区や州の技術教育技能開発庁行政区および州センターで提供される訓練を意味する。

<sup>7</sup> Reydeluz, Conferido 著、“Building-blocks toward lifelong learning in the Philippines”、<http://www.filipiniana.net/publication/building-blocks-toward-lifelong-learning-in-the-philippines/12919734686340/1/0>.

<sup>8</sup> Alimen, Rolando A. (Ph.D)著、“Country’s Growth and Success: Role of Non-Formal Education Programs and Skills Training Development” <http://molo.jblfmu.edu.ph/node/135?q=node/46>.

<sup>9</sup> Syjuco, Augusto Boboy (Dr.)著、“The Philippine Technical Vocational Education and Training (TVET) System” <http://www.tesda.gov.ph/uploads/file/Phil%20TVET%20system%20-%20syjuco.pdf>.

- 地域社会ベース・プログラム – これは貧困者および社会から隔離された部門あるいは公式教育を利用できない人々のための地域社会ベースの訓練を意味する。地域社会プログラムは単なる技能訓練提供に留まらず、プログラム修了後の地域社会訓練生により実施される生計手段としての企業の育成も目指している。さらに、地域社会ベース・プログラムは、貧困者および社会から隔離された部門が生産事業に参加してその生活および地域社会を改善するのを支援する任務をもつ地方自治体、非政府組織、民衆組織、その他の政府機関組織といった提携機関を支援することを目的としている<sup>10</sup>。
- 企業ベース・プログラム – これはフィリピンの企業によって実施される見習い、徒弟、二重訓練のような訓練プログラムを意味する。見習いプログラムは、少なくとも 4 カ月だが、6 カ月を超えない期間の承認された見習い可能職業に関する見習いと雇用主の間の契約を伴う訓練・雇用プログラムである。一般に、このプログラムは特定分野の実地訓練を行うことで、業界要件に基づく有資格の熟練労働者の安定供給確保のメカニズムを提供することを目指している。技術教育技能開発庁の下で承認され登録された見習いプログラムをもつ会社のみが見習いを雇用することができる。他方、徒弟プログラムは、3 カ月を超えない期間の承認された学習可能な職業に関するもので、「実地訓練」(OJT) または practicum (プラクティカム) として知られる現場の実習訓練である。技術教育技能開発庁承認および登録の徒弟プログラムをもつ会社のみが徒弟を雇用することができる。最後に、二重訓練システム (Dual Training System : DTS) は 2 つの現場、すなわち学校または訓練センターと会社の職場で交互に学習が行われる技術ベースの教育訓練の教授方法である。二重訓練システムを採用することに関心のある学校または訓練センターおよび事業所は実際に実施する前に技術教育技能開発庁に適格性認定を申請する必要がある、これには学校または訓練センターが二重訓練システムの実施に必要な施設、設備、有資格教師、訓練計画をもつことを示す実質的証拠が必要である。他方、二重訓練システムに参加しようとする会社は認可校を通じて適格性認定を申請しなければならず、これには会社が実地訓練、有資格指導者、訓練計画に必要な設備およびワークショップ区域をもつことを示す実質的証拠が必要である<sup>11</sup>。
- 技術教育技能開発庁語学学校 – これはフィリピン人にも外国人にも語学コースを提供する学校を意味する。語学学校は公式には移民局によって規制されていたが、語学学校の適格性認定は後に技術教育技能開発庁に移管された。しかし、技術教育技能開発庁は、語学学校に関して適用できる訓練規則が存在せず、この件に関する評価手段がないと言及した。技術教育技能開発庁からその語学学校適格性認定権限をなく奪する覚書草案が存在することが非公式に開示された。
- 技術教育技能開発庁登録プログラムをもつ訓練機関 – これは技術教育技能開発庁登録プログラムを提供する公共および民間の技術者養成教育および訓練機関を意味する。

2012 年 5 月現在で、技術教育技能開発庁は、技術教育技能開発庁により次のように分類された 19 の実務および／または産業部門または分野を対象として提供されるさまざまな資格認定名に関する 235 の訓練規則を公布した。

- 農業および漁業 — 18
- 自動車および陸上輸送 — 37
- 建設 — 47

<sup>10</sup> [http://www.tesda.gov.ph/program.aspx?page\\_id=38](http://www.tesda.gov.ph/program.aspx?page_id=38)

<sup>11</sup> [http://www.tesda.gov.ph/program.aspx?page\\_id=39](http://www.tesda.gov.ph/program.aspx?page_id=39)

- 装飾工芸 — 2
- 電子工学 — 9
- 履物および皮革製品 — 1
- 家具および什器 — 1
- 衣料品 — 3
- 保健、社会、その他地域社会開発サービス — 31
- 暖房、換気、空調、冷凍 — 5
- 情報通信技術 — 14
- 海運業 — 4
- 金属およびエンジニアリング — 27
- 加工食品および飲料 — 5
- 花火製造 — 1
- ホテルおよびレストランを含む観光業 — 16
- 職業教育訓練 — 2
- 公益事業 — 6
- 卸売および小売業 — 1

#### D. 資格専門学校

フィリピンでは、資格専門学校が、しばしば、免許交付試験あるいは中等学校、大学、大学院入試の適性試験、ならびにその他の資格認定試験のさまざまなプログラムを提供している。適性試験を中心に行っている資格専門学校のなかには、さらに学校での現行授業に関する個人指導サービスを提供するところもあれば、学校で提供される教育を越えた先端的学习方法を提供するところもある。資格専門学校で提供されるコースはフィリピンの教育制度には含まれず、資格認定試験を受ける志願者を支援するのみである。

フィリピンで専門職の開業を希望する人は、その特定分野の資格認定免許交付試験に合格する必要がある。資格専門学校は講座概要、テキスト、復習問題、推薦図書、過去問題または試験例を提供し、試験に含まれる主題について講義し、模擬試験を実施し、志願者に資格認定試験の準備を支援する。資格専門学校は、通常、特定開業分野に関与する特定委員会を通じて「専門職資格管理委員会」(Professional Regulation Commission : PRC)により提供される講座概要に取り組む。下記の職業について、フィリピンにおける当該専門職の開業に際しては、資格認定委員会試験が必要である。

- 航空エンジニア
- 農業エンジニア
- 農業専門家
- 建築士
- 公認工場メカニック
- 公認会計士
- 化学エンジニア
- 化学技師
- 化学者
- 土木エンジニア
- 公務員(行政職員)
- 犯罪学者
- 通関業者
- 歯科衛生士
- 歯科技工士

- 歯科医
- 電子通信エンジニア
- 電子工学エンジニア
- 電子工学技師
- 環境プランナー
- 漁業技術者
- 森林監督官
- 測地技師
- 地質学者
- ガイダンス・カウンセラー
- インテリアデザイナー
- 造園技師
- 司書
- メジャー・パトロン（500 トン以下の近海船舶の船長）
- 甲板士官
- 配管工
- 機械エンジニア
- 医療研究所技師
- 医療技術者
- 冶金エンジニア
- 冶金プラントエンジニア
- 助産婦
- 鉱山エンジニア
- マイナー・パトロン（250 トン以下の近海船舶の船長）
- モーターエンジニア
- 造船技師と造船エンジニア
- 看護師
- 栄養士
- 弁護士
- 眼薬理学者
- 検眼医
- 薬剤師
- 理学療法士
- 理学療法士技師
- 医師
- 専門電気エンジニア
- 専門電子エンジニア
- 専門機械エンジニア
- 専門教師
- 放射線技師
- 不動産鑑定士
- 不動産鑑定士
- 不動産コンサルタント
- 登録電気エンジニア
- 登録電気技師
- 衛生工学士
- 衛生工学士
- 砂糖技術者

- 獣医
- X線技師

志願者は免許交付試験を大学卒業後に受験する。フィリピンにおける専門職の開業は自国民限定の活動であるが、一部の専門職は特に互惠主義に従って外国人が開業することができる。免許交付試験の資格専門学校は関係委員会により公布された最新の発行、ルール、またはガイドラインに通じており、講師は通常は関係分野の免許を受けた専門家である。

他方、適性試験には、Philippine Science High School、Manila Science High Schoolのような公立科学学校ならびに Ateneo de Manila、De La Salle High School のような有名私立学校の中等学校入学試験のための学力適性試験が含まれる。同様に、資格専門学校は大学入学試験、国立大学の University of the Philippines 入学試験、ACET (Ateneo College 入学試験) といった大学入学試験、ならびに University of Sto. Tomas、De La Salle University、San Beda College などといったフィリピンのその他の私立総合および単科大学のその他の試験の準備をするレビュー・セッションも提供している。さらに、一部の資格専門学校は University of the Philippines、Ateneo de Manila、San Beda College といった一流ロー・スクールの法学士、法学博士、法学修士入学に関する法律適性試験のレビューも提供している。

個人指導サービスには数学、代数、三角法、科学、英語などの学校科目に関する現在の学校の授業に対処するために学生と一対一の授業が含まれる。その他のサービスには学校でこどもを有利な立場に立たせるための先進学習プログラムがある。先進学習プログラムには数学および科学、問題解決、自然科学、英文法、読解力、教科熟達の拡充プログラムが含まれる。資格専門学校の中には学校や教育機関に付属しているところもあれば、独立性を保って、自己の実績および提供する教材を武器にすることを選ぶところもある。

## II. 市場規模

### A. 語学学校/センター

*(学位目的でないオンラインの語学コースの経営を含む)*

フィリピンの英語学校は、フィリピン国民および外国人を含む多様な市場を対象としている。学究的および専門的理由で英語熟達度を向上させたいフィリピン人を除き、フィリピンの英語学校にとって大きな市場は、英語が第二言語でない国から来た外国人やもっと手頃な方法で英語を学びたい外国人である。フィリピンの「観光省」は、フィリピンを外国人に売り込む1つの方法として ESL (第二言語としての英語) プログラムを開発している。ESL プログラムは第二言語のとしての英語の学習が構造化されたツアー・パッケージの一部を成す観光活動である。観光省は、創造的な英語学習方法により英語の学習が更に刺激的で楽しいものになる ESL プログラムを推進した。その学習方法は、参加者がゲーム、屋外活動、遠足、集中訓練により相互にやり取りし、英語を練習し、実生活でより多く英語を使用するようになるものである。ESL プログラムは英語を学習することと参加者にフィリピンの田舎の美しい風景を見せ、現地文化に親しむという二重の目的に役立っている<sup>12</sup>。

フィリピンの語学学校の営業活動を規制する中央機関はないため、訓練規則がないにもかかわらず、技術教育技能開発庁が語学学校の適格性認定を引き受けている。技術教育技能開発庁によると、2012年6月現在の外国語を提供する機関は以下のとおり499校存在する。

<sup>12</sup> <http://www.tourism.gov.ph/Pages/PhilippinesESLTourProgram.aspx>.

地域	機関の数
首都圏	194
コルディリエラ行政地域 (CAR)	61
地域 I (イロコス地域)	14
地域 II (カガヤン・バレー地域)	3
地域 III (中部ルソン地域)	39
地域 IV-A (カラバルソン)	72
地域 IV-B (ミマロパ)	2
地域 V (ビコル地域)	3
地域 VI (西部ビサヤ)	22
地域 VII (中央ビサヤ)	66
地域 VIII (東部ビサヤ)	2
地域 IX (サンボアング半島)	4
地域 X (北部ミンダナオ)	6
地域 XI (ダバオ地域)	10
地域 XII (ソクサージェン)	2
地域 XIII (カラガ)	2
ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)	3
合計	499

語学コースを提供する認定学校数について上表では、技術教育技能開発庁は同一学校の分校に加え、さらに技術教育技能開発庁に語学コースを登録した単科大学、総合大学、訓練機関も含めている。リストには登録していない語学学校および技術教育技能開発庁に適格性認定を申請していない語学学校は含まれていない。フィリピンにおける語学学校の設立および運営を明示的に規制する法律はないため、技術教育技能開発庁による適格性認定は任意である。

## B. オンライン・コースの経営

オープンカレッジシステムおよび／またはオンライン・コースの主要市場は、現在の仕事のスケジュールを考えると、地理的障害や時間的制約といった物理的制約のために学校に通うことができない個人である。いくつかの高等教育機関は独自のオープンカレッジシステムを開発し、または通信学習向けの大学課程と併せてオンライン・コースを提供している。以下はフィリピンで通信教育／遠隔教育プログラムを提供している高等教育機関の一部のリストである。

- Asian Institute for Distance Education
- Benguet State University
- CAP College
- Central Luzon State University – オープンカレッジ
- Centro Escolar University
- De La Salle University
- Don Mariano Marcos Memorial State University – オープンカレッジ
- Iloilo State College of Fisheries, School of Distance Education
- John B. Lacson, Molo, Iloilo
- Leyte State University (元は Visayas State College of Agriculture として知られる)
- Mindanao Polytechnic State College
- Pangasinan State University – オープンカレッジシステム
- Philippine Normal University – オンライン教育
- Philippine Women's University

- Polytechnic State College of Antique
- Polytechnic University of the Philippines – オープンカレッジシステム
- St. Paul College University
- St. Scholastica’s College
- University of Northern Philippines
- University of the Philippines Open University
- Visayas State University – オープンカレッジ

### C. 技術者養成教育および養成機関

教育省により作成された報告書は小学校、中等学校、大学レベルのドロップアウトの多さに照らして職業教育訓練の巨大市場があることを示している。職業教育訓練の潜在市場は主として中等学校ドロップアウト、中等学校卒業生、大学学部生、さらには大学卒業生や別の職業分野で中核能力を追求したい失業者によって構成されている。

技術教育技能開発庁の記録によると、2012年6月現在のフィリピン全体で合計4,649の職業教育訓練提供者が以下のとおり技術教育技能開発庁に登録している。

地域	職業教育訓練機関		
	民間	公的	合計
首都圏	1,119	46	1,165
コルディリエラ行政地域 (CAR)	148	16	164
地域 I (イロコス地域)	222	27	249
地域 II (カガヤン・バレー地域)	93	23	116
地域 III (中部ルソン地域)	438	33	471
地域 IV-A (カラバルソン)	518	32	550
地域 IV-B (ミマロパ)	89	23	112
地域 V (ビコル地域)	221	38	259
地域 VI (西部ビサヤ)	183	38	221
地域 VII (中央ビサヤ)	270	40	310
地域 VIII (東部ビサヤ)	102	39	141
地域 IX (サンボアング半島)	152	24	176
地域 X (北部ミンダナオ)	156	23	179
地域 XI (ダバオ地域)	185	14	199
地域 XII (ソクサージェン)	193	5	198
地域 XIII (カラガ)	62	31	93
ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)	38	8	46
合計	4,189	460	4,649

2012年6月現在の技術教育技能開発庁登録プログラムは以下のとおり。

地域	登録プログラム		
	訓練規則あり	訓練規則なし	合計
首都圏	3,580	1,105	4,685
コルディリェラ行政地域 (CAR)	349	191	540
地域 I (イロコス地域)	1,387	44	1,431
地域 II (カガヤン・バレー地域)	544	7	551
地域 III (中部ルソン地域)	1,752	396	2,148
地域 IV-A (カラバルソン)	2,138	210	2,348
地域 IV-B (ミマロパ)	590	10	600
地域 V (ビコル地域)	1,389	107	1,496
地域 VI (西部ビサヤ)	857	64	921
地域 VII (中央ビサヤ)	883	348	1,231
地域 VIII (東部ビサヤ)	697	26	723
地域 IX (サンボアング半島)	874	36	910
地域 X (北部ミンダナオ)	829	17	846
地域 XI (ダバオ地域)	692	33	725
地域 XII (ソクサージェン)	977	25	1,002
地域 XIII (カラガ)	452	30	482
ムスリム・ミンダナオ自治区 (ARMM)	183	6	189
合計 <sup>13</sup>	18,173	2,655	20,828

#### D. 資格専門学校

将来の適性試験または免許交付試験の準備のために資格専門学校に入学することは、義務ではなく、そうした試験の学習システムを支援するより高等な手段である。誰でも自分自身で復習して、関連書籍や資料をオンラインまたは書店で入手することができるが、資格専門学校では、講座概要の復習に関する組織的なシステム、推薦復習資料のリスト、理論の実際的応用および有用な学習ガイドに関する免許を受けた専門家による講義を提供し、試験のための復習および準備に必要な規律を繰り返し教える。

資格専門学校にとって堅調な市場が存在しており、それを構成するのは、専門職を開業するのに資格認定試験を必要とする学位課程を卒業した学生で免許交付試験の準備をする受講者である。提供されるレビューの利用可能性および頻度は関係委員会が免許交付試験を実施する回数に左右されるであろう。公認会計士および医師の委員会試験は年 2 回実施される。2012 年の場合、専門職資格管理委員会はフィリピンのさまざまな試験地における委員会試験に関する下記のスケジュールを発表した。

月	専門的職業
2012 年 1 月	薬剤師
	船舶機関士 (筆記)
	建築士
2012 年 2 月	理学療法士と作業療法士
	冶金技術者 (LERIS)

<sup>13</sup> 地域別プログラムの本表と技術教育技能開発庁支給のセクター別プログラム表とは微妙な違いがある。地域別プログラムの表では、18,173 の WTR プログラムと 2,655 の NTR プログラムがあるが、セクター別プログラムの表では、18,172 の WTR プログラムと 2,656 の NTR プログラムになっている。

	医師
	配管工
2012年3月	甲板士官（筆記）
	医療技術者
	専門教師
	機械エンジニアと認定工場機械士（CPM）
	不動産ブローカー
	造園技師
	犯罪学者
2012年4月	電子工学エンジニア
	電子工学技師
	助産婦
	化学エンジニア
	登録電気エンジニア
	登録電気技師
2012年5月	歯科医
	土木エンジニア
	公認会計士
	航海技師
2012年6月	放射線技師と X 線技師
	建築士
	ソーシャルワーカー
	環境プランナー
	看護師
2012年7月	薬剤師
	不動産鑑定士
	検眼医
	眼薬理
	林務官
	甲板士官
	栄養士 - 食事療法士
	農業専門家
2012年8月	理学療法士と作業療法士
	配管工
	医師
	冶金技術者
	地質学者
	鉱山技師
	農業エンジニア
	獣医
	ガイダンスとカウンセリング
2012年9月	医療技術者
	測地技師
	登録電気エンジニア
	登録電気技師
	衛生工学士

	造船エンジニアと認定工場機械士 (CPM)
	専門教師
2012年10月	インテリアデザイナー
	公認会計士
	造船技師と造船エンジニア
	漁業技術者
	電子工学エンジニア
	電子工学技師
	通関業者
	犯罪学者
2012年11月	司書
	甲板士官
	航空エンジニア
	助産婦
	歯科医
	土木エンジニア
	化学エンジニア
2012年12月	放射線技師とX線技師
	不動産コンサルタント
	歯科医
	看護師
	歯科技工士

同様に、学生は毎年小学校や中学校を卒業して高等教育を目指す。2012年には、推定7万5,000人の出願者が8月に大学入学試験を受けた。当該入学試験を受けた相当数の受験者、特に都市部出身の受験者は、何らかの大学入学試験対策講座に参加した可能性が高い。

### III. 市場動向

#### A. 語学学校/センター

*(学位目的でないオンラインの語学コースの経営を含む)*

情報通信システムの世界的発展に伴って、地理的障害が克服されている。通信方法に関する問題は業界のさまざまな技術的進歩によって対処されているが、同一の言語を話すことが国際取引の促進においてきわめて重要な手段とみなされている。

多言語を話す労働者の必要性の増大に伴い、英語およびその他の外国語の熟達必要性が増している。基本的語彙、理解力、コミュニケーション能力の提供は別にして、一部の語学学校は、集中訓練および/または文化的な関わりも提供し、学生の学習経験を増進している。

伝統的な教室での授業が学習方法として依然として人気があるが、情報通信技術の技術的進歩によって提供されるスカイプおよびテレビ会議といったプログラムの使用によりデジタル・レッスンを提供する傾向が増している。

技術教育技能開発庁により認定された語学学校は、登録英語プログラムをもっている。さらに注目すべきことに、資格専門学校も、提供するプログラムに英語個人指導および国際英語力試験 (IELTS) のための講座を含めている。

## B. オンライン・コースの経営

フィリピンでは通信教育／遠隔教育システムを活用する単科大学および／または総合大学の数が増大している。大部分のオープンカレッジが修士号および博士号プログラムを提供しているため、オンライン・コースは、主として、それぞれの分野でさらに教育を受けたいが、仕事のスケジュールのために通常コースに出席するのに制約がある労働者階級の要求を満たしている。

その他の大学はオンライン構成要素のある学部プログラムを提供することによりバーチャル学習経験を活用している。たとえば、講座概要はウェブで提供され、オンライン・ディスカッション・フォーラムが提供され、宿題が割り当てられ、オンラインで提出される。しかし、学士号の場合、高等教育委員会が方針の問題として少なくとも修業年限に関して教官との対面相談を義務付けているため、全教科指導を全面的にオンラインで提供することはできないことは強調するに値する。

## C. 技術者養成教育および養成機関

2012年6月現在で、技術教育技能開発庁は下記の部門のそれぞれについて適切な訓練規則をもつ合計235の資格認定を提供している。

セクター	No.	資格タイトル
農業および漁業	1	畜産 NC II
	2	養殖 NC II
	3	園芸 NC II
	4	漁獲 NC I
	5	穀物生産 NC I
	6	穀物生産 NC III
	7	漁獲 NC II
	8	園芸 NC III
	9	動物衛生管理 NC III
	10	漁具修理・メンテナンス NC III
	11	有害生物管理（野菜） NC II
	12	漁港埠頭業務 NC I
	13	米穀機械操作 NC II
	14	造園およびメンテナンス（生け垣） NC II
	15	人工授精（大型反芻動物） NC II
	16	人工授精（豚類） NC II
	17	ゴム加工 NC II
	18	ゴム製造 NC II
自動車および陸上輸送	19	自動車車体塗装／仕上げ NC II
	20	自動車エンジン組み立て NC II
	21	自動車車体修理 NC II
	22	自動車アフターサービス NC II
	23	二輪車／小型エンジンアフターサービス NC II
	24	自動車アフターサービス NC I
	25	自動車アフターサービス NC III
	26	自動車アフターサービス NC IV

	27	自動車車体塗装／仕上げ NC I
	28	自動車車体塗装／仕上げ NC III
	29	鋳物模型製作 NC II
	30	鋳物融解／鋳造 NC II
	31	鋳物型製作 NC II
	32	自動車機械部品組立 NC II
	33	自動車電気機器組立 NC II
	34	プラスチック機器操作 NC II
	35	研究室および計測／校正 NC II
	36	工程検査 NC II
	37	塗装機器操作 NC II
	38	板金加工（自動車製造） NC II
	39	鋳物融解／鋳造 NC III
	40	鋳物型製作 NC III
	41	鋳物模型製作 NC III
	42	自動車電気機器組立 NC III
	43	自動車機械部品組立 NC III
	44	熱処理 NC II
	45	プラスチック機器操作 NC III
	46	工程検査 NC III
	47	自動車配線用ハーネス組立 NC II
	48	研究室および計測／校正 NC III
	49	型製作 NC II
	50	金属プレス NC II
	51	鍛造 NC II
	52	鍛造 NC III
	53	運転 NC II
	54	運転（旅客バス／トラック） NC III
	55	運転（連結車両） NC III
建設	56	ビル配線設置 NC II
	57	大工職 NC II
	58	石工職 NC II
	59	配管 NC II
	60	大工職 NC III
	61	石工職 NC I
	62	石工職 NC III
建設	63	建設塗装 NC Li
	64	建設塗装 NC III
	65	配管 NC I
	66	配管 NC III
	67	重機アフターサービス（機械） NC II
	68	重機アフターサービス（ブルドーザ） NC II
	69	重機アフターサービス（クローラークレーン） NC II
	70	重機アフターサービス（フォークリフト） NC II
	71	重機アフターサービス（油圧掘削機） NC II
	72	重機アフターサービス（モーターグレーダー） NC II

	73	重機アフターサービス (ラフテレーンクレーン) NC II
	74	重機アフターサービス (タワークレーン) NC II
	75	重機アフターサービス (トラッククレーン) NC II
	76	重機アフターサービス (ホイールローダー) NC II
	77	強化鉄棒設置 NC II
	78	足場組立 NC II
	79	タイル張り NC II
	80	重機アフターサービス (アーティキュレートオフハイウェイ・ダンプトラック) NC II
	81	重機アフターサービス (コンクリートポンプ) NC II
	82	重機アフターサービス (舗装機) NC II
	83	リギング NC I
	84	重機アフターサービス (リジットタイプオフハイウェイ・ダンプトラック) NC II
	85	重機アフターサービス (ロードローラー) NC II
	86	重機アフターサービス (ミキサ車) NC II
	87	重機アフターサービス (リジットタイプオンハイウェイ・ダンプトラック) NC II
	88	重機アフターサービス (バックホーローダー) NC II
	89	重機アフターサービス (ガントリークレーン) NC II
	90	重機アフターサービス (コンテナスタッカー) NC II
	91	重機アフターサービス (スクリッド) NC I
	92	建築物組立 NC II
	93	配管 NC II
	94	技術製図 NC II
	95	電気機器設置およびメンテナンス NC II
	96	電気機器設置およびメンテナンス NC III
	97	電気機器設置およびメンテナンス NC IV
	98	PV システム設計 NC III
	99	PV システム設置 NC II
	100	PV システムアフターサービス NC III
	101	建設用リフト 乗客/貨物エレベータ操作 NC II
	102	システムフレームワーク設置 NC II
装飾工芸品	103	宝飾製作 (高級宝石) NC II
	104	宝飾製作 (高級宝石) NC III
エレクトロニクス	105	計装制御アフターサービス NC II
	106	計装制御アフターサービス NC III
	107	計装制御アフターサービス NC IV
	108	家庭用エレクトロニクスアフターサービス NC II
	109	家庭用エレクトロニクスアフターサービス NC III
	110	家庭用エレクトロニクスアフターサービス NC IV
	111	メカトロニクスアフターサービス NC II
	112	メカトロニクスアフターサービス NC III
	113	メカトロニクスアフターサービス NC IV

靴および革製品	114	靴製作 NC II
家具と取り付け品	115	家具製作（仕上げ） NC II
衣服	116	衣服製作 NC II
	117	洋服仕立 NC II
	118	ファッションデザイン（アパレル） NC III
保健、社会および その他コミュニティ 開発サービス	<b>バランガイ保健サービス</b>	
	119	バランガイ保健サービス NC II
	<b>ヘルスケアサービス</b>	
	120	ヘルスケアサービス NC II
	121	ヒロット（ウェルネスマッサージ） NC II
	122	薬局サービス NC II
	123	バイオメディカル器具サービス NC II
	124	緊急医療サービス NC II
	125	マッサージセラピー NC II
	126	介護 NC II
	127	眼鏡レンズサービス NC II
	128	歯科技工サービス NC I
	129	歯科技工サービス（固定義歯／歯列矯正器具） NC II
	130	歯科技工サービス（可撤性義歯／歯列矯正器具） NC II
	131	歯科衛生 NC IV
	132	歯科技術 NC IV
	<b>家事サービス</b>	
	133	家事サービス NC II
	<b>芸能</b>	
	134	芸能（舞踊） NC II
	135	芸能（歌唱） NC II
	136	芸能（社交ダンス） NC II
	<b>パーソナルケア</b>	
	137	美容室 NCH
	138	美容室 NC III
	139	美容 NC II
	140	美容 NC III
	141	理髪店 NC II
	142	美容サービス（ネイルケア） NC II
	143	美容サービス（ネイルケア） NC III
	<b>セキュリティサービス</b>	
144	セキュリティサービス NC I	
145	セキュリティサービス NC II	
<b>その他</b>		
146	写真 NC II	
147	簿記 NC III	
148	イラストレーション NC II	
149	小規模金融技術 NC II	

暖房、換気、空調、 冷蔵・冷凍	150	RAC (PACU/CRE) アフターサービス NC II
	151	輸送 RAC アフターサービス NC II
	152	製氷所冷凍設備アフターサービス NC III
	153	エアダクトアフターサービス NC II
	154	RAC アフターサービス (ドリス) NC II
情報通信技術	155	コンピュータハードウェアアフターサービス NC II
	156	連絡センターサービス NC II
	157	医療文書作成 NC II
	158	プログラミング NC IV
	159	2D アニメーション NC III
	160	3D アニメーション NC III
	161	アニメーション NC II
	162	ケーブルテレビ設置 NC II
	163	ケーブルテレビ運営とメンテナンス NC III
	164	ビジュアルグラフィックデザイン NC III
	165	ブロードバンド設置 (固定ワイヤレスシステム) NC II
	166	電気通信 OSP および加入者線設置 (銅線ケーブル /POTS および DSL) NC II
	167	電気通信 OSP 設置 (光ケーブル) NC II
	168	2D ゲームアート開発 NC III
169	医療コーディングおよび請求 NC II	
海事	170	航海当直部員 (STCW レギュレーション II/5)
	171	熟練船員 (STCW レギュレーション II/5)
	172	機関当直部員 (STCW レギュレーション III/4)
	173	熟練機関士 (STCW レギュレーション III/5)
	174	船舶電気 NC II
	175	機械加工 NC II
	176	機械加工 NC I
	177	機械加工 NC III
	178	被覆金属アーク溶接 (SMAW) NC I
	179	被覆金属アーク溶接 (SMAW) NC III
	180	被覆金属アーク溶接 (SMAW) NC IV
	181	ガス金属アーク溶接 (GMAW) NC I
	182	ガス金属アーク溶接 (GMAW) NC II
	183	ガス金属アーク溶接 (GMAW) NC III
	184	フラックスコアッドアーク溶接 (FCAW) NC I
	185	フラックスコアッドアーク溶接 (FCAW) NC II
	186	フラックスコアッドアーク溶接 (FCAW) NC III
	187	ガスタンングステンアーク溶接 (GMAW) NC II
	188	ガスタンングステンアーク溶接 (GMAW) NC IV
	189	サブマージアーク溶接 (SAW) NC I
	190	サブマージアーク溶接 (SAW) NC II
	191	ガス溶接 NC I
	192	ガス溶接 NC II
	193	被覆金属アーク溶接 (SMAW) NC II

	194	機械製図 NC I
	195	プラントメンテナンス NC I
	196	プレス機操作 NC I
	197	ダイ製作 NC II
	198	CNC 旋盤機械操作 NC II
	199	CNC 旋盤機械操作 NC III
	200	CNC フライス盤操作 NC II
	201	CNC フライス盤操作 NC III
	202	CAD/CAM 操作 NC III
加工食品および飲料	203	食品加工 NC II
	204	屠殺業 NC II
	205	水産品包装 NC II
	206	食品加工 NC I
	207	食品加工 NC III
	208	食品加工 NC IV
花火製造	209	花火製造 NC II
観光 (ホテル・レストラン)	210	バーテンダー NC II
	211	商業調理 NC II
	212	食品・飲料サービス NC II
	213	ハウスキーピング NC II
	214	ツアーガイドサービス NC II
	215	旅行サービス NC II
	216	フロント・オフィス・サービス NC II
	217	パン・ペストリー製造 NC II
	218	商業調理 NC III
	219	商業調理 NC IV
	220	食品・飲料サービス NC III
	221	食品・飲料サービス NC IV
	222	ハウスキーピング NC III
	223	ハウスキーピング NC IV
	224	イベント運営サービス NC III
	225	アトラクション&テーマパーク運営 NC II
	226	観光促進サービス NC II
職業教育訓練	227	訓練者方法レベル I
	228	訓練者方法レベル II
公益事業	229	ディーゼルパワープラントメンテナンス NC III
	230	ディーゼルパワープラント操作およびメンテナンス NC II
	231	ディーゼルパワープラント操作およびメンテナンス NC III
	232	伝送回線設置およびメンテナンス NC II
	233	伝送回線設置およびメンテナンス NC III
	234	電力供給線建設 NC II
卸売および小売業	235	顧客サービス NC II

NC という用語は、「フィリピン職業教育訓練資格認定枠組み」(PTQF) で規定されているように志願者が資格認定に含まれるすべての能力単位で能力を示した際に発行される国家証明

書を意味する。NC I は自由裁量の余地がほとんどまたはまったくない通常業務および予測可能な任務を遂行する労働者を意味している。NC II は明示された選択肢や限定された複雑さが伴う既知の通常業務および手順に従う定められた範囲の職務を遂行する労働者を意味している。NC III レベルの労働者は既知の通常業務および手順に従う高度な能力で幅広い熟練作業を行う。仕事の状況には選択肢の範囲および選択に関して一定の複雑さが伴う。NC IV レベルの労働者は大部分が複雑で不規則なさまざまな状況で幅広い作業を行う<sup>14</sup>。

2012年6月現在の技術教育技能開発庁登録プログラムは以下のとおり。

セクター	登録プログラム		合計
	訓練規則あり	訓練規則なし	
農業および漁業	261	10	271
自動車および陸上輸送	1,045	8	1,053
建設	1,277	34	1,311
装飾工芸品	1	2	3
エレクトロニクス	676	44	720
靴および革製品	0	1	1
家具と取り付け品	5	3	8
衣服	232	10	242
保健、社会およびその他コミュニティ 開発サービス	3,501	1,541	5,042
暖房、換気、空調、冷蔵・冷凍	225	3	228
情報通信技術	4,228	811	5,039
航空	4	63	67
海事	174	38	212
金属およびエンジニアリング	941	22	963
加工食品および飲料	118	2	120
花火製造	0	0	0
観光・ホテル・レストラン	5,436	56	5,492
職業教育訓練	43	2	45
公益事業	2	5	7
卸売および小売業	3	0	3
合計	18,172	2,656	20,828

#### D. 資格専門学校

ある課程の大学卒業者がその専門職を開業するためには当該課程の資格認定免許交付試験に合格する必要があるため、資格専門学校の需要が生じている。多数の資格専門学校が、卒業生に対し資格専門学校を推薦できる学術機関に付属しているか、またはそのような学術機関から推薦を受けている。その他の資格専門学校は、その講師および教官の資質、入学者のなかでの委員会試験合格者数に関する実績、輩出した一流の人材の数、提供するレビュー教材の質、その教授スタイルの有効性、またはその所在地の近接性といった特性を生かして定着している。

<sup>14</sup> Dr. Augusto Boboy Syjuco の論文「The Philippine Technical Vocational Education and Training (TVET) System」の中の表 02 : PTQF 概要にて定義。以下参照。 <http://www.tesda.gov.ph/uploads/file/Phil%20TVET%20system%20-%20syjuco.pdf>

潜在的受講者が考慮する要素は下記の通りである。

- 実績
- 対応する講師および教官
- 提供される教材
- 所在地および環境
- 入学／登録料金
- 教授スタイル
- スケジュール

一部の要素は適性試験の資格専門学校の選択についても該当する。実績を確立するために、資格専門学校は通常合格した受験者のリストをウェブサイトまたは実際の事業所で掲示し、資格専門学校としての有効性を強調する。一部の資格専門学校はその講師および教官の資質を高めるために委員会の一流の人材またはそれぞれの分野で有名な専門家を雇用している。その他の資格専門学校は、資格専門学校の信頼性を確立するために合格した入学者からの推薦状またはフィードバックを得ている。

個人指導サービスも提供している資格専門学校は、さらに、学校での現行課業をカバーするばかりでなく、学校で生徒が有利になるための上級レッスンも提供する拡充プログラムを提供している。こどもの学習プロセスを管理し、その理解力および分析能力における特定の問題または障害に対処するには、特定の学生の個人的必要性に焦点を合わせる事が重要である。

## 第2部 外国投資制限

### I. 外国資本規制

フィリピンでは教育は国有の活動である。1987年フィリピン憲法の第XIV章第4条は次のように規定している。

第4条 (1) 国は教育制度における公立および私立機関の補完的役割を認めて、すべての教育機関の適切な監督および規制を行うものとする。

(2) 宗教団体および布教委員会により設立されたものを除き、教育機関は、フィリピン国民あるいは資本金の少なくとも60%が当該国民により所有される法人または協会によってのみ所有されるものとする。ただし、議会はすべての教育機関に対するフィリピン国民の資本参加の増大を要求することができる。

教育機関の支配および管理はフィリピン国民に委ねられるものとする。

いかなる教育機関も外国人向けだけに設立されないものとし、外国人が学校の入学者数の3分の1以上を占めないものとする。本項の規定は外国の外交職員およびその扶養家族ならびに特に法律により規定された場合を除いてその他の外国人一時居住者向けに設立された学校には適用されないものとする。...

...

このように、フィリピン憲法は民間部門が教育機関を開設することを明白に認めているが、その所有権をフィリピン国民または資本金の少なくとも60%がフィリピン国民により所有される法人に制限している。

従って、何が所有権制限の対象になるかを決定するためには、「教育機関」という用語に何が含まれるかを決定することが重要である。憲法は「教育機関」を定義していないが、教育法およびその規則は外国資本規制を明示的に実施しており、そのことは、必然的に、憲法で言及された「教育機関」という用語がすべての私立学校（憲法そのものにより具体的に除外されたものは別）を含むほど幅広いことを示唆している。

#### A. オンライン・コースおよび遠隔教育を提供する私立学校

修正 Batas Pambansa Blg. 232 (1982年教育法) は、あらゆるレベルの教育（小学校、中等学校、第三教育）に適用されるが、下記のように「学校」を「教育機関」と同一視している。

第26条 用語の定義 – 本章で使用される用語は以下の通りに定義される。

「学校」とは正当に設立された学習機関または教育機関である。

基礎教育に関する前述の法律を実施して、基礎教育の私立学校規則の2010年改訂マニュアル（教育省令第088-10号）も、下記のように「学校」を「教育機関」と同一視している。

「学校」とは規定レベルで組織的な生徒または学生集団に関する活動を行い、教師から教授を受け、国によって認められ、具体的に教育目的に意図された特定の物理的な場所またはサイバー・サイトに所在する私立または公立の教育機関を意味する。

前述の定義は物理的な場所に所在する学校に限定されず、「サイバー・サイト」の学校にも適用されることに留意されたい。

基礎教育の私立学校規則の 2010 年改訂マニュアルは、憲法の所有権制限を明示的に実施して、下記のように基礎教育の私立学校が株式または非株式会社法人として設立されることを義務付けている。

第 20 条 私立学校の所有権。宗教団体および布教委員会により設立されたものを除き、教育機関は、フィリピン国民あるいは資本金の少なくとも 60% が当該国民により所有される法人または協会によってのみ所有されるものとする。 ...

第 21 条 私立学校の設立は事前承認の対象である。私立学校の設立は、学校または分校が設立される場所に対して管轄権を有する教育省地域局長の事前承認の対象であるものとする。

第 22 条 私立学校の設立は法律および本マニュアルに従うものとする。私立学校の設立は法律および本マニュアルに準ずるものとする。

第 23 条 計画中の私立学校の設立。設立が計画中の私立学校はフィリピンの法人法典の規定に従って非株式または株式教育法人として設立されなければならない。家族経営の初等前教育機関の場合、この法人設立要件が放棄される場合がある。ただし、初等教育に従事するものについては株式教育機関の最低払込済み資本金が 100 万ペソ以上、初等および中等コースを提供するものについては 250 万ペソ以上であるものとする。ただし、RA 7798 可決前に株式法人として設立された既存の教育機関を除き、当該教育機関は当初株式資本を保持することができる。

株式法人として設立または組織される学校は、奨学金、学資ローン、または現行法に基づいて既に義務づけられたその他の補助金の形で個々の学生および教師に与えられるものを除き、いかなる形の政府補助金、奨励金、または援助も受ける資格をもたないものとする。教育プログラムを対象とした非株式学校に対する政府援助はもっぱらその目的に使用されるものとする。

また、1994 年高等教育法を実施する 2008 年私立高等教育規則マニュアル（2008 年 7 月 31 日付け 2008 年シリーズの高等教育委員会覚書令第 40 号）は、「高等教育機関」を次のように定義している。

第 5 条 用語の定義 – 特に規定された場合を除き、下記の用語は以下の通りに解釈されるものとする。

...

16) 本マニュアルで使用される「高等教育機関」または「機関」は、高等教育における規定の研究を追究する組織的な学生集団に関する活動を行い、教師から教授を受け、特に教育目的の特定の場所にある建物または建物群に所在する私立または公立の教育機関を意味する。

前述の定義は、「サイバー・サイト」に所在する学校を含む基礎教育の私立学校規則の 2010 年改訂マニュアルにおける「学校」の定義ほど広範囲ではないが、2008 年私立高等教育規則マニュアルは、高等教育が教室内および教室外で行われうことを明示的に認め、高等教育が次のように「遠隔学習」および「E ラーニング」を含むインフォーマルまたは「代替法」の教育から得られることを認めていることに留意されたい。

第 9 条 方針 - 委員会は、教育および高等学習の取得が教室の範囲内外で行われることを認める。委員会は非公式教育から得られた高等学習を公式に認める必要性を認める。この認識は一般大衆により容認される手段に具体化されるものとする。

第 10 条 目的 - 教育における代替法の目的は次の通りである。

- 1) 地理的場所、個人的および仕事上の業務、時間的制約、従来のコース構造といった理由により隔離されている、より多数の有資格学生が良質の高等教育を利用できるようにすること
- 2) 高等教育におけるのと同等の証明書、賞の授与に関する非公式な教育および訓練ならびに個人の関係作業経験からの従前学習の評価と認定に関するメカニズムを確立すること。
- 3) 資格のある学生に対する高等教育証明書および／または学位の授与に関するガイドラインを確立すること。

第 11 条 代替法 - 代替法には下記のものが含まれるが、それに限定されないものとする。

- 1) 遠隔教育 - 教師と学習者が時間的および空間的に隔てられていて、特別設計の資料および方法により教授が提供され、組織的、構造および手配によって支援される教育提供方法。
- 2) 第三教育同等および認定プログラム (ETEEAP) - 非公式訓練に関する大学同等レベルの学習、高等教育代役機関による同等の単位の最終的授与および／または適切な学位の授与に関する関連作業経験から得られた証明／立証済み能力、技能、態度、価値観を特定し、評価し、指定する包括的なプログラム。このプログラムの個々の学生の進歩を確保するために能力増進プログラムが採用される。
- 3) 段階的教育 - 技術者養成教育および職業教育訓練および高等教育(HE)の内部およびそれらの間で学生および労働者の進歩を可能にするすべての教育および訓練メカニズムを意味する。
- 4) E ラーニング - 電子的手段による学習、訓練、または教育プログラムの提供。これにはコンピュータまたは電子装置の使用が伴う。
- 5) オープン学習 - 学習者中心で融通性があり、学習者が自己の状況および要件を満たす時間、場所、ペースで学習できるようにする学習体系。

前述の代替法の設立および運営は対応する高等教育委員会方針、ガイドライン、手続きに従うものとする。

同様に、2008 年私立高等教育規則マニュアルも、次のように、憲法に基づく所有権制限を採択し、私立高等教育機関が株式または非株式会社人として設立されることを義務付けている。

第 20 条 私立高等教育機関の法人設立。制限。 - すべての私立高等教育機関は、フィリピン法人法典および共和国法第 7798 号により修正された 1982 年教育法に従って非株式または株式教育法人として設立され、法人格を取得するものとする。憲法および特別法に従って宗教団体および布教委員会により設立された学校または設立される学校を除き、所有権は、フィリピン国民あるいは資本金の少なくとも 60%が

当該国民により所有される法人または協会にのみ与えられる。ただし、高等教育機関の最低払込済み資本金が 500 万ペソ以上であるものとする。ただし、株式会社人として設立された既存の教育機関を除き、当該教育機関は当初株式資本を保持することができる。

機関の所有権に変更がある場合には、30 日以内に当該変更を書面で委員会および学界のメンバーに開示することが私立高等教育機関の評議委員会／理事会／運営委員会の義務であるものとする。

基礎教育の私立学校規則の 2010 年改訂マニュアルおよび 2008 年私立高等教育規則マニュアルそれぞれに基づく「学校」および「高等教育機関」の定義の範囲を考えると、両マニュアルにより採用された所有権制限は学位目的でないコース、遠隔教育、オンライン・コースを提供するすべての私立学校に適用される。

## B. 技術および職業訓練学校／センター

技術および職業訓練学校に関するかぎり、1994 年技術教育技能開発庁法は技術および職業訓練の所有権制限に触れていないが、証券取引委員会（Security and Exchange Commission : SEC）は、技術教育技能開発庁監督下の技術学校または訓練センターも教育機関であり、従ってフィリピン憲法に基づく所有権制限の適用を受けるという見解を述べる機会があった。

2003 年 10 月 28 日付けの証券取引委員会見解第 53-03 号で、証券取引委員会は次のように述べた。

海運訓練機関が否定的リストで特に言及されていないのは確かであるが、教育機関への外国人参加を 40%に制限している教育法の規定の適用を受けるのであるから、当該企業の外国資本は部分的に国民化された産業の最大許容を超えることはできない。あなたの主張に反して、海運訓練センターは、所定の職業領域における「技能開発」訓練を、技術教育技能開発庁の監督下にある中位職業へ向けての 1 年、2 年、または 3 年証明書に至る学位目的でないプログラムで提供するのであるから、海運訓練センターには教育法の規定が適用される。

海運訓練センターが教育・文化・スポーツ省（DECS）からの承認を必要としない事実にもかかわらず、法律は用語の適用範囲を DECS の監督下にある企業にのみ限定していないという理由で、海運訓練センターは「教育機関」とみなされる。事実、1997 年租税改革法として知られる RA 8424 の第 27 (B)条に基づいて、「私立教育機関」とは、既存の法律および規則に従い、場合に応じて、教育・文化・スポーツ省（DECS）、または高等教育委員会、または技術教育技能開発庁から発行された運営許可を得て民間人または民間人集団によって維持および管理される私立学校である。

海運訓練センターが海運業における一連の仕事のための資格として要求される能力および知識を取得、向上させるための系統的学習機会を訓練生に提供することを考えると、また海運訓練センターは海運訓練プログラムの終了証明書を発行するのであるから、海運訓練センターは技術教育技能開発庁の監督下にあり、教育法の規定が適用される「技能開発センター」とみなすことができる。

従って、海運訓練センターのような企業の外国人資本は 40%を超えることはできない。

### C. 資格専門学校および類似事業体

2007年シリーズの高等教育委員会覚書令第30号（フィリピンにおける資格専門学校および類似事業体の設立および運営に関する実施規則）に基づいて、資格専門学校は次のように定義される「資格専門学校」そのものと「類似事業体」に分類することができる。

第1条 資格専門学校 – 専門職資格管理委員会によって与えられる免許交付試験に備えて公式学校で得た受講者の知識または能力および技能を新たにし、増進することを意図した学習プログラムまたはコースを国民または専門グループに有料または無料で提供することを意図し、本規則に従って正当に権限を与えられた事業体により運営および所有されるセンターを意味する。本規則で理解される資格専門学校という用語は専門職規則委員会により与えられる免許交付試験に備えて個人により有料または無料で提供される講座の運営または経営も含むものとする。

…

第8条 類似事業体 – この用語は大学入学試験、公務員試験、英語、数学、その他の特定分野の個人指導サービスを含めて、それに限らない、専門職規則委員会によって与えられる免許交付試験が適用されない領域のレビューまたは個人指導サービスを提供するその他の資格専門学校を意味する。

従って、「資格専門学校」そのものは専門職資格管理委員会により与えられる免許交付試験に受講者を備えさせるものである。他方、「類似事業体」は大学入学試験および公務員試験に受講者を備えさせるものならびに英語や数学といった特定分野の個人指導サービスを提供するものを意味する。

この区別は、フィリピン憲法に基づいた、教育機関に対する所有権制限の適用の目的に係している。2007年シリーズの高等教育委員会覚書令第30号の規則VIIの第2条により、資格専門学校そのものに関する出願者には、次のように、2つのカテゴリーしかない。

**第2条 出願者のカテゴリー** – 免許交付試験に関する教育プログラムに関わる資格専門学校の設立および運営またはレビュー・クラスの経営を希望する出願者は、2つのカテゴリーに分類することができる。

- A.) 国、または法の適用、または高等教育委員会が公認した私立高等教育機関により設立／創設された学校、単科大学、または総合大学
- B.) 有資格高等教育機関および専門職資格管理委員会公認専門職団体のコンソーシアム

前述したように高等教育機関にはフィリピン憲法に基づく所有権制限が適用されることを考えると、カテゴリーAとBの両出願者には所有権制限が適用される。さらに、フィリピン憲法が専門職の開業をフィリピン国民にのみ制限していることを考えると、カテゴリーB出願者の「専門職団体」もフィリピン国民からなる。

一方、「類似事業体」は必ずしも学校、単科大学、または高等教育事業体である必要はない。特定のカテゴリーの出願者は要求されていない。2007年シリーズの高等教育委員会覚書令第30号の規則XVIの条項は、類似事業体として運営されるすべての事業体が「統計データ作成

のためにその運営に関する文書／情報を提出する」ことを要求しているにすぎない。従って、当該「類似事業体」にフィリピン憲法に基づく外国資本規制が適用されるとは思われない。

## II. 支配および管理

フィリピンでは、外国資本に比例して取締役会に代理人を送り込むことを認めることができるのが通則である<sup>15</sup>。たとえば、法人が 60%外国人所有である場合、取締役会のメンバーの 60%を外国人とすることができる。

しかし、教育機関はこの通則の例外である。1987 年フィリピン憲法第 XIV 章第 4 条は次のように規定している。

第 4 条 (1) 国は教育制度における公立および私立機関の補完的役割を認めて、すべての教育機関の妥当な監督および規制を行うものとする。

…  
教育機関の支配および管理はフィリピン国民に委ねられるものとする。  
…

「支配」は、通常は過半数で十分であるから、支配権を握るために取締役会のすべてのメンバーを必ずしも必要としないが、フィリピン憲法のその特定の規定は教育機関の取締役会のすべてのメンバーがフィリピン国民であるべきことを意味している。ある見解で、証券取引委員会は次のように説明した<sup>16</sup>。

1982 年教育法として知られる *Batas Pambansa Blg. 232* は次のように規定している。

---

<sup>15</sup> 改正共和国法第 108 号（一定の権利、公民権、または特権の国民化に関する法律の回避行為を罰する法）は次のように規定している。

第 2-A 条 不法な使用、利用、または享受。 — その行使または享受が憲法または法律によりフィリピンまたは他の特定国の国民、または少なくとも資本金の 60%が当該国民により所有されている法人もしくは団体に留保されている権利、公民権、特権、財産、または企業をその名義または管理の下にもち、フィリピンの憲法または法律により定められた必要条件を満たしていない人、法人、または団体によるその使用、利用、または享受を許可または許容し、あるいは当該権利、公民権、特権、財産、または企業をさもなければ憲法または現行法の規定により資格を有しない人、法人、または団体に賃貸し、またはその他の方法で移譲もしくは譲渡し、あるいは憲法または現行法により規定された資格をもたない人が、その行使および享受が憲法または現行法によりフィリピンまたは他の特定国の国民に留保されている権利、公民権、特権、財産、または企業を取得し、使用し、利用し、または享受することならびにその雇用が司法省により具体的に承認された技術要員を除いて報酬ありまたは報酬なしで役員、従業員、または労働者としてその経営、運営、管理、または統制に介入することをなんらかの方法で許可または許容する人、法人、または団体、ならびに上記の行為の計画、実現、または永続化を援助、支援、または幫助する人は、5 年以上 15 年以下の懲役およびこの規定に違反して享受または取得された権利、公民権、または特権の価値以上の、ただし、いかなる場合にも五千ペソ以上の罰金により罰せられるものとする。ただし、本条の規定に違反した法人、団体、または共同経営会社を管理している社長、支配人、または人は刑法でその代わりに有責とされるものとする。ただし、さらに、人、法人、または団体は、ここで科される罰に加えて、当該権利、公民権、特権を剥奪され、ならびに本法の規定に違反して享受または取得された財産または企業を没収されるものとする。ただし、最後に、部分的に国民化された活動に従事する法人または団体の取締役会または管理機関のメンバーとしての外国人の選任は、当該事業体の資本金に関するその許容参加または分担に比例して許容されるものとする。

<sup>16</sup> 1991 年 5 月 22 日付けの証券取引委員会見解、弁護士 Gregorio M. Batiller, Jr.宛。

「第 31 条 理事会 – 第三機関として設立されたあらゆる公立単科大学、総合大学、あらゆる私立学校は、場合に応じて、その設立趣意書またはフィリピンの法人法典に従って理事会をもつものとする。」

この件について法人法典は何も規定していないが、旧憲法（第 XV 章第 8(7)条）に倣って採用された 1987 年フィリピン憲法第 XIV 章第 4 条（2 par. 2）は部分的に次のように規定している。

「教育機関の支配および管理はフィリピン国民に委ねられるものとする。」

経営を支配するには取締役会の「過半数」さえあれば十分とみなされるので、上記の規定の「支配」という用語は取締役会の「すべての」メンバーが国民でなければならないことを意味しているとは解釈されないかもしれない。大統領令第 176 号(旧憲法の第 XV 章第 8(7)条)は、教育機関の取締役会のメンバーがフィリピン国民に限定されなければならないと定めている。法律は次のように規定している。

「2. 支配および管理 – フィリピンで既に設立された、または今後設立されるすべての教育機関の支配および管理はフィリピン国民に与えられるものとする。当該教育機関の運営組織または理事会のメンバーはフィリピン国民に限定されるものとする。当該教育機関の経営における管理裁量権の行使を含む地位への任命および指名ならびに雇用も、同様に、フィリピン国民に限定されるものとする。・・・」

本件に関する新憲法の規定が旧憲法から採用されたことを考慮に入れると、PD 176 も当該規定を実施するために作成されるべきである。これに関連して、1986 年憲法の一時規定に基づいて、前政権により公布された大統領令は、修正、撤回、または破棄されるまで、引き続き有効であることは言及するに値する。1986 年憲法の第 XVIII 章第 3 条は次のように規定している。

「第 3 条 憲法と矛盾しない現行のすべての法律、法令、行政命令、布告、指図書、その他の行政発布は、修正、撤回、または破棄されるまで、引き続き有効であるものとする。」

撤回または破棄されていない上記の大統領令は依然として有効であり、かつ法的強制力をもち、新憲法を満たすはずである。従って、フィリピン国民のみが教育機関の取締役会のメンバーに選任される資格を有する。

教育機関の支配および管理に関するフィリピン憲法の指令を実施して、基礎教育の私立学校規則の 2010 年改訂マニュアルおよび 2008 年私立高等教育規則マニュアルは、私立学校の支配および管理（つまり、取締役会または理事会）をフィリピン国民に与えている<sup>17</sup>。

さらに、両マニュアルは学校長（あるいは総長、院長、校長、または学長）がフィリピン国民であることを要求している<sup>18</sup>。

<sup>17</sup> 基礎教育の私立学校規則の 2010 年改訂マニュアルの第 51 条、2008 年私立高等教育規則マニュアルの第 31 条。

<sup>18</sup> 基礎教育の私立学校規則の 2010 年改訂マニュアルの第 54 条、2008 年私立高等教育規則マニュアルの第 32 条。

### III. 外国人入学制限

学校の資本規制、外国人支配と管理制限に加えて、憲法は学校への外国人入学者も入学者全体の3分の1に制限している。1987年フィリピン憲法第XIV章第4条は次のように規定している。

第4条 (1) 国は教育制度における公立および私立機関の補完的役割を認めて、すべての教育機関の適切な監督と規制を行うものとする。

(2) 宗教団体および布教委員会により設立されたものを除き、教育機関は、フィリピン国民あるいは資本金の少なくとも60%が当該国民により所有される法人または協会によってのみ所有されるものとする。

教育機関の支配と管理はフィリピン国民に委ねられるものとする。

いかなる教育機関も外国人向けだけに設立されないものとし、外国人が学校の入学者数の3分の1以上を占めないものとする。本項の規定は外国の外交職員およびその扶養家族ならびに特に法律により規定された場合を除いてその他の外国人一時居住者向けに設立された学校には適用されないものとする。

...

基礎教育の私立学校規則の2010年改訂マニュアルおよび2008年私立高等教育規則マニュアルは共に、外国人入学者に関する前述の制限を実施している<sup>19</sup>。

### IV. 制限の例外

外国人によるフィリピンの学校の所有権が許容される場合が2つある。(1) 学校が宗教団体および布教委員会により設立される場合と、(2) 学校が外国からの駐在員とその扶養家族およびその他の外国人一時居住者向けに設立される場合がそれである。1987年フィリピン憲法第XIV章第4条に規定している。

<sup>19</sup> 基礎教育の私立学校規則の2010年改訂マニュアルの第4(10)条は次のように規定している。

第4条 教育に関する基本的国家政策。 - 基礎教育の私立学校に関する基本的な国家政策は次の通りである。

...

10. 外国人向けの学校の設立および入学者における外国人の構成。いかなる教育機関も外国人向けだけに設立されないものとし、外国人集団が学校の入学者数の3分の1以上を占めないものとする。当該禁止は外国の外交職員およびその扶養家族ならびに法律により特に規定された場合を除いてその他の外国人一時居住者向けに設立された学校には適用されない。

2008年私立高等教育規則マニュアルの第22条も次のように規定している。

第22条 外国高等教育機関の設立 - 外国高等教育機関の設立および運営には、フィリピン憲法、法律、ならびに委員会の政策および規則の関係規定が適用されるものとする。憲法、法律、または本マニュアルにより特に規定された場合を除き、本マニュアルで規定される学位プログラムを運営するための政府権限の付与に関するものと同様の条件または要件が、フィリピンで直接または間接に学位プログラムを運営する外国機関にも常に同様に適用されるものとする。

高等教育機関は外国人向けだけに設立されないものとし、外国の外交職員およびその扶養家族ならびに法律により特に規定された場合を除いてその他の外国人一時居住者向けに設立された機関を除き、外国人集団は学校の入学者数の3分の1以上を構成しないものとする。

第 4 条 (1) 国は教育制度における公立および私立機関の補完的役割を認めて、すべての教育機関の適切な監督および規制を行うものとする。

(2) 宗教団体および布教委員会により設立されたものを除き、教育機関は、フィリピン国民あるいは資本金の少なくとも 60% が当該国民により所有される法人または協会によってのみ所有されるものとする。

教育機関の支配および管理はフィリピン国民に委ねられるものとする。

いかなる教育機関も外国人向けだけに設立されないものとし、外国人集団が学校の入学者数の 3 分の 1 以上を占めないものとする。本項の規定は外国の外交職員およびその扶養家族ならびに特に法律により規定された場合を除いてその他の外国人一時居住者向けに設立された学校には適用されないものとする。

...

第 2 の例外（学校が外国の外交職員およびその扶養家族ならびにその他の外国人一時居住者向けに設立される場合）は上記の第 4(2)条の第 3 段落にのみ規定されているが、司法省はこの例外も外国人所有制限ならびに外国人支配および管理制限に適用されるとする見解を公表している。司法省は次のように述べている<sup>20</sup>。

前述の憲法規定を一読すれば、フィリピンにおける学校の設立についての所有権、支配および管理、ならびに学生集団に関する要件または制限が、外国の外交職員、その扶養家族、ならびにその他の（外国人）一時居住者向けに設立された学校には適用されないことは明白であろう。国際慣行を認めて「外国の外交職員およびその扶養家族」向けの学校に対する適用免除は法律制定によって撤回することはできない。他方、「その他の（外国人）一時居住者」向けの学校に対する適用免除は法律制定によって撤回することができる。従って、「その他の（外国人）一時居住者」向けに設立された学校に関して憲法で与えられた適用免除を具体的に撤廃または撤回する法律がある場合を除き、当該適用免除は依然として得られる。

## V. 奨励措置

1987 年フィリピン憲法は租税免除の形で教育機関に奨励措置を与えている。第 XIV 章第 4 条の残りの部分は次のように規定している。

第 4 条 (1) 国は教育制度における公立および私立機関の補完的役割を認めて、すべての教育機関の適切な監督および規制を行うものとする。

...

(3) 非株式および非営利教育機関の、実際に、直接的に、教育目的だけに使用されるすべての収入および資産は税金および関税を免除されるものとする。当該機関の法人存在の解散または活動停止時には、その資産は法律によって定められた方法で処分されるものとする。

---

<sup>20</sup> 1998 年の司法省見解第 055 号、また 2009 年 3 月 27 日付の SEC-OGC 見解第 08-09 号にも記載、Picazo Buyco Tan Fider & Santos 氏宛。

共同所有されるものを含めて、私立教育機関も、配当金の制限および再投資の規定を含む法律によって規定された制限を条件として、当該免除を受ける資格を有するものとする。

(4) 法律により定められた条件に従って、実際に、直接的に、教育目的だけに使用されるすべての助成金、寄贈財産、寄付金、または分担金は税金を免除されるものとする。

前述の奨励措置を実施して、改正 1997 年内国歳入法 (National Internal Revenue Code : NIRC) は、次のように、非株式および非営利教育機関の所得税を免除している。

第 30 条 法人に対する税の免除。 - 下記の組織は当該組織それ自体として受領した所得に関して本編に基づく課税を受けないものとする。

(H) 非株式および非営利教育機関

前述の規定に関して、財務省は内国収入税、関税、地方税の納税免除の利用に関するガイドラインを示す財務省令第 137-87 号 (新憲法第 XIV 章第 4(3)条の実施規則) を発令した。

フィリピン憲法第 XIV 章第 4 条(3)項を解釈して、フィリピン最高裁判所は事業体が租税免除を問題なく申し立てるために満たされるべき 2 つの要件を強調した。(i) 教育機関が非株式、非営利教育機関に属すること、および (ii) 当該教育機関が課税免除を求める所得が実際に、直接的に、教育目的にのみ使用されることがそれである。

内国歳入庁長官対 YMCA 訴訟で<sup>21</sup>、最高裁判所は次のように述べた。

また、被告は憲章の第 XIV 章第 4 条 3 項を訴えて、YMCA は「その収入および資産が実際に、直接的に、教育目的にのみ使用される非株式、非営利教育機関であるから、その財産および所得に対する課税を免除される」と申し立てた。繰り返して言うが、被告は財産税は免除されるが、その財産の賃貸料に関する所得税は免除されない。非株式、非営利の教育機関であるという最低限の申立だけでは、所得税の免除を正当化するには不十分である。

以前に論じたように、租税免除を認める法律はもっとも厳格な法律に基づいて解釈される。従って、YMCA が前述の規定に基づいて YMCA が申し立てる免除を受けるためには、実質的な証拠をもって、(1) それ为非株式、非営利教育機関という分類に属すること、ならびに (2) それが課税免除を求める所得が実際に、直接的に、教育目的にのみ使用されることを立証しなければならない。ただし、当裁判所は、被告が当該要件を満たしていることを立証するためのわずかな証拠も提出していないことを指摘する。

YMCA は憲法第 XIV 章第 4 条 3 項の範囲の教育機関であるのか。我々はそうではないと裁定する。「教育機関」または「学習機関」という用語は憲法委員会のメンバーが認識しているとみなされる周知の技術的意味をもつ。1982 年教育法により、当該用語は学校を意味している。学校制度は公式教育と同義であり、公式教育とは「公式学校制度により組織および提供され、学習者が進級し、またはより高いレベルに進むためには認証が必要とされる、階層構造の年齢段階的な学習を意味する。」当裁判所は YMCA の「修正基本定款」および「付属定款」を調べたが、学校または教育機関であるとのヒントさえ見つからなかった。

<sup>21</sup> G.R. No. 124043、1998 年 10 月 14 日。

さらに、1982年教育法により、非公式教育でさえ学校ベースと理解されており、「財団および市民組織といった民間後援」は除外される。租税免除を与えるときに使用される「教育機関」という用語は「・・・神学校、単科大学、または教育施設・・・」を意味すると決定される。従って、被告を検討中の憲法規定が適用される教育機関の一つみなすことはできない。

前述の訴訟から、フィリピン憲法第 XIV 章第 4 条(3)項に基づく租税免除の申請に関しては、「教育機関」という用語が厳密に解釈される。

内国歳入法は、さらに、教育機関および教育機関への寄贈者に対する下記の租税奨励措置を規定している。

- 一定の条件に基づいて、教育目的でのみ組織および運営される認定国内法人に対する寄付または贈与の総所得からの租税控除<sup>22</sup>
- 一定の条件に基づいて、寄贈者の税額からの教育機関に対する贈与または寄付の控除<sup>23</sup>
- 付加価値税からの教育サービスの免除<sup>24</sup>

<sup>22</sup> 内国歳入法の第 34 (H)条は次のように規定している。

第 34 条 総所得からの控除 - 第 24 (A)、25 (A)、26、27 (A)、(B)、(C)ならびに 28 (A) (1)条に基づく所得税が適用される課税所得の計算において、本条(M)項に基づく以外には本条に基づく控除が認められない雇用者対比雇用者関係の下で提供された人的役務から生じる報酬所得を得る納税者を除き、総所得から下記の控除が認められるものとする。

(H) 慈善およびその他の寄付。 -

(1) 一般に - 局長の勧告に基づいて財務長官により公布された規則に従い、フィリピン政府またはその機関またはその行政的小区域に対して、またはその使用のために、あるいは宗教、慈善、科学、青少年およびスポーツ育成、文化、または教育目的でのみ組織および運営される認定国内法人または団体に対して、あるいは退役軍人の社会復帰のため、あるいは社会福祉団体に対して、あるいは非政府組織に対して、課税年内に実際に支払われ、または行われた寄付または寄贈。その純所得のいかなる部分も、私的株主または個人に対して、本項および以下の諸項の利益なしに計算される売買、取引、または専門職から生じる納税者の課税所得の、個人の場合には 10%、法人の場合には 5%を超えない金額の利益にならないものものとする。

<sup>23</sup> 内国歳入法の第 101 条は次のように規定している。

第 101 条 一定の寄贈の免除 - 下記の寄贈または寄付は本章に規定された税から免除されるものとする。

(A) 居住者により行われた寄贈の場合。 -

(3) 教育および/または慈善、宗教、文化、または社会福祉法人、機関、認定非政府組織、信託または慈善団体、または研究機関もしくは組織に対する寄贈。ただし、当該寄贈の 30%以上が受贈者により管理目的に使用されるものとする。本免除に関して、「非営利教育および/または慈善法人、機関、認定非政府組織、信託または慈善団体および/または研究機関または組織」とは、配当金を支払わない非株式事業体として設立され、報酬を受け取らない理事により管理され、学生の授業料であるかまたは寄贈、寄付、補助金、もしくはその他の形の慈善であるかに関係なく、その所得すべてを基本定款に明示された目的の実現および促進のために充当する学校、単科大学、総合大学、および/または慈善法人、認定非政府組織、信託または慈善団体および/または研究機関または組織である。

(B) フィリピン国民でない非居住者によって行われた寄贈の場合。 -

(2) 教育および/または慈善、宗教、文化、または社会福祉法人、機関、財団、認定非政府組織、信託または慈善団体、または研究機関もしくは組織に対する寄贈。ただし、当該寄贈の 30%以上が受贈者により管理目的に使用されるものとする。

<sup>24</sup> 内国歳入法の第 109 (H)条は次のように規定している。

第 109 条 免除される取引 - (1) 本条の(2)項の規定に従って、下記の取引は付加価値税を免除されるものとする。

(H) 教育省、高等教育委員会、技術教育技能開発庁により正当に認定された私立教育機関により提供される教育サービスならびに政府教育機関により提供されるもの。

他方、共和国法第 7160 号（1991 年地方自治体法典）は不動産税から「実際に、直接的に、宗教、慈善、または教育目的でのみ使用されるすべての土地、建物、改良」を免除している<sup>25</sup>。

---

<sup>25</sup> 第 234 (b)条

### 第3部 基本登録

フィリピンで事業を行うときには、事業体はフィリピンでその事業を行い、運営する自身の法人格をもたなければならない。フィリピンでは、教育機関の所有権はフィリピン国民または資本金の少なくとも60%がフィリピン国民により所有された法人に限定されている。逆に、外国人は教育機関を設立および運営する事業に従事しようとする法人に対し、資本金の40%まで参加することが認められている。

教育機関を運営する事業を達成しようとする法人は証券取引委員会に登録しなければならない。法人組織としての最初の登録とは別に、当該法人は税金に関して内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue：BIR）に登録し、事業が所在する関係地方自治体から必要な許可および免許を取得し、必ず従業員のために従業員に代わって社会保障制度、健康保険制度、持家相互促進基金といった関係社会福祉機関に登録し、必要な送金額および保険料を支払い、送金し、報告しなければならない。教育機関の運営に従事しようとする法人の関係政府機関に対する登録の要件および手続きを以下に取り上げる。

#### I. 証券取引委員会への登録

利潤追求のために組織され、株式に分割された資本金をもつ株式会社は、当該株式の持主に対して、株主によって保有される株式に基き配当金、つまり剰余利益を分配する権限を有する<sup>26</sup>。フィリピンで法人として運営し、法人格を取得するためには、事業体はまず証券取引委員会から登録証明書を確保しなければならない。証券取引委員会規則により、法人の登録には下記のことを提出しなければならない。

##### A. 証券取引委員会の名称確認課からオンラインで入手する名称確認書

証券取引委員会は既存法人の名称または既に現行法により保護されたその他の名称と同一または欺瞞的もしくは混同的に類似し、現行法に反する法人名の使用を認めない<sup>27</sup>。法人格の使用可能性を確認するために、証券取引委員会は法人名の事前認可および承認要請を求める。これは登録会社名の留保および検索のために証券取引委員会によって開発されたオンライン設備である証券取引委員会 iRegister (<http://iregister.sec.gov.ph/MainServlet>) によりオンラインで行なうことができる。

申請された法人名の利用可能性の確認のために、証券取引委員会 iRegister は法人名が下記のようにないかをデータベースで確認する。

- 侮辱的な言葉で構成されている。
- 国際的に知名度のある法人の利益を損ねる。
- 同一の法人名が存在する。
- 登録名と混同、類似している。
- 他の登録名に抵触している。

上記項目の検索において該当なしの結果が出ることは、法人名の留保が認められることを意味している。留保される法人名、会社の種類、関係業界、留保期間を含むがそれに限定され

---

<sup>26</sup> 同、第3条

<sup>27</sup> 同、第18条

ない留保細目を確認すると、証券取引委員会 iRegister は法人名が 90 日を越えない期間留保されたことを証する、留保通知書を発行する。留保期間は留保通知書の発行から 4 日以内に証券取引委員会事務所で留保料金を支払うことにより更新および／または延長することができる。留保料金が支払われると、証券取引委員会は提案法人名の留保、留保期間、料金支払を証明する留保支払確認書を発行する。以下で取り上げるその他の証券取引委員会登録要件すべての提出は証券取引委員会事務所で留保期間内に行なわれるべきである。

## B. 基本定款および付属定款

フィリピンにおける法人の基本構成文書は、正当に証券取引委員会に提出および登録された基本定款および付属定款である。

### 1. 基本定款

基本定款は法人の主要定款である。ただし、基本定款は、証券取引委員会に提出され、登録され、認証されない限り、法人の定款として拘束力を持たない<sup>28</sup>。基本定款はフィリピンの公用言語で、設立者全員が正当に署名および承認し、証券取引委員会に提出されるべきである。基本定款は実質的に下記の事項を含まなければならない<sup>29</sup>。

#### a. 法人の名称

上記項目 1. で取り上げたように、法人は特定可能な法人名で適法に呼ばれなければならない。2008 年に、証券取引委員会は証券取引委員会覚書通達第 05-08 号「法人名および共同経営会社名の使用に関するガイドラインおよび手続き」を公布した。上記の制限とは別に、法人名は Corporation または Incorporated あるいは略称の Corp. または Inc. という言葉を含むべきである。

法人名に法人の事業を記述する用語が含まれる場合、その用語は基本定款に明記された第 1 目的に言及すべきである。そのような用語が 2 つある場合、第 1 の用語が法人の第 1 目的に言及し、第 2 の用語が法人の第 2 目的に言及すべきである。

法人名は、既存の法人名または登録会社名ばかりでなく、貿易産業省に登録された既存の共同経営会社名および個人企業名にも、同一、類似しているべきではない。提案名が登録法人名または共同経営会社名に類似している場合には、類似性を除去し、または追加すべきである。句読点、スペース、符号、記号、ならびにその他の類似文字は、その形状または配置に関係なく、法人名を登録名と区別するための特徴的な言葉として容認されない。特殊記号、句読点、または特殊指定文字のみで構成された法人名は許されない。

下記は法人名の一部として使用することができる。

- 知的所有権局に登録された商号または商標は、知的所有権の所有者がその権利を与えれば、使用することができる。
- 経営者が当該使用に同意している場合、その経営者の姓名または姓<sup>30</sup>。その経営者が既に故人である場合、相続人によって同意が与えられるべきである。あ

<sup>28</sup> Villanueva, Cesar Lapuz 著、「Philippine Corporate Law」2010 年版、Rex Printing Company, Inc., p. 169. .

<sup>29</sup> BP 168、第 14 条

<sup>30</sup> 証券取引委員会が、氏名を使用する満足できる理由の説明を登録者に求める場合がある。

る名前の頭文字を法人名に使用する場合、頭文字の意味が基本定款または場合に応じて設立者または取締役により署名された別個の文書に明記されるべきである。

- 設立される当該法人が子会社である場合、親会社が当該使用に同意した場合、さらに外国法人の子会社または関連会社が親会社の名称の全部または実質的に全部を使用する場合で子会社または関連会社がその名称の一部として **Philippines** という言葉を使用し、その言葉が名称の後に (**Philippines**) または (**Phil.**) として書かれる場合における国際的に知られた外国法人またはそれに類するものの名称。
- 記述的な言葉または語句が伴う場合における地方の地理的単位、場所、または所在地の名称。

解散した法人または登録が撤回された法人の名称は、解散または撤回時点で発行済資本金の過半数を代表する株主によってその使用が認められた場合を除き、解散承認から 3 年または撤回期日から 6 年以内に使用されてはならない。現行法に従って、一定の言葉または語句は当該活動に従事する事業体のみが使用することができる。

登録時点で、別の法人または事業体が当該名称の使用に関する先行権を取得している旨または登録名称に対して類似している、あるいは公衆道徳または公序良俗に反すると宣言された旨の通知を証券取引委員会から受け取った場合には直ちに名称を変更する無条件の保証を含む宣誓供述書を少なくとも 2 名の設立者により作成することが求められる。

## b. 目的条項

目的条項は、法人の事業の目的、対象、または業種を明記するので、基本定款の最重要部分である。基本定款における目的条項の重要性は、法人が行使しうる権限を与え、ならびに制限することにある<sup>31</sup>。法人は法人法典またはその基本定款によって法人に明確に与えられた権限、そのように付与された権限に付帯する権限、ならびにそのように付与された権限の行使に必要な、かつそれに付帯する権限のみを有する<sup>32</sup>。証券取引委員会は法人がその基本定款において明示的に権限を与えられていない事業に従事することはできないとの見解を一貫して維持している。目的条項は法人の一次目的と二次目的の 2 つの部分に分けることができる。

一次目的は法人が行う主たる事業を特定する。さらに、一次目的の明示は、株主が法人の主たる事業内容を知り、法人がその一次的目的から逸脱した場合には株主代表訴訟を提起することができるようにして、株主を保護する<sup>33</sup>。一次目的（その付帯的および必要な活動と共に）は 1 つしかありえないが、一方で、その他の活動は基本定款の二次的目的に列挙することができる。

<sup>31</sup> 目的条項は法人の一次目的と二次目的の 2 つの部分に分けることができる。

<sup>32</sup> 法人法典、第 45 条

<sup>33</sup> 2010 年 12 月 29 日付の SEC-OGC 見解第 35-10 号、弁護士 Pearl Liu of Quisumbing Torres 宛

法人が一次的目的に示されたもの以外の活動に従事する場合、当該活動は二次的目的において表明されなければならない。特定の表明がない場合でも、法人法典に基づいて証券取引委員会に登録したあらゆる法人は下記の権限および能力を有する<sup>34</sup>。

- 法人名で訴訟を提起し、訴訟を提起されること
- 基本定款および法人設立認可証に明記された期間における法人名による継承
- 社印を採用および使用すること
- 法人法典の規定に従って基本定款を修正すること
- 法律、道徳、または公序良俗に反しない付属定款を採用することならびに法人法典に従ってそれを修正または撤回すること
- 法人法典の規定に従って、応募者に対して株式を発行および売却することならびに自社株を売却すること
- 法律およびフィリピン憲法に規定された制限に従って、法人の合法的事業の商取引が妥当かつ必然的に必要とする、他の法人の証券および社債を含めた不動産および動産を購入、供与、保有、譲渡、売却、賃貸、質入れ、抵当権設定、ならびにその他の処置を行なうこと
- 法人法典に規定された他の法人との合併または統合すること
- 政党または候補者を支援するためあるいは党派的政治活動のための寄付を除き、公共の福祉あるいは病院、慈善、文化、科学、市民、または類似の目的を含む妥当な寄付を行なうこと
- 取締役、理事、役員、従業員のための年金、退職金、その他の制度を定めること
- 基本定款に明記された目的を遂行するために不可欠または必要なその他の権限を行使すること

証券取引委員会は、法人設立認可証が一定の列挙された権限を法人に与えているときには、法人設立認可証は列挙された権限の適切な行使に妥当に必要な付帯的権限を含み、他の列挙されていないすべての権限を除外すると解釈されるべきであり、権限が明示的に詳細に列挙されている場合には、「当該明記は、明記された権限および権利の行使に必要な付帯的または従属的権利および権限を除き、他のすべての権限または権利を暗に除外している」との見解を一貫して保持している<sup>35</sup>。

### c. 法人の営業場所

法人の本社はフィリピン国内に所在しなければならない。法人の基本定款に示される主たる営業場所は法人の所在地であり、管轄権に係る。

<sup>34</sup> 法人法典、第 36 条。

<sup>35</sup> Villanueva, Cesar Lapuz 著、「Philippine Corporate Law」2010 年版、Rex Printing Company, Inc., p. 203.

現行法の全面的開示に従って、証券取引委員会は、すべての法人および共同経営会社に対して、基本定款または共同経営会社定款に、可能であれば、街路番号、街路名、barangay（バランガイ）、市、または自治体を含めた本社の具体的住所を明記するよう要求する 2006 年覚書通達第 3 号を公布した。「マニラ首都圏」という一般的住所は本社の住所として認められていない。

**d. 法人の期間**

法人は、設立期日または証券取引委員会による登録証明書発行時点から 50 年を超えない期間存在でき、その期間は基本定款の修正により 1 回に 50 年を超えない期間延長できる<sup>36</sup>。

**e. 設立者**

法人は少なくとも 5 名、最大で 15 名の設立者を持つことができる。設立者はその過半数がフィリピン居住者である法定年齢の自然人でなければならない。各設立者は 1 株以上の株式を所有しなければならない<sup>37</sup>。

**f. 取締役**

法人法典に基づいて結成された法人の権限は取締役会によって行使され、すべての事業が取締役会によって運営され、すべての財産は取締役会によって管理および保有される<sup>38</sup>。法人は少なくとも 5 名、最大で 15 名の取締役を置くことができる<sup>39</sup>。取締役の過半数はフィリピンの居住者でなければならず、各取締役は 1 株以上の株式を所有しなければならない。外国株主は所有する払込済資本金に比例して取締役会に外国人の取締役を置くことができる。たとえば、法人が 40%の外国人所有で、取締役会が 5 名の取締役で構成されている場合、2 名の取締役を外国人とすることができる。取締役は年次株主総会で後任者が選任され、その資格要件を満たすまで、1 年間在職する<sup>40</sup>。

**g. 役員**

少なくとも、法人は社長、秘書役、財務役を置かなければならない。社長は法人の取締役でなければならない。外国人が社長のような経営職になることは禁止されていない。ただし、当該法人は、1991 年外国投資法の指令に従って公布するネガティブリストで規定される、部分的国有化あるいは国有化された産業に従事してはならない。秘書役および財務役は法人の取締役である必要はないが、秘書役はフィリピン国民かつフィリピン居住者でなければならない。同一人が 2 つ以上の地位を同時に占めることができる。ただし、社長は同時に同一法人の秘書役または財務役になることはできない<sup>41</sup>。法人の役員は取締役会によって選任され、法律および法人の付随定款によって課された任務ならびに取締役会により定められたその他の任務を遂行する。

---

<sup>36</sup> 法人法典、第 11 条

<sup>37</sup> 同、第 12 条

<sup>38</sup> 同、第 23 条

<sup>39</sup> 同、第 14 条

<sup>40</sup> 同、第 23 条

<sup>41</sup> 同、第 25 条

## h. 資本構成

基本定款は、株式に分割された法人の授権資本の金額および株式の額面価額をフィリピンペソで明記しなければならない<sup>42</sup>。株式は異なる種類の株式を発行することができ、当該株式は基本定款に規定された権利、特権、制限をもつ。ただし、常に完全な議決権をもつ種類またはシリーズがなければならない<sup>43</sup>。

授権資本金の少なくとも 25%は引き受けされなければならない、少なくとも 25%は払込済みでなければならない。現地雇用のための人材派遣に従事する人材派遣・紹介会社の場合、法人であれば、最低払込資本は 50 万ペソである。海外雇用および船員のための人材派遣に従事する人材派遣・紹介会社の場合、最低払込資本は 200 万ペソである<sup>44</sup>。

業務／サービスの請負業者／下請業者の最低払込資本は 300 万ペソとなる。しかし、第 2 部で先に述べたように、業務／サービスの請負業者／下請業者の外国資本出資比率が 40%以上の場合、最低払込資本は 20 万米ドルとなる。

外国人株主がいる場合、証券取引委員会は外国株主の出資が全額払込済みであることを要求している。証券取引委員会は、基本定款に示された払込資本金が申請された法人の委託財務役口座に預金されない限り、法人設立の申請は処理されない。

## i. 資本化

資本の引き受け・払い込みは、現金あるいは不動産あるいは設備機械、株式、自動車／船舶／航空機、無形資産を含む動産といったその他の現物資産で行うことができる。

引き受けが現金で支払われる場合、それらの現金は委託財務役に対して支払われる。外国人は指定代理銀行（Authorized Agent Bank : AAB）を通じた通常銀行ルートにて、委託財務役口座に対する内部送金により資本の払い込みを行うことができる。

フィリピンペソ以外の通貨で支払われる場合、払込資本金はフィリピンペソに換算することができる。払込資本金が指定代理銀行を通じ内部送金されて、フィリピンペソに換算される場合、その払込資本金は外国投資としてフィリピン中央銀行（Bangko Sentral ng Philipinas : BSP）に登録することができる。フィリピン中央銀行に適法に登録された外国投資は、全額かつ即時の資本本国送還および配当特権を受ける権利を与えられる。資本金または配当金の送還に関して、法人は投資登録の証拠提示により実際の送金時に一般的な為替レートで指定代理銀行から外国為替を購入することができる。

投資がフィリピンペソで行なわれる場合、法人は外国投資をフィリピン中央銀行に登録することはできない。従って、法人は資本金または配当金の送還のために指定代理銀行から外国為替を購入することはできない。ただし、現行外国為替規則では、法人は銀行制度外で外国為替を購入し、その金額を外貨口座に預金し、銀行制度を通じてフィリピン国外へ資本金または配当金を送金することができる。

<sup>42</sup> 同、第 14 条

<sup>43</sup> 同、第 6 条

<sup>44</sup> 海外雇用庁陸上海外ワーカーの募集および雇用に関する規則第 2 部、規則 I、第 1 条。

引き受けの支払が現金以外である場合、支払として提供される資産の種類に応じて、その他の適用文書要件が証券取引委員会によって課される。

## 2. 付属定款

法人の付属定款は株主、取締役、会社役員の中の法人の内部統治に関する規則としての機能を果たす。法人法典第 47 条は少なくとも法人の付属定款が下記の事項を定めることを要求している。

- 取締役会の定例および臨時会議を招集および開催する時期、場所、方法
- 株主の定例および臨時会議を招集および開催する時期、場所、方法
- 株主の必要定足数および投票方法
- 株主の委任状の形式および委任状投票の方法
- 取締役または理事、役員、従業員の資格、任務、報酬
- 取締役または理事の年次選任を行う時期およびその通知様式または方法
- 取締役または理事以外のすべての役員の選任または任命方法および任期
- 付属定款違反に関する罰則
- 株式会社の場合、株券を発行する形式
- 法人業務に必要なその他の事項

前述の事項とは別に、法人の監査役および営業年度、配当、社印を規定するのが一般的である。

## C. 財務役宣誓供述書

申請された法人は法人が設立過程にある間の委託財務役を指名すべきである。方針として、証券取引委員会は、財務役は法人の資金の管理人であるから、財務役がフィリピン居住者であることを要求している。「アンチダミー法」として知られる改正共和国法第 108 号は、全面的または部分的に国民化された活動に従事する法人が外国人を財務役といった管理職に任命することを禁じている。

フィリピンで委託財務役口座を開設する場合、銀行は一般に署名済み基本定款、付属定款、財務役の宣誓供述書の提出を要求する。

フィリピンで正当に任命された公証人の面前で作成および承認されるべき財務役の宣誓供述書は下記の事項を含まなければならない。

- 財務役の名前、国籍、住所、ならびに財務役が法定年齢である事実

- 宣誓供述人が申請された法人の応募者によりその財務役として正当に選任され、当該地位に対する正当な資格を有すること
- 授權資本金全体の少なくとも 25%が引き受けされており、引き受けの少なくとも 25%が現金および／または財産で支払われ、申請された法人の利益のために宣誓供述人により受領されたこと
- 申請された法人の口座および／または財産を確認および調査する権限を証券取引委員会に与えること

証券取引委員会は、最近、その方針を変更し、最初の株式引き受けが現金で支払われた株式会社法人の法人化のために銀行証明書を提出する義務を免除した<sup>45</sup>。

#### D. 名称変更のための共同宣誓供述書

共同宣誓供述書は、異なる個人、企業、または事業体が他の政府機関への登録により当該会社名を使用する先行権を取得していた場合、あるいは会社名が既存の法人の名称または法律によって既に保護されている他の名称と同一、類似しており、あるいは明白に現行法に反している場合、法人に代わって、申請された法人の会社名を変更する 2 名の設立者の公証である。

#### E. 証券取引委員会出願料

法人登録出願を処理する場合、証券取引委員会は授權資本金の金額の 1%の 10 分の 1 にその 20%を加えた金額を出願料として課する。

証券取引委員会は付属定款の承認に 500 ペソ、1991 年外国投資法の規定による申請には 2,000 ペソの追加手数料を課す。さらに登録手数料の 1%を法的調査手数料として要求し、付属定款および 1991 年外国投資法への申請料金も課す<sup>46</sup>。

#### F. 承認／認可

関係する場合、申請された法人の活動を規制する関係政府機関からの承認／認可も要求される。たとえば、海外雇用の場合はフィリピン海外雇用庁から承認／認可を得なければならず、警備会社を運営する場合にはフィリピン国家警察の承認／認可を得ることとなる。一方で、前記に特に該当しない人材派遣および業務請負事業に従事する場合にはこのような承認／認可は必要ない。

#### G. 証券取引委員会書式番号 F-100

証券取引委員会書式番号 F-100 は外国資本出資比率が 40%以上の法人向けである。40%以上の外国資本を有する新規法人は、別名「1991 年外国投資法 (RA 第 7042 号) が定める事業開始申請書」として知られる証券取引委員会書式番号 F-100 の届出を義務付けられている。

<sup>45</sup> 2012 年 7 月 20 日付け会社登記および監視部門向け証券取引委員会覚書。

<sup>46</sup> 2004 年証券取引委員会覚書通達第 9 号に基づいた証券取引委員会の統合料金表。

## H. 送金証明

フィリピン中央銀行への投資登録を希望する非居住外国人および外国法人出資者の送金証明書、あるいはフィリピン中央銀行への投資登録を行わないという内容の供述書が提出されなければならない。

## II. 内国歳入庁への登録

内国歳入庁はフィリピンの国税機関である。現行法および規則の指令を順守し、新規事業体は、証券取引委員会または貿易産業省で法人組織を設立時に内国歳入庁に登録する必要がある。

### A. 租税識別番号 (Tax Identity Number : TIN)

内国収入税が課税され、あるいは改正 1997 年内国税収入法典 (税法典)<sup>47</sup>の規定に基づいて要求される申告書、報告書、その他の文書を提出する必要があるすべての事業体は、内国歳入庁から租税識別番号を取得しなければならない<sup>48</sup>。租税識別番号は内国歳入庁のデータベースに登録されたあらゆる個人に対して内国歳入庁が発行して割り当てるシステム生成参照索引番号である。政府機関が取引相手かどうかにかかわらず、登録人のすべての商取引および私的取引において、租税識別番号を提示する必要がある<sup>49</sup>。納税者には唯一つの租税識別番号が割り当てられ、租税識別番号は譲渡不能である<sup>50</sup>。

個人事業主が既に租税識別番号を取得している場合、その取引ではその租税識別番号を使用すべきである。証券取引委員会に登録するときに、証券取引委員会は新規法人である法人の対応する租税識別番号を発行する権限を内国歳入庁によって与えられている。租税識別番号は証券取引委員会登録証明書の右上隅に証券取引委員会登録番号と共に記載されている。

### B. 登録証明書 (Certificate of Registration : COR)

登録証明書は、法人の申請により、法人の本社が所在する場所を管轄する所轄税務署 (Revenue District Office : RDO) によって発行される。登録証明書を申請する際、法人は 500 ペソの登録料の支払と共に下記の文書を提出する<sup>51</sup>。

- 内国歳入庁書式 1903「登録申請書」
- 証券取引委員会登録文書 (基本定款および付属定款と共に一括して証券取引委員会登録証明書という)
- 地所の賃貸契約書または所有権証書および所有している場合には地所の税金申告書
- 事業許可証またはまだ入手していない場合には正当に受領した事業許可申請

登録証明書には下記の情報が含まれる。

- 納税者の名前
- 登録住所

<sup>47</sup> 共和国法第 8424 号、(改訂)。

<sup>48</sup> 内国歳入庁収入規則 No.07-2012、第 4. (2)条、「租税識別番号の保証を求められる人」。

<sup>49</sup> 同、第 3 (3)条

<sup>50</sup> 同、第 4 (1)条

<sup>51</sup> 同、第 13 条

- 商取引上の名称
- 納税者の種類
- 所轄税務署コード
- 支店コードを含む租税識別番号
- 登録証明書の登録、発行日
- 納税者が期限（該当ある場合）内に税金および VAT が適用される場合には特定税率（0%または12%）を申告／納税する必要がある特定の税の種類
- 関係する場合、与えられた特定の租税優遇措置および租税優遇措置が与えられている業種および当該租税優遇措置が適用される期間
- 一定の租税優遇措置または優遇税率を利用するために法人が自己認証した証券取引委員会またはその他の関係政府機関の登録
- 業種ならびに販売用商品および／またはサービスの分類基準であるフィリピン中央製品分類を含むそのフィリピン標準産業分類コード（PSIC）。PSIC 表による業種が「未分類」の場合、説明および業種を明記する
- 所轄税務署／承認役員の名前
- 署名／承認日<sup>52</sup>

### C. その他

新規登録企業体は、同様に、適用するような下記の内国歳入庁要件を順守する必要がある。

- 関係する場合、「領収書要求」通知を入手する。
- 新規登録者の権利および義務および責任を評価するために新規登録者向けに内国歳入庁地区事務所が開催する納税者当初説明会に出席する。説明会の代わりに、内国歳入庁地区事務所は納税者支援サービス（TAS）によって開発される CD フォーマットで新規申請者の登録に関する情報資料を配付することができる。
- その法人の会計帳簿を登録する。
- 領収書／請求書をプリントし、金銭登録機（CRM）／販売時点管理（POS）を使用する権限を取得する。
- ルーズリーフ／コンピュータ会計帳簿使用権限および／またはコンピュータ会計システムまたはそのコンポーネントの採用権限を取得する。
- 物品税が適用される製品に関する活動／取引に従事する納税者の場合、営業許可証を取得する。
- 株式の当初発行時における文書印紙税の支払い

### III. 地方自治体への登録

企業は営業の場所を管轄する地方自治体から営業許可／事業許可を取得する必要がある。地方自治体はその管轄区域内で営業する企業体を規制する独自の規則を公布する権限を与えられている。従って、要件は地方自治体によって異なってくる。その点を考慮して、関係地方自治体を訪問し、事業許可または営業許可の発行に関する具体的な要件を尋ねるのが賢明であろう。一般に、地方自治体はその管轄区域内の企業の活動開始前に下記の要件を課する。

<sup>52</sup> 内国歳入庁収入規則 11-2008、第 8. (C)条、「登録証明書に含まれる情報」。

#### A. バランガイ・クリアランス

バランガイ (barangay) はフィリピンにおける最小政治単位であり、地域社会における政府計画、政策、プログラム、プロジェクト、活動の立案および実施単位である<sup>53</sup>。法人は法人の本社が所在するバランガイからバランガイ・クリアランスを取得しなければならない。規則はバランガイによって違うが、通常は、証券取引委員会登録文書ならびに法人がその事務所を置き、または営業を行なうバランガイ内の場所に関する賃貸契約書の写しが要求される。

#### B. 地域税納税証明書

地方自治体はその管轄区域内で営業を行なう法人に対して地域税を課する権限を与えられている。最低で 500 ペソ、最高で 1 万ペソの年次地域税を納税する必要があり、その納税時に地方自治体は対応する地域税納税証明書を法人に対して発行する。地域税納税証明書を申請するときに、一部の地方自治体は証券取引委員会登録文書の提示を要求する。

#### C. 事業許可／営業許可

同様に、地方自治体は関係地方自治体の管轄区域内で企業体が営業を行なう前に事業許可／営業許可を取得するように要求する権限を与えられている。先に指摘したように、事業許可／営業許可の発行要件は地方自治体によって異なる。マニラ首都圏のマカティ市では、事業許可証／営業許可証の発行を受けるには下記の文書を提出する必要がある。

- 営業許可申請書
- バランガイ・クリアランス
- 地方税納税証明書
- 証券取引委員会登録文書
- 地所の賃貸契約書または所有権証書または税金申告書
- 立地許可証
- 一般損害賠償責任保険
- 状況により関係するとみなされるその他の文書

さらに、事業許可証／営業許可証の発行には関係料金および手数料の支払が必要とされる。地方自治体法によって違う許可証の料金および手数料の金額は地方自治体の規定に基づく地方自治体の関係租税条例または歳入規則に示されている。

#### D. その他の免許証、認可証、許可証

地方自治体は立地許可証および／または一般損害賠償責任保険といった追加要件を課することができる。企業体は、関係する場合、火災安全検査証と衛生許可を入手する必要がある。

### IV. 社会福祉機関への登録

フィリピンでは、社会保障制度、フィリピン健康保険制度、住宅開発投資信託といった、労働者の利益を保護および促進するためのさまざまな社会福祉立法が施行されている。

---

<sup>53</sup> 地方自治体法典、第 384 条。

#### A. 社会保障制度 (Social Security System)

雇用者は社会保障制度に登録し、その事業経営に従事する従業員に登録する必要がある。雇用者は下記の文書を社会保障制度に提出しなければならない。

- 社会保障制度企業登録書式 (BR-1)
- 雇用報告書 (書式 R-1A)
- 署名見本カード (書式 L-501)
- 企業住所の見取り図
- 有効な諸支払申告書式 (書式 R-6) または雇用者の支払を示す特別銀行領収書

#### B. フィリピン健康保険制度 (Philhealth)

社会保障制度に登録すると、自動的に健康保険制度に登録される。ただし、雇用者は健康保険制度に対して下記のような追加文書を提出しなければならない。

- 各従業員の会員登録書式ならびに必要な裏付け文書
- 雇用者データ記録 (ER1 書式) 2 通
- 事業許可証/営業許可証および/または証券取引委員会登録文書

#### C. 持家促進相互基金 (PagIbig)

社会保障制度および健康保険制度雇用者番号の発行から 30 日以内に、雇用者は下記の文書を持家促進相互基金に提出しなければならない。

- 2 通の会員登録/送金書式 (MRRF FPF060)
- 従業員の会員データ書式 (MDF)
- 本年度の社会保障制度適用・順守証明書
- 証券取引委員会登録文書

**第 4 部**  
**政府権限／営業許可（二次的登録）およびその他の関係規則**

**I. 政府権限／営業許可**

**A. 語学学校／センター**

(学位目的でないオンラインの語学コースの経営を含む)

対面／教室形式またはオンライン方法を用いて、学位目的でない語学コースまたはプログラムを提供しようとする語学学校／センターは、技術教育技能開発庁による規制を受ける訓練機関に属する。学位目的でない語学コースまたはプログラムを提供する前に、まず、訓練機関として、訓練機関による最低限の要件の順守、特にカリキュラム・プログラム、教職員および職員資格、物理的立地および施設、必需品、装備といった関係訓練規則により定められた要件の順守を確保することを目的とした制度である統一職業訓練プログラム登録・認定制度（Unified TVET Program Registration and Accreditation System : UPTRAS）に基づいて登録しなければならない。統一職業訓練プログラム登録・認定制度には 2 つの大きな要素がある。(i) 義務である登録、と (ii) 任意であり、下記の基準に関わる自己評価過程に基づく認定である。

- 統率力
- 戦略
- 方針および計画
- 過程
- 製品およびサービス
- 組織の業績

プログラム登録の手続きは、2007 年 12 月 19 日公布、2008 年 2 月 29 日発効の「統一職業訓練プログラム登録・認定制度に基づくプログラム登録のオムニバス・ガイドライン」（オムニバス・ガイドライン）として知られる 2007 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 45 号に基づいて規定されている。オムニバス・ガイドラインは、見習い、徒弟、二重訓練システムが適用されるものを除き、学位目的でない語学コースまたはプログラムを含めて、有料のすべての職業教育訓練プログラムに適用される。

職業教育訓練プログラムは資格認定または一群の能力によって登録される。制度は能力ベースであるから、職業教育訓練プログラムには技術教育技能開発庁によって定められた通りに取得されるべき関係資格認定称号および能力または能力一式を採用しなければならない。職業教育訓練プログラム登録申請を評価する際に、技術教育技能開発庁はさらに交付された訓練プログラムが職業教育訓練プログラムに適用されるかどうかを決定する。職業教育訓練プログラムは適用される訓練規則があるものと、訓練規則が適用されないものに分類される。現時点では、学位目的でない語学コースまたはプログラムに適用される訓練規則はない。

**1. 文書要件**

**a. 新規申請者の場合**

語学学校／センターが新規申請者である場合、申請書と共に、オムニバス・ガイドラインの第 V 部に基づいて規定された下記の各情報および文書の認証謄本および 2012

年 1 月 15 日付けのプログラム登録要件チェックリスト（文書番号 TESDA-SOP-01-F01）を提出する必要がある。

**i. 企業および管理文書**

- プログラムを提供する取締役会決議
- 具体的に語学学校／センターを対象とした証券取引委員会登録
- 一次的目的で技術者養成教育および訓練に言及した基本定款
- 語学学校／センターとして使用される建物の最新の所有権証明書または少なくとも 2 年間の賃貸契約書
- 最新の火災安全検査証

**ii. カリキュラム要件**

- 対処される資格認証および開発される能力を示して能力ベースのカリキュラム

カリキュラム文書は下記の事項を含まなければならない。

➤ 下記の事項を明記しなければならないカリキュラム設計

- ✓ コース名
- ✓ 名目期間
- ✓ コース内容
- ✓ 入学要件
- ✓ コース構造
- ✓ 学習結果
- ✓ 評価方法
- ✓ コース提供
- ✓ 資源
- ✓ 訓練者の資格

2010 年 1 月 15 日に技術教育技能開発庁により公布されたカリキュラム設計の標準書式（TESDA-SOP-01-F02）参照。

➤ 下記の事項を示さなければならない指導単位

- ✓ 単位名
- ✓ 単位説明
- ✓ 資格認証レベル
- ✓ 名目期間
- ✓ 学習結果
- ✓ 評価基準
- ✓ 内容
- ✓ 条件
- ✓ 方法
- ✓ 評価方法

➤ プログラムの提供に必要な教材、設備、消耗品のリスト

2010年1月15日に技術教育技能開発庁により公布された設備リスト (TESDA-SOP-01-F03)、道具リスト (TESDA-SOP-01-F04)、消耗品リスト (TESDA-SOP-01-F05) の標準書式参照。

- 書籍、ビデオテープ、インターネット・アクセス、図書館資料といったプログラムの提供に必要な教材のリスト

2010年1月15日に技術教育技能開発庁により公布された教材/図書館蔵書リスト (TESDA-SOP-01-F06) の標準書式参照。

- 床面積を示した物理的施設および学外の物理的施設のリスト

2010年1月15日に技術教育技能開発庁により公布された機関の物理的施設リスト (TESDA-SOP-01-F07) および学外物理的施設 (TESDA-SOP-01-F08) の標準書式参照。

- 床面積を示した訓練施設の作業室レイアウト

### iii. 教職員および職員

- 履歴書、訓練証明書、免許等の確認文書付の役員およびその資格の最新リスト

2010年1月15日に技術教育技能開発庁により公布された役員 (校長、学籍係、ガイダンス・カウンセラー) リスト (TESDA-SOP-01-F09) の標準書式参照。

- 雇用の証明書/契約書、履歴書、訓練証明書、免許等の確認文書付のプログラム教職員およびその資格の最新リスト

2010年1月15日に技術教育技能開発庁により公布された訓練者、教職員、教職者の見本書式 (TESDA-SOP-01-F10) 参照。

- 雇用の証明書/契約書、履歴書、訓練証明書、免許等の確認文書付の非教職職員およびその資格、専門分野、出席したコース/セミナーの最新リスト

### iv. 学業規則

- 学校長により正当に署名された学年度の有効性を示すスケジュールならびに授業料およびその他のプログラム費用の内訳
- プログラム開始時に学生に詳細が提供される成績評価文書
- 入学要件
- 出席規則

### v. 支援サービス

- 学生に提供される保健サービスに関する文書

これらのサービスが外注または委託されている場合、契約書または合意書または類似の文書が提出されなければならない。

- 学生に提供される進路指導／就職斡旋サービスに関する文書

学校の運営を裏付ける地域社会奉仕プログラムおよび研究プログラムの運営に関する文書を提出することができるが、提出する義務はない。

#### b. 追加プログラム実施の場合

追加プログラムを申請するには、訓練機関、この場合は語学学校は、当初プログラムのプログラム登録評価に合格していなければならない。以下はオムニバス・ガイドラインの第 V(2)部に基づく、プログラム登録要件チェックリストに基づいて列挙された追加プログラムの文書要件である。

- 火災安全検査証および建物所有権証書といった企業文書に関する更新
- 対処される資格および開発されるを示す能力ベースのカリキュラム（それにはカリキュラム設計および指導単位が含まれる）
- 教材、設備、消耗品のリスト
- 書籍、ビデオテープ、インターネット・アクセスといった教材のリスト
- プログラムの教職員およびその資格のリスト
- 床面積を示した訓練施設のリスト
- 訓練施設の作業室レイアウト
- 料金表

## 2. 登録方法

統一職業訓練プログラム登録・認定制度に基づいて技術教育技能開発庁に登録申請する訓練機関（語学学校／センター）は、オンライン登録または窓口での登録ができる。

#### a. オンライン登録

オムニバス・ガイドラインの第 VI(A)部は、オンライン登録手続きを次のように規定している。

- 申請者は申請書ならびに上記のプログラム登録のすべての文書要件を、申請者がプログラムを提供しようとする期日の少なくとも 30 日前に<sup>54</sup>、申請を管轄する技術教育技能開発庁地方事務所（TESDA Provincial office または TESDA District Office : PO/DO）にアップロードしなければならない。オンライン申請は、申請受領後 48 時間以内に、管轄技術教育技能開発庁地方事務所によりオンラインで受領確認されなければならない。
- 受領確認状が申請者に送付された時点から 5 営業日以内に、申請を評価するものとする。技術教育技能開発庁地方事務所は、アップロードされた文書の評価状況を示した適法に完成されたプログラム登録要件チェックリストの形式の通知を、申請者に送付するものとする。

<sup>54</sup> 技術教育技能開発庁ウェブサイトの条項によれば、訓練機関がプログラムを提供しようとする期日の少なくとも 6 カ月前に、申請が提出されなければならない。

- 視察が実施され、その視察について返金不可の登録料が 2,000 ペソ課金される。

視察は、申請受領から 30 日以内に<sup>55</sup> 統一職業訓練プログラム登録・認定制度評価チームによって実施され、その内容はカリキュラム評価、教職員資格、消耗品および資料、教材、設備、サイト、施設の検査および確認で構成されている。視察の間に、正本文書ならびに全文書の電子コピー1 通が申請者によって提出されなければならない。

- 全文書の電子コピーならびに技術教育技能開発庁地方事務所の検査結果および勧告が最終審査のために技術教育技能開発庁統括事務所に提出される。
- 技術教育技能開発庁統括事務所は登録申請を承認するか、拒否するかを決定する。申請の承認は申請者がすべての登録要件を順守した旨の関係技術教育技能開発庁地方事務所の勧告に基づく。

技術教育技能開発庁が申請承認を決定した場合、技術教育技能開発庁はプログラムの訓練規則の有無を示したプログラム登録証明書（Certificate of Program Registration : CoPR）を発行する。その後、登録プログラムは技術教育技能開発庁登録プログラム一覧に公式に掲載される。

申請者が最低限のプログラム登録基準を満たさなかったために登録申請が拒否された場合、発生した管理費として登録料は没収される。申請者は、登録申請拒否状の受領から 15 日以内に、その件を技術教育技能開発庁長官事務所に上訴することができる。長官の決定は最終的かつ行政上のものとなる。

## b. 窓口での登録

オムニバス・ガイドラインの第 VI(B)部は、窓口での登録手続きを次のように規定している。

- 申請者は申請書ならびに上記のプログラム登録のすべての文書要件を、訓練機関がプログラムを提供しようとする期日の少なくとも 30 日前に<sup>56</sup>、申請者の申請を管轄する技術教育技能開発庁地方事務所に提出しなければならない。
- 受領確認状が関係申請者に送付された時点から 5 営業日以内に、技術教育技能開発庁地方事務所は申請を評価するものとし、提出された文書の評価状況を示した適法に完成されたプログラム登録要件チェックリストの形式を、申請者に送付する。
- 視察が実施され、返金不可の登録料が 2,000 ペソ課金される。

<sup>55</sup> 技術教育技能開発庁ウェブサイトの条項によれば、カリキュラム評価は申請受領から 3 カ月以内に実施されるものとする。

<sup>56</sup> ただし、技術教育技能開発庁ウェブサイトの条項によれば、訓練機関がプログラムを提供しようとする期日の少なくとも 6 カ月前に、申請が提出されなければならないことに留意。

- 視察は、申請受領から 30 日以内に<sup>57</sup> 統一職業訓練プログラム登録・認定制度評価チームによって実施され、その内容はカリキュラム評価、教職員資格、消耗品および資料、教材、設備、サイト、施設の検査および確認で構成されている。視察の間に、正本文書ならびに全文書の電子コピー1 通が申請者によって提出されなければならない。

全文書のコピーならびに該当技術教育技能開発庁地方事務所の検査結果および勧告が最終審査のために技術教育技能開発庁統括事務所に提出されるものとする。

- 技術教育技能開発庁統括事務所は登録申請を承認するか、拒否するかを決定する。申請の承認は申請者がすべての登録要件を順守した旨の関係技術教育技能開発庁地方事務所／統括事務所の勧告に基づく。技術教育技能開発庁が申請承認を決定した場合、技術教育技能開発庁はプログラムが登録 WTR であるか NTR であるかを示したプログラム登録証明書を発行する。その後、登録プログラムは技術教育技能開発庁登録プログラム一覧に公式に掲載される。申請者が最低限のプログラム登録基準を満たさなかったために登録申請が拒否された場合、発生した管理費として登録料は没収される。申請者は、登録申請拒否状の受領から 15 日以内に、その拒否について技術教育技能開発庁長官事務所に上訴することができる。長官の決定は最終的かつ行政上のものとなる。

### 3. 学位目的でない語学コースまたはプログラムの登録

現在、学位目的でない語学コースまたはプログラムには技術教育技能開発庁により公布された訓練規則は適用されない。ただし、プログラムが下記の条件を順守している場合には、オムニバス・ガイドラインの第 VII 部に基づいて、プログラムを登録することができる。

- プログラムが雇用機会につながる。
- プログラムは下記のいずれかの条件を満たす。
  - 重要先端産業または特定分野要件（たとえば、優先技能計画、地方技術教育・技能開発計画、産業研究、地域開発必要）の人材要件
  - 雇用潜在力が高い産業（たとえば、労働市場情報報告、フィリピン海外雇用管理刊行物、求人に関する新聞報道）
  - 企業からの雇用約束（たとえば、合意覚書、雇用主からの証明、求人、雇用約束）
  - 職業／専門職の業務に関する規制および免許要件

訓練機関、この場合は語学学校／センターによって提出され、技術教育技能開発庁によって承認された評価手段に基づく機関能力評価がプログラム卒業生のために実施される。

<sup>57</sup> ただし、技術教育技能開発庁ウェブサイトの条項によれば、カリキュラム評価は申請受領から 3 カ月以内に実施されるものとすることに留意。

当該プログラムは最初の 3 つのプログラムの終了の後に雇用率に基づいて審査される。その雇用率は地域または部門平均よりも低くはならない。プログラムが 3 連続で地域／部門平均よりも低い雇用率を示した場合、当該プログラムは閉鎖手続きの対象となる。

#### 4. E ラーニング訓練プログラムの登録

「E ラーニング訓練プログラム登録の実施ガイドライン」と題する 2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号は、完全<sup>58</sup> または混合<sup>59</sup> E ラーニング<sup>60</sup> 訓練プログラム登録の要件および手続きを規定している。通達は下記のように提供される E ラーニング訓練プログラムを対象としている<sup>61</sup>。

- 完全オンライン・プログラム
- 混合学習プログラム
- 追加の訓練提供方法として E ラーニングを選ぶ既存の「対面職業教育訓練」登録プログラム
- 民間コースウェア開発業者／配給業者／供給業者により提供される「既製の」E ラーニング訓練プログラム

##### a. E ラーニング訓練プログラムのプログラム登録に関する一般的方針

2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号に基づいて指定された E ラーニング訓練プログラムのプログラム登録に関する一般的方針は以下の通りである。

- A. E ラーニング訓練プログラムの登録は既存の UTPRAS ガイドラインの関係規定に従うものとする。
- B. E ラーニング訓練プログラムを提供する申請者はオンライン・アクセスの頻度およびオンライン学生の進捗を追跡する実用的な学習管理システム (LMS) をもつべきである。
- C. オンライン・クラスは入学者数に関する物理的限度がないが、申請者はオンライン学生 100 名あたり 1 名の世話役を提供できるべきであり、訓練規則に規定されたプログラムを運営する資格をもたなければならない。
- D. 世話役は電子メールまたは仮想通信方法でオンライン学生にアクセスできるべきである。世話役によって使用されるオンライン設備および装置は申請者によって提供されるべきである。
- E. 完全オンライン訓練プログラム
  1. 完全オンライン訓練プログラムを申請する申請者は物理的にフィリピンに所在する事務所をもたなければならない。

<sup>58</sup> 2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号によると、これは「学習の世話役と学習者の間に「対面」のやり取りがないインターネットを使用して行われる訓練提供」を意味する。

<sup>59</sup> 2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号によると、これは「知識や理論の提供がインターネットを通じて実施され、教師ありワークショップ訓練が対面で実施されるオンラインおよび教師ありワークショップ訓練の結合」を意味する。

<sup>60</sup> 技術教育技能開発庁通達に定義されているように、E ラーニングとは「公衆インターネット、私用遠隔学習ネットワーク、または組織内イントラネットによりオンラインでコンピュータ教育（教材プログラム）を提供することに関する包括的用語」である。他方、「教材プログラム」は「コンピュータおよび／またはインターネットを使用して提供するように設計されたタイプの教育および学習資料」と定義されている。

<sup>61</sup> 2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号。

2. 申請者のみが完全オンライン訓練プログラムの登録申請を許される。従って、外国および国内の「既製の」完全オンライン訓練プログラムを提供するコースウェア開発業者／配給業者／供給業者は申請者と合意覚書を締結しなければならない。同一の合意覚書が申請者のプログラム登録申請の文書証拠の一部を成すものとする。
3. 申請者は完全オンライン訓練プログラムの利用に際して E ラーニング訓練プログラムが関係知的所有権法を順守していることを確認しなければならない。本要件順守の文書証拠の一部として使用権の写しが提出されなければならない。
4. 既存の「対面」登録プログラムをもっていて、E ラーニング・プログラムを提供したい申請者は、企業文書を提出する必要はなく、通達に示された要件のみを提出すればよい。
5. プログラム登録の要件を順守した申請者は、完全オンライン訓練プログラムの登録を示すプログラム登録証明書の発行を受けるものとする。

F. 混合化学習訓練 (BLT) プログラム

1. 2 つ以上の申請者に関わる BLT プログラムの申請は各申請者について別個の登録を必要とするものとする。申請者間の合意覚書の写しがプログラム登録要件の文書証拠の一部として技術教育技能開発庁地方事務所に提出されるものとする。
2. プログラムが既に技術教育技能開発庁に登録されている「対面」の教師ありワークショップ訓練を提供する申請者パートナー機関はこの新たな手配について再度登録申請する必要はない。申請者は技術計画および関係パートナー申請者との合意覚書の写しを技術教育技能開発庁地方事務所に提出するだけでよい。
3. 外国および国内のコースウェア開発業者／配給業者／供給業者の「既製の」オンライン訓練プログラムを利用する申請者は当該コースウェア開発業者／配給業者／供給業者と合意覚書を締結するものとする。当該合意覚書の写しおよび使用権の写しが申請者のプログラム登録申請の文書証拠の一部を構成するものとする。
4. プログラム登録要件を順守した申請者は BLT プログラムの登録を示す新たなプログラム登録証明書の発行を受けるものとする。

b. 文書要件

2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号に規定されているように、申請者は UTPRAS 手続きマニュアルに列挙された必要な企業および管理文書を提出すべきである。ただし、既存の登録プログラムをもつ申請者は当該企業および管理文書を提出する必要はない。さらに、申請者は 2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号の付属文書に示された要件を提出されなければならない。

c. 登録方法

2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 37 号は E ラーニング・プログラムの登録手続きを次のように規定している。

1. 申請者はプログラム登録に必要な文書を技術教育技能開発庁地方事務所に提出するものとする。

2. 承認済み E ラーニング・コースウェアおよび完全な文書をもつ申請者は 2,000 ペソの返金不可の申請料を支払うものとする。
3. 申請者の教材／設備／施設の視察は申請料の支払いから 10 日以内に技術教育技能開発庁地方事務所によって実施されるものとする。
4. 技術教育技能開発庁地方事務所は提出された文書の完全性を評価するものとする。完全な文書は公式に受理されるものとする。不完全な文書は欠陥および不完全なものを完全なものにするための規定の時間枠を示して直ちに返還される。
5. E ラーニング訓練プログラムの登録申請は、訓練機関がプログラムの最低基準を満たさなかった場合には、拒否されるものとする。その場合、申請料は生じた管理費として没収される。
6. 技術教育技能開発庁地方事務所は完全な文書ならびにその当初評価結果を統括事務所に転送するものとする。
7. 技術教育技能開発庁統括事務所は評価のために E ラーニング・コースウェアを技術審査・評価委員会（Technical Review and Evaluation Committee : TREC）または 2008 年シリーズの 2008 年 4 月 16 日付け技術教育技能開発庁令第 113 号に従って創設された e-TESDA 内容審査チームに提出するものとする。
8. 技術審査・評価委員会は付属文書 3 として添付されたコースウェア評価手段を使用して E ラーニング・コースウェアを評価するものとする。
9. 技術審査・評価委員会は E ラーニング・コースウェアを受領してから 10 営業日以内にその評価結果を技術教育技能開発庁統括事務所に提出するものとする。次いで、技術教育技能開発庁統括事務所は技術審査・評価委員会から受領後 5 日以内に評価報告書の写しを技術教育技能開発庁地方事務所に提供するものとする。
10. 技術教育技能開発庁地方事務所はプログラム登録証明書の発行に関する勧告を地域責任者に提出するものとする。
11. 技術教育技能開発庁地方事務所はプログラム登録証明書を作成して、地域責任者の承認および署名を求めるために統括事務所に転送するものとする。
12. 欠陥があった申請者は 15 営業日以内に不完全なものを完全なものにすることができる。
13. 拒否された申請は申請者訓練機関が拒否状を受領してから 15 日以内に技術教育技能開発庁長官事務所に上訴することができる。長官の決定は最終的かつ行政上のものである。
14. 技術教育技能開発庁統括事務所はプログラム登録証明書の承認から 3 日以内に e-TESDA プロジェクト管理事務所に通知するものとする。
15. e-TESDA プロジェクト管理事務所は、技術教育技能開発庁統括事務所から受領してから 2 日以内に、E ラーニングに関するプログラム登録証明書をもつ申請者のリストを e-TESDA に公表するものとする。このリストは E ラーニング・プログラムをもつ申請者の名簿の役目をするものとする。

## B. オンライン・コースの経営

### 1. 通信・遠隔学習による学位プログラム

フィリピンにおける遠隔教育を合理化するために、高等教育委員会は「遠隔教育に関する方針およびガイドライン」（遠隔教育ガイドライン）と題する 2005 年シリーズの高等教育委員会覚書令第 27 号を公布した。

大学プログラムは、プログラムの全コースの少なくとも 25% が遠隔方法によって提供される場合には、遠隔教育プログラムに分類される。労部レベル以上のプログラムは全面的に遠隔方法で提供することができるが、学部レベルの学位プログラムは全面的に遠距離方法で提供することはできない。

遠隔教育によるプログラム提供に関する政府承認の授与は、事業者が高等教育機関として正式に登録されていることを前提とする。遠隔教育ガイドラインの第 V 部第 15.1 条に基づいて、下記の地位をもつ高等教育機関のみが遠隔教育によるプログラムを提供する資格を有する。

- 申請された学位プログラムでレベル III 認定をもつ。
- 申請された学位プログラムが高等教育委員会中核的研究拠点の地位をもつ。
- 遠隔教育に関する高等教育委員会品質保証システム適合証明をもつ。

遠隔教育ガイドラインの第 V 部第 15.2 条に基づいて、一般教養教育でレベル III 認定をもつ高等教育機関のみが遠隔教育による一般教育プログラムを提供することができる。

#### a. 文書要件

高等教育機関の適法に記入された遠隔教育申請書式に添付されるべき遠隔教育プログラムを提供する政府許可および政府認証の申請に関する文書要件は以下の通りである<sup>62</sup>。

---

<sup>62</sup> 表は高等教育委員会発行の遠隔教育ガイドラインから抜粋。

基準	政府許可の文書要件	政府認証の文書要件
機関資格	<p>レベルⅡ認定をもつ機関の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関係認定機関からの認定証明書</li> </ul> <p>高等教育委員会中核的研究拠点の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等教育委員会と機関の間の合意覚書</li> <li>2. 遠隔教育に関する高等教育委員会品質保証システム適合証明書</li> <li>3. 遠隔教育申請書式および書式1</li> </ol>	<p>申請するプログラムについて高等教育委員会により発行された当初許可の写し</p> <p>レベルⅡ認定をもつ機関の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関係認定機関からの認定証明書</li> </ul> <p>高等教育委員会中核的研究拠点の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 高等教育委員会と機関の間の合意覚書</li> <li>2. 遠隔教育申請書式および書式1</li> </ol>
機関管理および関与	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遠隔教育部門の任務および方針説明書</li> <li>2. 今年度の遠隔教育部門活動に対する資金割当</li> <li>3. 遠隔教育部門の管理に関する組織構造および手続き</li> <li>4. 遠隔教育部門の部門長／プログラム管理者／調整役の資格（書式2）</li> <li>5. 継続的自己評価計画／文書</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 遠隔教育部門の任務および方針説明書</li> <li>2. 今年度の資金割当および次の5年間の遠隔教育部門の必要予算予測</li> <li>3. 遠隔教育部門の管理に関する組織構造および手続き</li> <li>4. 遠隔教育部門の部門長／プログラム管理者／調整役の資格（書式2）</li> <li>5. 継続的自己評価計画／文書</li> </ol>
カリキュラム開発および承認	<p>高等教育委員会承認カリキュラム・セットに同等物がない学位プログラムの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カリキュラムの写し</li> <li>2. コース別の適切な学習結果および学習者の学業評価を明記した詳細な学習計画</li> </ol>	<p>審査カリキュラムの写し</p> <p>高等教育委員会承認カリキュラム・セットに同等物がない学位プログラムの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学科に関して技術パネルにより承認されたカリキュラム</li> <li>2. コース別の適切な学習結果および学習者の学業評価を明記した詳細な学習計画</li> </ol>
	<p>高等教育委員会承認カリキュラムがある学位プログラムの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. カリキュラムの写し</li> <li>2. コース別の適切な学習結果および学習者の学業評価を明記した詳細な学習計画</li> </ol>	<p>高等教育委員会承認カリキュラムがある学位プログラムの場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学科に関して技術パネルにより承認されたカリキュラム</li> <li>2. コース別の適切な学習結果および学習者の学業評価を明記した詳細な学習計画</li> </ol>

教材開発	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. プログラムの初年度に提供されるすべてのコースのすべての学習パッケージおよび教材の写し（書式3）</li> <li>2. 予備試験結果に関する詳細な報告書</li> <li>3. 教材専門家（校正係／同分野の査読者、編集者）、教育設計専門家、他の熟練職員のリスト（書式2）</li> <li>4. 関係著作権法を順守したことを示す文書（機関が他の機関によって開発されたコース教材を使用する場合）</li> <li>5. 学習パッケージの定期的再検討および更新に関する明示された手続き／ガイドラインおよび方針</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 申請されたプログラムのすべてのコースのすべての学習パッケージおよび教材の写し（書式3）</li> <li>2. 予備試験結果に関する詳細な報告書</li> <li>3. 教材専門家（校正係／同分野の査読者、編集者）、教育設計専門家、他の熟練職員のリスト（書式2）</li> <li>4. 関係著作権法を順守したことを示す文書（機関が他の機関によって開発された既存のコース教材を使用する場合）</li> <li>5. 学習パッケージの定期的再検討および更新に関する明示されて文書化された手続き／ガイドラインおよび方針</li> <li>6. 各学習パッケージの定期的再検討および更新に関するスペシャリストのリスト（書式2）</li> </ol>
提供方法／戦略	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コース提供に関する方針および手続きの写し</li> <li>2. 学習センターおよびその役割のリスト</li> <li>3. 学習センターとの合意覚書の写し</li> <li>4. 通信システム技術援助の使用。個人指導／助言および学業支援。カウンセリング。フィードバック・システム。設備・施設の維持・更新に関する方針およびガイドラインの写し</li> <li>5. 学習センター毎の学習資源、関係媒体、その他の技術支援の物理的在庫の写し</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. コース提供に関する方針および手続きの写し</li> <li>2. 学習センター（住所を含む）およびその役割のリスト</li> <li>3. 学習センターとの合意覚書の写し</li> <li>4. 通信システム技術援助の使用。個人指導／助言および学業支援。カウンセリング。フィードバック・システム。設備・施設の維持・更新に関する方針およびガイドラインの写し（書式4）</li> </ol>
学生評価	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価手続きの安全性を含む評価過程に関する方針およびガイドラインの写し</li> <li>2. 評価手段の写し</li> <li>3. 学習者の進歩監視に関する方針および手続きの写し</li> <li>4. 入学許可および在学維持方針の写し</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 評価手続きの安全性を含む評価過程に関する方針およびガイドラインの写し</li> <li>2. 実際の学生の回答付きの評価手段の写し</li> <li>3. 学習者の進歩監視に関する報告書の写し</li> <li>4. 入学許可方針の写し</li> <li>5. 入学／卒業リストの写し（書式5および6）</li> </ol>

学生支援サービス	1. 支援を提供する個人／個人指導教員のリスト 2. 学生が利用できるサービスを示して学生オリエンテーション資料の写し 3. 学生支援サービス（つまり、苦情および学業進捗情報）に関する方針および手続きの写し	1. 学生支援サービスを提供する個人のリスト 2. 学生が利用できるサービスを示して学生オリエンテーション資料の写し 3. 学生支援サービス（つまり、苦情および学業進捗情報）に関する方針および手続きの写し
----------	---	--

## b. 申請手続き

遠隔教育プログラムを提供する政府許可の申請手続きは以下の通りである。

- 高等教育機関は適法に記入された遠隔教育申請書式ならびに文書要件を関係高等教育委員会地方事務所（Commission on Higher Education Regional Office : CHEDRO）に提出する。高等教育委員会地方事務所は文書の完全性を点検する。文書が完全である場合、高等教育委員会のプログラム・基準局が申請の評価を進める。文書が不完全である場合、文書は高等教育機関に戻される。
- プログラム・基準局は、その評価に基づいて、申請を高等教育委員会委員会全体会議に推奨するかどうかを決定する。プログラム・基準局が申請を推奨しないと決定した場合、高等教育委員会地方事務所はその決定を高等教育機関に通知する。プログラム・基準局が高等教育委員会委員会全体会議に申請を推奨すると決定した場合、高等教育委員会委員会全体会議は推奨に関する審議を進める。
- 高等教育委員会全体会議は推奨を承認するかどうかを決定する。推奨を承認しないと決定した場合、高等教育委員会地方事務所はその決定を高等教育機関に通知する。ただし、高等教育委員会委員会全体会議が推奨を承認すると決定した場合、高等教育委員会本部は遠隔教育プログラムを提供する政府承認を高等教育機関に発行する。

## 2. 学位目的でないオンライン・コース

学位目的でないコースまたはプログラムをオンラインで提供しようとする機関は技術教育技能開発庁の規制を受ける訓練機関に分類される。学位目的でないオンライン・コース登録に関するプログラム登録の必要文書（新規申請者および追加プログラムに関する）および登録手続き（オンラインまたは対面方法）は、前述の語学学校／センターの学位目的でない語学コースまたはプログラムの登録に関する必要文書および登録手続きと同一である。

ただし、学位目的でないオンライン・コース登録の場合、登録しようとする特定の学位目的でないコースまたはプログラムに適用される訓練規則があるかどうかを突き止めなければならない。プログラムの登録過程で関係訓練規則を参照し、それを順守しなければならない。

さらに、当該コースまたはプログラムに関する新規訓練規則が技術教育技能開発庁により公布された新規訓練規則の発効から 1 年以内に公布された場合、技術教育技能開発庁からの正当な通知により、再評価または再登録のために学位目的でないコースまたはプログラム登録申請を提出する。規定期間内に再登録されないプログラムは閉鎖手続きの対象となる。

#### C. 規定期間内に再登録されないプログラムは閉鎖手続きの対象となる。

訓練機関が提供するプログラムの登録に関するプログラム登録必要文書(新規申請者および追加プログラムの)およびプログラム登録手続き(オンラインまたは対面方法)は、前述の語学学校/センターの学位目的でない語学コースまたはプログラムの登録に関する必要文書および登録手続きと同一である。

訓練機関が提供するプログラムの登録の場合、当該プログラムに適用される技術教育技能開発庁により公布された訓練規則があるかどうかを突き止めなければならない。プログラムを登録しようとする訓練機関は当該訓練規則を参照して、順守しなければならない。

さらに、新規または更新訓練規則の公布に起因する訓練機関プログラムの再評価および再登録を、技術教育技能開発庁からの正当な通知により、技術教育技能開発庁により公布された新規または更新訓練規則の発効から 1 年以内に、行わなければならない。

#### D. 資格専門学校

##### 1. 免許交付試験のあるコースまたはプログラム

「行政命令第 566 号に基づくフィリピンにおける資格専門学校および類似事業体の設立および運営に関する改定実施規則」と題する 2007 年シリーズの高等教育委員会覚書令第 30 号により、「資格専門学校」という用語は、「専門職資格管理委員会によって与えられる免許交付試験に備えて公式学校で得た受講者の知識または能力および技能を新たにし、または増進することを意図した学習プログラムまたはコースを国民に有料で提供することを意図する、当該規則に従って正当に権限を与えられた事業体により運営および所有される組織」を意味し、「本専門職規則委員会により与えられる免許交付試験に備えて個人により有料または無料で提供される講義の運営または経営」も含む。

資格専門学校に関する実施規則に規定された登録は、資格専門学校に関する実施規則に規定された条件および最低限の要件/基準を順守後に、資格専門学校を運営し、またはレビュー・コース/クラスを運営するための高等教育委員会からの許可の形の承認を取得する過程を意味する<sup>63</sup>。

##### a. 設立および運営承認

高等教育委員会認証、認定、かつ信頼できる高等教育機関のみが、高等教育委員会により、資格専門学校の設立および運営の承認をうけることができる。有資格学校おまた事業体のコンソーシアムも、関係要件の順守時に、資格専門学校の設立および運営し、講座を運営することができる。

<sup>63</sup> 2007 年シリーズの高等教育委員会覚書令第 30 号の規則 IV の第 6 条。

## b. 文書要件

免許交付試験を必要とする教育プログラムに関する資格専門学校を設立および運営、またはレビュー・クラスを運営する申請の文書要件は以下の通りである。

- 意図する資格専門学校／クラスの運営の 3 カ月前に提出すべき許可請願／申請
- 下記を含むべき、プログラムの実行可能性調査
  - 提案される資格専門学校の必要性および関連性の正当化
  - 一般および特定目的
  - 講座の基本的教科
  - 講座の教科の内容／主題の説明
  - 指導者が使用する方法
  - 各教科に充当される時間数
  - 評価方法
- 適法に認証された基本定款および付属定款ならびに証券取引委員会への高等教育機関の登録を示す登録文書
- 学校の場合には、高等教育委員会により、または国立総合および単科大学の場合には理事会決議により与えられた正当に認定されたプログラムがある証拠
- 学習のカリキュラム、プログラムならびに免許交付試験が適用される主題／内容／分野を示す講座の基本的教科の学習計画
- 資格専門学校を運営する学校の適性および能力の証拠。下記を含むべきである。
  - 指導者およびその資格のリスト
  - 提案される資格専門学校の管理者／理事長／指導者の略歴／履歴書
  - 請求するレビューおよびその他の料金表
  - 施設および関係支援サービスのリスト
  - 適切な会場
  - 公証財務諸表
  - プログラムを管理する資格専門学校の組織構成／職員配置
- 下記のことを示す高等教育機関学長の宣誓供述書／宣誓保証書
  - 要求された基準を順守したこと。
  - 講座が良質であること。
  - 資格専門学校の運営または講座の運営が高い倫理規範に基づいて維持されること。
  - 資格専門学校の役員または所有者に関して政府機関との間に利害関係の衝突または潜在的衝突が存在しないこと。

## c. 申請手続き

### i. 一般申請手続き

資格専門学校を運営する許可の授与に関する一般申請手続きは以下の通りである。

- 申請者は、プログラムの提供を意図する期日の少なくとも 3 カ月前に、請願書／申請書ならびにすべての必要文書を関係高等教育委員会地方事務所に提出する。
- 高等教育委員会本部の資格専門学校部門の担当所長は文書を評価して、適切なきには、高等教育委員会地方事務所による視察の実施を委員長に勧告する。資格専門学校部門の担当所長の勧告があったときには、委員会全体会議が申請について決定を下す。
- 単科大学の場合、請願／申請にはその憲章ならびに私立単科および総合大学の場合には証券取引委員会登録証明書の正本および意図された資格専門学校が運営するコースの高等教育委員会発行政府認証の正本が添付されなければならない。
- 許可証発行の資格があると請願／申請が認定された場合、評価が実施される。3 万ペソを超えない評価に関連したすべての費用は申請者が負担する。

## ii. 特別申請手続き

資格専門学校を運営する許可の授与に関する特別申請手続きは以下の通りである。

- 許可証発行申請は請願書の形を取り、高等教育委員会の名前、請願者の名前、請願の内容を明記した表題を含まなければならない。請願は高等教育委員会委員長宛にし、高等教育機関の法人格または専門職資格管理委員会認定専門家組織、請願の適時性、申請を裏付ける目的または正当化の簡潔な説明を含み、関係裏付け文書が添付されるべきである。請願書のコピー7通を提出しなければならない。
- 申請は手交または書留郵便で関係高等教育委員会地方事務所に提出することができる。提出が手交で行われる場合、受付係が直ちに申請書の第1頁の表面にそれが受領された正確な日時時刻を明瞭にスタンプで押し、その後に自身の頭文字を添える。提出が書留郵便で行われる場合、発端の郵便局がスタンプを押した発送日が提出日とみなされる。申請書およびその他の書類が入った封筒または発送日および書留スタンプを示す封筒の一部が申請書に添付される。実際の受領日は請願書の最初の頁に明瞭にスタンプで押され、または表示されなければならない。
- 付属文書が不備で、必要な部数を欠く請願書は受理されず、有効な申請とはみなされない。さらなる措置のために申請が登録簿に記入される前に、申請者は請願に付属文書を完備し、または請願書の必要なコピー数を提出する必要がある。
- 手交および書留郵便以外の方法で提出された請願／申請は、実際に受領された日時に提出されたとみなされる。実際の受領日時は申請書にスタンプで押され、受付係が署名する。

- 申請／請願が提出されると、受付係がそれを登録簿に記入し、それに番号を付ける。

### iii. 申請／請願に関する措置

- 完全な請願／申請を受領すると、高等教育委員会地方事務所はその写しを添付されたすべての必要な裏付け文書と共に高等教育委員会本部の委員長事務所に転送する。
- 高等教育委員会の下資格専門学校担当所長は文書を審査して、それが形式および内容共に十分である場合には関係高等教育委員会地方事務所による視察の実施を委員長に勧告する。
- 委員長の評価実施命令を受けると、高等教育委員会地方事務所は当該命令の受領から 30 日以内に評価を実施し、または資格専門学校の施設を検査させて、資格専門学校の設立および運営に関する要件および条件の順守如何を判定する。人的資源の十分性および資格、物理的および財政的資源の十分性および適切性、信頼性および良好な業績の所持が申請評価における主要考慮事項である。

評価に関連した費用は、次のように申請者が負担する。

陸上交通およびその他の臨時費を含む 3 万ペソを超えないすべての費用は申請者に請求される。評価チームのチーム・リーダーは 2,000 ペソの料金を受け取る権利を有するが、チーム・メンバーおよび技術スタッフはそれぞれ 1,500 ペソおよび 1,000 ペソの料金を受け取る権利を有する。

- 視察／評価の終了から 7 日以内に、高等教育委員会地方事務所はその報告および勧告を高等教育委員会本部に提出する。
- 申請者が有資格と判定された場合、委員会全体会議は資格専門学校規則担当所長の勧告に基づいて申請を承認し、その後に請願者／申請者に対して運営許可証を発行し、または発行させる。申請が不承認であった場合、申請者は拒否／不承認命令の受領から延長不能な 10 日の期限内に再考申立を 1 回だけ委員会全体会議に提出することができる。

### iv. 許可の有効期間

資格専門学校運営許可は、関係法規に従って高等教育委員会が早期に無効にする場合を除き、4 年間有効である。許可は、4 年間終了の 6 カ月前に任命される評価チームの再評価に基づいて 4 年毎に更新することができる。3 万ペソを超えない再評価料金が申請者に請求される。資格専門学校として運営継続資格ありと判定された場合、必要な運営許可が発行される。資格専門学校として運営継続資格なしと判定された場合、申請者は拒否／不承認命令の受領から延長不能な 10 日の期限内に再考申立を提出することができる。再考申立は 1 回だけ委員会全体会議によって受け入れられる。

## 2. 類似事業体

2006年9月8日付け行政命令第566号(EO 566)「資格専門学校および類似事業体の設立および運営を規制する高等教育委員会に指示する」に基づいて、高等教育委員会は資格専門学校に類似した事業体の設立および運営を規制する任務も課されている。EO 566に従って、高等教育委員会は資格専門学校に関する実施規則を公布した。「類似事業体」という用語は、資格専門学校に関する実施規則で、大学入学試験、公務員試験、英語、数学などの特定分野の個人指導サービスを含めて、それに限らない、専門職規則委員会により与えられる免許交付試験が適用されない領域のレビューまたは個人指導サービスを提供するその他の資格専門学校」と定義されている。

ただし、留意すべきことに、通則として、資格専門学校に関する実施規則に示された特定の方針およびガイドラインは専門職資格管理委員会によって与えられる免許交付試験を必要とする学究プログラムを提供する現行および将来の資格専門学校を対象としている。それにもかかわらず、高等教育委員会は資格専門学校に関する実施規則が適用されない類似事業体の登録およびその他の関係問題に関する補足ガイドラインの発行を排除されている。

類似事業体の登録に関して、資格専門学校に関する実施規則の規則 XVI 第 1 条は、免許交付試験を除いて類似の資格専門学校を運営するすべての事業体は高等教育委員会に登録する必要があると規定している。しかし、これまで、高等教育委員会は当該類似事業体の登録および運営に関する具体的な規則を公布していない。

## II. その他の適用規則

### A. 語学学校/センター

(学位目的でないオンラインの語学コースの経営を含む)

#### 1. 順守監査の実施

プログラム登録の1年後に、技術教育技能開発庁または技術教育技能開発庁により認定された第三者監査機関は、登録プログラムの順守監査を実施する。順守監査は初回監査以後は2年に1回行われる。順守監査の結果として最低基準を順守していないと判定されたプログラムは、通知受領後30日以内に不備に対応する必要がある。規定期限内に当該不備に対応しなかった場合、プログラムは閉鎖手続きの対象となる。

#### 2. 登録プログラムの監視および評価

すべての登録プログラムは、定期的に、プログラム提供の質および有効性を測るために卒業生の認証率および雇用率に基づいて、技術教育技能開発庁により監視される。認証および雇用率は全国基準と比較される。

学位目的でないプログラムを提供する語学学校/センターを含む、登録プログラムをもつ訓練機関は、関係技術教育技能開発庁地方事務所に下記の文書を提出しなければならない。

- 入学者数報告書 – プログラム開始後 30 日以内
- 学期末報告書 – 訓練機関の修了後 15 日以内

- 書式 138 の写しまたは学生恒久記録 - あらゆるプログラムの修了後 30 日以内

### 3. 卒業生の照会および追跡

訓練機関は有資格進路指導役員を指名しなければならない。職業教育訓練実績計測の一部として、卒業生の雇用を追跡し、卒業後 6 カ月から 1 年以内に関係技術教育技能開発庁地方事務所に報告する。

訓練機関は卒業後 6 カ月から 1 年ごとに雇用監視報告を技術教育技能開発庁地方事務所に提出しなければならない。

### 4. 登録プログラムの広告

訓練機関はその建物の正面の戦略的な場所に下記の情報を含む標識を掲示する必要がある<sup>64</sup>。

- プログラムの名称および期間
- プログラムの NTR/WTR 地位および登録番号
- プログラム登録証明書が発行された期日

「技術教育技能開発庁登録プログラムをもつすべての訓練機関に関する標準標識作成の実施ガイドライン」と題する 2009 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 32 号は、技術教育技能開発庁登録プログラムをもつすべての訓練機関に関する標準標識作成に関する下記のガイドラインを規定しており、このガイドラインを厳守して実施しなければならない。

1. さまざまな過程を伴う認定という言葉ではなく、**登録プログラム**という言葉を使用しなければならない。
2. 登録プログラムは下記の一般方針に適合するものとする。
  - 2.1. UTPRAS に基づく登録プログラムの名称は発行されたプログラム登録証明書に示されたものを厳守するものとする。
  - 2.2. プログラムの期間が承認および発行されたプログラム登録証明書に従って表示されなければならない。
  - 2.3. 技術教育技能開発庁登録番号/プログラム登録証明書番号が期間または時間数の後に表示されるものとする。
  - 2.4. 登録プログラムが「訓練規則あり」であるか、「訓練規則なし」であるかを示す。
  - 2.5. プログラム登録証明書が発行された期日も標識に示されるものとする。
  - 2.6. 技術教育技能開発庁ロゴが使用されて標識の右側に、学校のロゴが標識の左側に配置されるものとする。

<sup>64</sup> オムニバス・ガイドラインの第 XIV 部。

プログラム登録証明書の授与前にプログラムを広告または発表する訓練機関は制裁の対象となる。オムニバス・ガイドラインの第 XVI 節に規定された制裁が適用される。

## 5. 教授手段

「すべての職業教育訓練機関における教授手段としての英語」と題する 2006 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 26 号は、「教育制度における教授手段としての英語の使用を強化する方針の確立」と題する行政命令第 210 号を繰り返している。

2006 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 26 号は、「経済の新規技術主導部門で出現する雇用機会に対して学生がより競争力をもち、より態勢を整えるようにすべての職業教育訓練学生の英語使用の才能、能力、熟達を開発する」ための技術教育技能開発庁の現行努力に合わせてすべての私立および公立訓練機関が主要教授手段として英語を使用するように指示している<sup>65</sup>。

さらに、当該通達に基づいて、技術教育技能開発庁はすべての職業教育訓練訓練者の英語熟達度を評価し、必要なときには訓練介入を行う義務を負っている。

## 6. クラスの一時停止

技術教育技能開発庁は、「台風／暴風、地震、洪水、火災、その他の自然および／または人為的災害によってもたらされる被害、負傷、および／または損害から中等教育後の学生を保護するために」台風およびその他の災害時における訓練機関のクラスの一部の一時停止に関するガイドラインを示した 2005 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 2 号を公布した。

### a. 台風／暴風

2005 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 2 号に基づく台風および暴風時のクラスの一部の一時停止に関するガイドラインは下記の通りである。

1. フィリピン大気・地球物理・天文局（以下、PAGASA という）が担当地域（以下、PAR）の特定地区について台風警告 No. 3 以上を出した場合、当該地区内の中等教育後レベルのすべてのクラスは、技術教育技能開発庁および／またはその当局者からの宣言の必要なしに、PAGASA が当該台風警告を下げるまで、自動的に一時停止されるとみなされるものとする。
2. PAGASA が PAR 内の特定地区について台風警告 No. 2 または No. 1 しか出さなかった場合、中等教育後レベルのクラスは方針として一時停止されないものとする。ただし、当該地区内の中等教育後教育機関の管理者／校長は、その裁量で、台風警告が PAGASA により下げられるまで、または天候が回復するまで、中等教育後レベルのすべて、一部、またはいずれかのクラスを一時停止することができる。
3. ただし、前述のルールは、天候の悪化ならびにその他の自然または人為的な混乱のために一時停止が正当化されると考える場合には、技術教育

---

<sup>65</sup> 2006 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 26 号。

技能開発庁長官および／または技術教育技能開発庁教育機関事務所の事務所長が特定の地区内の中等教育後レベルのクラスを一時停止することを妨げない。

**b. 豪雨および／または洪水および／または地震および／またはその他の自然災害**

中等教育後教育機関、つまり訓練機関の管理者／校長は、中等教育後レベルのクラスの開催が関係学生にとって実行不可能または危険になるような、特定地区に影響を与える豪雨および／または洪水および／または地震および／またはその他の自然災害の場合、クラスを一時停止することができる。

同様に、技術教育技能開発庁長官および／または技術教育技能開発庁教育機関事務所の事務所長は、当該事態に基づいて<sup>66</sup>、または関係訓練機関の管理者の勧告に基づいて、クラスを一時停止することができる。

**c. 火災および／またはその他の人為的災害**

影響を受ける中等教育後教育機関／訓練機関の管理者／校長が適切とみなすときには、当該管理者／校長は、当該クラスの開催が関係学生にとって実行不可能または危険になるような、火災および／またはその他の人為的災害の場合、中等教育後レベルのいずれかの、一部の、または全部のクラスを一時停止することができる。

ただし、技術教育技能開発庁長官および／または教育機関事務所事務所長も、必要が生じたときには当該状況の下でクラスを一時停止することができる。

**d. 「災害」比率**

中等教育後レベルのクラスは、不可抗力、天災、事故および／または類似事象を構成する事象が特定の地区で「災害」比率に達した場合、つまり「地域社会の通常のペースおよび治安を深刻に乱し、その大多数の住民に影響を与えて、その生命、人身、および／または財産を危険にさらす」程度まで達した場合、通常に戻るまで、事実上一時停止される<sup>67</sup>。

クラス再開の宣言は技術教育技能開発庁長官および／または教育機関事務所事務所長によって行われる<sup>68</sup>。

**e. 「非災害」比率**

不可抗力、天災、事故、または事象が「災害」比率にまで達しないが、関係中等教育後教育機関／訓練機関の管理者／校長が、生命、人身、または財産を危険にさらさずに学生がクラスに出席することができないと考える場合、関係中等教育後教育機関／訓練機関の管理者／校長は、不可抗力、天災、事故、および／または事象が消滅するまで、中等教育後レベルのクラスを一時停止することができる<sup>69</sup>。

---

<sup>66</sup> 「自身で」の意味。

<sup>67</sup> 2005年シリーズの技術教育技能開発庁通達第2号。

<sup>68</sup> 2005年シリーズの技術教育技能開発庁通達第2号。

<sup>69</sup> 2005年シリーズの技術教育技能開発庁通達第2号。

#### f. クラス一時停止の発表

2005年シリーズの技術教育技能開発庁通達第2号により、「適切な場合、クラス一時停止の発表は、一時停止が発効する日の朝5時までに、あらゆる情報伝達手段、特に3メディア、アマチュア無線通信網、無線システムを使用して、行われるべきである。」

通達は、「ここに規定された通りにクラスを一時停止する中等教育後教育機関／訓練機関の管理者／校長は直ちに技術教育技能開発庁および／または教育機関事務所事務所に一時停止の事実を報告すべきである」とも規定している。

#### g. クラスの再開

通則として、クラスの再開を宣言する義務はクラスの一時停止を宣言した人物または事業体にある。ただし、技術教育技能開発庁および／または教育機関事務所事務所に無効にする権利を行使して、クラスの再開を発表することができる。クラス再開の宣言を行うときには、関係人物または事業体は利用可能なあらゆる情報伝達手段を利用すべきである。

#### h. 中等教育後レベルのクラスの一時的停止が教職員および非教職員に与える影響

中等教育後レベルのクラスの一時的停止の場合における私立中等教育後教育機関／訓練機関の教職員の勤務継続または勤務再開は関係教育機関の管理者／校長の裁量に依存する。

### 7. 認証評価

プログラムの認証評価は統一職業訓練プログラム登録・認定制度の第2段階であり、独特の能力領域に集中する教育機関の運営領域に対する品質保証の適用を伴う。認証評価には学校が徐々に登っていく4レベルがある。(i) コミットメントに関する銅賞、(ii) 専門的技能に関する銀賞、(iii) 熟達に関する金賞、それに (iv) 優秀性に関するプラチナ賞がそれである。従って、認証評価には各レベルについて可能な結果としての援助および奨励措置の授与による継続的評価が伴う。

プログラム認証評価の文書要件および手続きは以下の通りである。

- 訓練機関は学校長が署名して下記の文書を添付する同意書を作成する。
  - 閉鎖報告または順守監査の是正措置が対処されたことを示す再監査の証拠を含むプログラム登録順守監査報告書
  - 少なくとも5つのQAコンポーネントおよび4つの運営領域に関する品質マニュアル
  - 品質保証役員の任命
- 同意書ならびに前述の添付書類は訓練機関を管轄する技術教育技能開発庁地域責任者に提出される。
- 技術教育技能開発庁統括事務所が同意書ならびに添付書類を受領して、スタンプを押し、チェックリストに照らしてそれを点検および審査する。文書に不備があ

ると判定された場合、技術教育技能開発庁統括事務所は提出する必要がある欠けている文書を訓練機関に通知する。

- 技術教育技能開発庁地域責任者は関係認証評価基準に照らして文書を評価および分析する。文書が認証評価基準に不適合と判定された場合、文書は適切な措置が講じられるように訓練機関に戻される。他方、文書が全面的に適合していると判定された場合、文書はコンポジット・チームに対して保証される。技術教育技能開発庁地域責任者は文書の写しを保持する。
- コンポジット・チームは妥当性確認手続きの予定を決めて、関係訓練機関に通知する。
- 文書の妥当性確認および再妥当性確認時に、コンポジット・チームのチーム・リーダーにより、訓練機関の関係職員との初回会議が開催される。その後、是正措置に同意するための関係訓練機関職員との終了会議が開催される。訓練機関は改善領域を是正またはそれに対処して、それに関する報告書を技術教育技能開発庁統括事務所に提出し、技術教育技能開発庁統括事務所は文書の再妥当性確認を実施する。必要な是正措置がない場合、訓練機関は認証評価に関して技術教育技能開発庁本部に推薦される。
- 妥当性確認報告書が作成され、それに訓練機関校長とコンポジット・チームのチーム・リーダーが署名すべきである。
- 技術教育技能開発庁本部は判定委員会を組織し、判定委員会が妥当性確認報告を審議する。審議報告が好意的なものである場合、認証評価の授与または承認に関する推薦が承認を受けるために技術教育技能開発庁地域責任者に伝達される。審議報告がさらに明確化を必要とする場合、審議報告は関係技術教育技能開発庁統括事務所に戻される。
- 認証評価の承認が与えられる場合、技術教育技能開発庁所長はそのために開催する式典で証明書／盾および奨励措置を与える。

## 8. 制裁および処罰

「統一職業訓練プログラム登録・認定制度に基づく処罰および制裁に関するガイドライン」と題する 2003 年シリーズの技術教育技能開発庁通達第 31 号に基づいて制裁を課する根拠は下記の通りである。

- 未登録職業教育訓練プログラムの無許可提供
- 未登録プログラムの広告
- プログラム登録申請に関連した詐欺行為または欺瞞行為の発見

課することができる制裁は、1982 年教育法第 V 編第 1 章第 68 条に基づいて訓練機関の校長または所有者が負う刑事責任を上回っており、第 68 条は、承認要件違反行為で有罪判決を受けた人は、裁判所の裁量で、2,000 ペソ以上、1 万ペソ以下の罰金または最大 2 年間の懲役あるいはその両方によって罰せられると規定している。処罰すべき行為が法人によって犯された場合、訓練機関／学校長および違法行為に責任のある人が等しく責任を負う。

学校／訓練機関に対して課される制裁は、被害学生、教師、従業員が罪を犯した学校／訓練機関役員を訴える権利を損なわない。

## 9. プログラム登録証明書の取消／登録プログラムの閉鎖

### a. 取消

状況がオムニバス・ガイドラインの第 XV(B)部に規定された下記の根拠のいずれかの正当な理由となる場合、責任ある学校／訓練機関役員に対して適切な措置を講じ、適切な制裁を課することを損なうことなく、適正手続きを順守した上で、訓練機関／学校のプログラムのプログラム登録証明書を取り消すことができる。

- 技術教育技能開発庁または技術教育技能開発庁公認の第三者監査人により実施された順守監査で決定された指定期限内に学校／訓練機関が技術教育技能開発庁基準を継続的に順守しないこと。
- 訓練機関／学校が規定の期限内にそのプログラムの移行を再登録しないこと。
- プログラム卒業生の雇用率が3連続卒業生群について全国平均よりも低い
- 学校／訓練機関の運営およびそのプログラム提供に関して、学校／訓練機関職員における管理不行き届きまたは怠慢である
- 訓練機関／学校の詐欺行為、偽造行為、不実表示、または類似の行為

### b. 登録プログラムの閉鎖

#### i. 強制的閉鎖

登録プログラムの強制的閉鎖手続きは、オムニバス・ガイドラインの第 XVII 部に次のように規定されている。

- 関係技術教育技能開発庁地方事務所により、関係学校／訓練機関の注意を喚起するプログラム閉鎖の相当な理由に関する通知書が発行される。
- 関係訓練機関／学校は技術教育技能開発庁地方事務所により発行された通知書の受領から 5 営業日以内にプログラムが閉鎖されるべきではない理由を書面で説明しなければならない。
- 関係技術教育技能開発庁地方事務所は、訓練機関／学校によって当該説明が行われなかった場合、5 日間の関係訓練機関／学校による説明提出期限後の 5 営業日以内に訓練機関／学校のプログラム登録証明書を取り消す措置を講じる必要がある。
- 技術教育技能開発庁地方事務所は説明状の受領から 5 営業日以内に説明状について決定を下す。技術教育技能開発庁地方事務所が関係訓練機関／学校の説明状に利点を見出した場合、技術教育技能開発庁地方事務所は関係訓練機関／学校に対して不備または違反を是正するための 15 営業日の期間を与える書状を発行する。

- 技術教育技能開発庁地方事務所が関係学校／訓練機関によって提出された説明に利点を見出さなかった場合、技術教育技能開発庁地方事務所はプログラムの閉鎖に関する勧告を技術教育技能開発庁統括事務所に送付する。
- 技術教育技能開発庁統括事務所は技術教育技能開発庁地方事務所の勧告の受領から 5 営業日以内にその勧告について決定を下す。訓練機関／学校のプログラムが閉鎖されなければならないとの最終決定が行われたときには、技術教育技能開発庁統括事務所は関係訓練機関／学校に対するプログラム閉鎖通知書を作成して、それを関係技術教育技能開発庁地方事務所に転送する。次に、関係技術教育技能開発庁地方事務所はプログラム閉鎖を関係訓練機関／学校に送付する。
- 関係学校／訓練機関はプログラム閉鎖通知書受領後、5 営業日以内にプログラム登録証明書を引き渡す必要がある。
- また、技術教育技能開発庁地方事務所は参考のためにプログラム閉鎖通知書の写しを関係地方自治体の市長事務所へ送付する。
- 閉鎖を実行するために、技術教育技能開発庁地方事務所は関係機関と調整し、または関係地方自治体の市長事務所に閉鎖手続きの実行に関する必要な支援を要請する。
- プログラムが閉鎖を命じられた訓練機関／学校は、プログラム閉鎖通知書受領後 30 日以内に、同一のプログラムを提供する他の訓練機関に対する被害学生の学業証明書の送付を促進する。過去の学生または既にプログラムを卒業した学生の記録は技術教育技能開発庁地方事務所へ提出される。
- 技術教育技能開発庁地方事務所はプログラム閉鎖に関する報告書を、登録プログラムのデータベースからの削除のために、技術教育技能開発庁本部の職業教育訓練システム開発事務所へ送付する。

## ii. 自発的閉鎖

通則として、技術教育技能開発庁は、妥当な理由がある場合または不可抗力により場合を除き、継続中の登録プログラムの自発的閉鎖を認めない。プログラムの自発的閉鎖の手続きおよび要件はオムニバス・ガイドラインの第 XVI 部に次のように規定されている。

- 訓練機関／学校は、プログラムを閉鎖する意向およびその決定の理由を、意図するプログラム閉鎖日の 3 カ月前に、書面で技術教育技能開発庁地方事務所に通知する。
- 訓練機関／学校は、意図するプログラム閉鎖日の少なくとも 3 カ月前に、関係プログラムを閉鎖する決定を学生にも通知する。
- 訓練機関／学校は、同一のプログラムを提供する他の訓練機関に対する学生およびその学業証明書の転籍および転送を促進し、その費用を負担

する。プログラムの卒業生の記録および学業証明書は、実際のプログラム閉鎖の1週間前に、訓練機関／学校から技術教育技能開発庁地方事務所へ転送されるものとする。

訓練機関／学校が自発的閉鎖手続きおよび要件を順守しなかった場合、適切な過料に付される。

## B. オンライン・コースの経営

### 1. 遠隔教育／オープン学習による学位プログラム

一般に、遠隔教育による学位プログラムの提供は特定の高等教育機関にしか許されないため、2008年私立高等教育規則マニュアルに具体化され、随時に高等教育委員会により公布される覚書令に規定される、すべての私立高等教育機関に関する高等教育委員会公布の規則が、オンラインまたは遠隔教育により学位プログラムを提供する事業体または機関にも適用される。それには物理的サイトおよび施設、教職員および職員、ならびに授業料その他の学費が含まれる。

### 2. 学位目的でないオンライン・コース

前述した学位目的でない語学コースまたはプログラムを提供する語学学校／センターに適用される規則が、学位目的でないオンライン・コースを提供する機関にも適用される。

## C. 技術者養成教育および養成機関

前述した学位目的でない語学コースまたはプログラムを提供する語学学校／センターに適用される規則が、訓練機関にも適用される。

## D. 資格専門学校

### 1. 免許交付試験のあるコースまたはプログラム

#### a. 監視／評価

高等教育委員会は資格専門学校および講座の検査／評価を実施し、なかでも指導者の資格、コース、訓練および学習資源、施設、設備、その他の関係資源を考慮して、それらが資格専門学校に関する実施規則に基づく条件および要件に従って運営または経営されているかどうかを判定する。

#### b. 許可の取消／撤回

高等教育委員会は、適正手続きを取った上で、関係法律および規則に規定された理由で、資格専門学校の運営許可を破棄し、または取り消すことができる。当該理由には管理不行き届き、許可申請における欺瞞行為、免許交付試験の不正行為または漏洩の手助けにおける詐欺行為、レビュー・コースの運営に関する無許可広告、知的所有権の侵害、誤導的および虚偽的広告および／または主張、それに不正な取引慣行が含まれる。高等教育委員会は取消手続きの開始について書面で正式に資格専門学校に通知する。

### c. 運営の一時停止

資格専門学校の実施規則違反疑惑に関する苦情を受領したときには、高等教育委員会委員長は直ちに状況の緊急性を一見して判定するための実情調査の実施を命じる必要があり、担当所長の勧告に基づいて、既存の規則に基づく苦情に関する正式調査の結果が出るまで、運営一時停止命令を出すことができ、当該一時停止命令は 90 日を超えない期間有効とする。

### d. 広告

資格専門学校は高等教育委員会の承認を受けるために広告案を提出しなければならない。高等教育委員会は資格専門学校の広告および告知の内容および形式に関する具体的なガイドラインを随時に公布する。

いかなる場合にも、適法に承認された広告には「高等教育委員会許可番号〇〇」という語句が含まれなければならない。当該語句は広告材料の下部に、一般大衆が十分に読み取れる大きさが明瞭に印刷されなければならない。

資格専門学校または提供される講座に関する広告または告知は、高等教育委員会から必要な運営許可を取得した後にのみ、行うことができる。許可がまだ発行されていないときにレビュー・コースの運営または経営に関する広告または告知を行う資格専門学校は、行政命令第 566 号および資格専門学校に関する実施規則違反とみなされる。

### e. 制裁／処罰

行政命令第 566 号および資格専門学校に関する実施規則違反で有罪と裁定された資格専門学校は、政府認可の撤回または取消、学校の場合には段階的廃止または終了、民間事業体により与えられた適格性認定の取消勧告、あるいは資格専門学校の撤回・取消・閉鎖といった制裁を課することを含む適切な行政および司法手続きの対象となる。関係法律および規則に従って、資格専門学校および／または資格専門学校の役員に対して、適切な民事および／または刑事訴訟が提起される。

## 2. 類似事業体

現在のところ、資格専門学校に類似した事業体の運営に関する既存の具体的な規則はない。ただし、高等教育委員会は当該規則を公布する権限を与えられている。

その一方、少なくとも、類似事業体は下記の情報を高等教育委員会に提出する必要がある。

- 管理者の略歴
- 登録文書（証券取引委員会、貿易産業省）
- 住所／所在地
- 組織構造
- スタッフ／職員／指導者およびその資格のリスト
- 施設／設備のリスト
- 下記に関する運営の範囲／適用

- 講義の分野
- 対象地域
  
- 使用される教材・資料のリスト
- 独特の能力分野
- 構想／使命

## 第 5 部 定期的順守要件

### I. 証券取引委員会

法人法典第 141 条は次のように規定している。

**第 141 条 法人の年次報告書** – フィリピンで合法的に事業を行う国内または外国のあらゆる法人は、その営業に関する年次報告書ならびに、関係する場合には独立の公認会計士により認証された、前営業年度に関するその資産および負債に関する財務諸表および証券取引委員会が要求するその他の要件を証券取引委員会に提出するものとする。当該報告書は証券取引委員会により定められた期限内に提出されるものとする。

#### A. 一般情報シート

法人法典の指令に基づいて、証券取引委員会は、年次株主総会后 30 日以内に一般情報シート (General Information Sheet : GIS) を毎年提出するように要求しており、あるいは株主総会が開催されない場合には、付属定款に規定された年次株主総会予定日から 30 日以内に年次株主総会不開催の宣誓供述書と共に一般情報シートを提出すべきである。

現行法に基づく「全面的開示」要件に従って、一般情報シートは、法人の基本情報、株主の国籍および所有比率を反映した資本構成、その年の現行取締役および役員のリスト、株主を特定するリスト、一般情報シート提出日現在で応募されて払い込まれた株式数、ならびに法人の投資、その他の種類の株式、配当金、現行免許、および国民に開示することができる法人のその他の情報を特定した、法人の基本的な組織情報を提供する。

一般情報シートは法人の秘書役によって認証、宣誓され、証券取引委員会に提出される。少なくとも 500 万ペソの年間総売上高または粗利益がある法人の一般情報シートは電子形式でも提出する。

さらに、年次株主総会間に生じたあらゆる変化ならびに一般情報シートに明記された情報に影響を与えるあらゆる変化は、当該変化の発生または発効後 30 日以内に、「修正」と表示され、次回年次株主総会前に発生した当該変化を明確に強調した一般情報シートを、証券取引委員会に提出しなければならない。

#### B. 監査済財務諸表

2010 年 8 月 26 日に、証券取引委員会は監査済財務諸表の提出に関する新手続きを定めた 2010 年覚書通達第 6 号を公布した。監査済財務諸表の提出に関連して法人が行なう提出の量を規制するために、証券取引委員会は、12 月 31 日を営業年度末とする法人が、それぞれの証券取引委員会登録番号または免許番号の最後の数字に応じて定められた期日に、それぞれの監査済財務諸表を証券取引委員会に提出するように要求する制度を採用した。

払込済み資本金が 5 万ペソ未満の法人は、少なくとも法人の財務役の宣誓の下に認証された法人の財務諸表を提出することができる。払込済み資本金が 5 万ペソ以上の法人の監査済財務諸表は電子形式でも提出するものとする。

前述の年次提出を促進するために、証券取引委員会は法人による証券取引委員会の報告要件不順守に関する罰金および処罰を定めた。株式会社がその一般情報シートおよび/または監

査済財務諸表を提出しなかった場合、その法人は下記の段階的尺度に基づいて罰金を支払う義務を負うものとする。

最新の監査済財務諸表に基づく内部留保	報告毎／年毎の罰金
10万フィリピンペソまで	1,000フィリピンペソ
10万1～50万フィリピンペソ	3,000フィリピンペソ
50万1,000～500万フィリピンペソ	5,000フィリピンペソ
5,00万1～1,000万フィリピンペソ	7,000フィリピンペソ
1,000万フィリピンペソ以上	1万フィリピンペソ

要求された証券取引委員会に対する提出物の不備については、報告書毎に別個に500ペソが課され、重要な不備のある法人は報告書毎に250ペソを課される。一般情報シートおよび監査済財務諸表の提出遅延の場合、罰金は上記の場合に課される罰金の半分、つまり50%である。

## II. 内国歳入庁

法人は、その営業活動中、その租税債務を支払い、営業活動中に徴収した源泉徴収税を送金する法人の義務に関する内国歳入庁に対する定期提出を順守する必要がある。フィリピンで営業する法人の定期納税申告は下記の通りである。

- 法人の従業員の賃金に関する源泉徴収税に関する書式第1601-C号の月次提出およびその送金
- 拡大信用源泉徴収税が適用される所得に関する源泉徴収税に関する書式第1601-E号の月次提出およびその送金
- 確定申告が適用される所得に関する源泉徴収税に関する書式第1601-F号の月次提出およびその送金
- 法人の所得税申告に関する書式第1702-Q号の四半期提出およびその送金
- 法人の所得税申告に関する書式第1702号の年次提出およびその送金
- 源泉徴収された信用所得税および源泉徴収税を免除される所得支払に関する年次情報申告に関する書式第1604-E号の年次提出およびその送金
- 賃金に関して源泉徴収された所得税および確定源泉徴収税に関する年次情報申告に関する書式第1604-CF号の年次提出およびその送金
- 法人の内国歳入庁登録の年次更新

- 百分率税（売上税の一種）が適用されない場合（事業が VAT 対象となる閾値の 191 万 9,500 ペソに達しなかった時など）、それぞれ書式 2550-M の付加価値税申告の月次、四半期、年次提出。その場合、百分率税申告書を提出すること。

### III. 地方自治体

法人は、必要な税および料金を支払い、毎年、事業許可／営業許可、バランガイ・クリアランスを更新する必要がある。

### IV. 社会福祉機関

#### A. 社会保障制度

法人雇用者は、毎月、当該負担金に関係する月の翌月 10 日までに、社会保障制度負担金を送金し、社会保障制度 R5 ならびに従業員およびそれぞれの対応する負担金のアルファベット順リストを提出する必要がある。

#### B. 健康保険制度

法人雇用者は、毎月、当該負担金に関係する月の翌月 10 日までに、健康保険制度負担金を送金し、RF-1 雇用者の四半期送金報告書を提出する必要がある。

#### C. 持家相互促進基金

法人雇用者は、毎月、持家相互促進基金負担金を送金し、会員負担金送金書式(MCF)を提出する必要がある。

## 第6部 支店およびフランチャイズ・システムの設立

通則として、証券取引委員会はフィリピン国内の支店の設置について法人の基本定款の修正を要求しない。事実、基本定款または付属定款に規定がないにもかかわらず、法人はフィリピンに支店を設置する黙示の権限を有する。2004年1月15日付けの証券取引委員会見解第03-04号で上記のルールを次のように改めて表明している。

委員会は支店を創設または設置する権限が一般に基本定款または付属定款に規定されていると裁定した。ただし、当該規定がなくとも、法律に基づいて設立されたあらゆる法人が、法人の事業の必要または要求によりそれが求められるときには、フィリピンまたは他の場所に支店を設置する黙示または付随的権限を有するというのがルールである。従って、法人の取締役会は、基本定款または付属定款にそうした規定がなくとも、法人が創設された目的の適切な実現のためにそれが必要または好都合である場合には、支店を設置することができる。

ただし、法人が一定の事業活動に従事することができるためには、場合によって証券取引委員会以外の政府機関からの二次的免許が必要とされることを考慮して、当該見解において証券取引委員会は次のように述べた。「法人が営業を許される前に、関係政府機関は現行の法律および規則により定められた必要な要件を強制する権限を有する。」

具体的には、技術教育技能開発庁に登録する必要がある法人に関しては、当該法人の基本定款および付属定款が支店を開設または設置する意図または権限を明記しなければならないという要件を技術教育技能開発庁が課している。

### I. 支店の設置

#### A. 語学学校／センター（学位目的でないオンラインの語学コースの経営を含む）

学位目的でない語学コースまたはプログラムを提供する語学学校／センターを含めて、支店（分校）を開設しようとする訓練機関は、その事実を基本定款および付属定款に具体的に示さなければならない。技術教育技能開発庁に対する運営免許の申請に分校の理由を明記しなければならない。取締役会決議は設立者の過半数によって署名され、公証され、証券取引委員会により受理および記録されなければならない。

「複数の分校をもつ職業教育訓練機関のプログラム登録」と題する2006年シリーズの技術教育技能開発庁通達第22号は、国内実施のプログラム登録を申請する私立訓練機関のオムニバス・カリキュラムの処理および承認に関する一時停止を宣言した2005年シリーズの技術教育技能開発庁通達第18号を明確化している。当該通達は学位目的でない語学コースを提供するものを含めて、複数の分校をもつ訓練機関のプログラム登録申請の処理手続きを次のように定めている。

1. 技術教育技能開発庁地方事務所は申請者訓練機関が同一のプログラムを提供する複数の分校をもつかどうかを確認する。
2. 申請者訓練機関が複数の分校をもつ場合、地方事務所は別の地域／地方／地区で同一のプログラムを登録しているかどうかを確認する。プログラムが別の地域／地方／地区で登録されている場合、地方事務所はプログラム登録証明書および承

認されたカリキュラムの写しを提出するように訓練機関に要求する。これらの文書は申請を処理する際の参考資料として役立つ。

3. 申請者訓練機関が初めてプログラム登録を申請する場合、地方事務所は文書を審査し、プログラム申請の処理に関する通常の手続きに従う。プログラムが登録されたときには、地域事務所は当該プログラムの登録を地域調整官に通知する。
4. 地域調整官はすべての現場部門に参考のためにプログラム登録証明書および承認されたカリキュラムの写しを提供する覚書を作成し、写しを職業教育訓練システム開発事務所に提供する。

## B. オンライン・コースの経営

### 1. 遠隔教育／オープン学習による学位プログラム

2008年私立高等教育規則マニュアルの第23条に基づいて、私立高等教育機関の分校の設置は、マニュアルで明確に適用を除外されている私立高等教育機関を除き、分校が本校とは別の都市または地方自治体に所在する場合には、高等教育委員会の事前承認を必要とする。

学校施設は、(i) 特に機関のために別個のサイトおよび建物および教室といった付随的教育施設が設置され、(ii) 分校が本校でも提供される可能性がある高等教育プログラムを提供し、(iii) 分校で提供されるプログラムが特別な顧客に限定されておらず、資格を有する一般大衆に対して開かれている場合、分校とみなされる。ただし、学校施設は、その裁量によって、分校としてではなく別個の高等教育機関として申請することができ、その場合には、申請者は新規学校の設立に関する要件を順守しなければならない。

### 2. 学位目的でないオンライン・コース

基本定款および付属定款が分校を開設する意図を明記しなければならず、技術教育技能開発庁に対する運営許可申請には分校開設の理由が明記されなければならない。取締役会決議は設立者の過半数によって署名され、公証され、証券取引委員会により受理および記録されなければならない。

前述したように、複数の分校をもつ訓練機関のプログラム登録申請の処理に関する手続きを規定した「複数の分校をもつ職業教育訓練機関のプログラム登録」と題する2006年シリーズの技術教育技能開発庁通達第22号も、学位目的でないオンライン・コースを提供する機関に適用される。

## C. 技術者養成教育および養成機関

分校を開設しようとする訓練機関は当該事実を基本定款および付属定款に示さなければならず、技術教育技能開発庁に対する運営免許申請は分校開設の理由を明記しなければならない。取締役会決議は設立者の過半数によって署名され、公証され、証券取引委員会により受理および記録されなければならない。

「複数の分校をもつ職業教育訓練のプログラム登録」と題する2006年シリーズの技術教育技能開発庁通達第22号は、国内実施のプログラム登録を申請する私立訓練機関のオムニバス・カリキュラムの処理および承認に関する一時停止を宣言した2005年シリーズの技術教育技

能開発庁通達第 18 号を明確化している。前述したように、複数の分校をもつ訓練機関のプログラム登録申請の処理手続きを示した当該通達は複数の分校をもつ訓練機関にも適用される。

#### D. 資格専門学校

##### 1. 免許交付試験のあるコースまたはプログラム

資格専門学校に関する実施規則は資格専門学校の分校の設置に関する要件および手続きに関する具体的な規定を含んでいない。ただし、当該実施規則の規則 XI 第 1(C)条に基づいて、資格専門学校の運営者であり、運営許可を与えられた学校は、当該実施規則に基づく要件が完全に順守される場合には、フィリピンの任意の場所で学外資格専門学校を開設する権利を有する。

##### 2. 類似事業体

資格専門学校に関する実施規則は、類似事業体の設置に関する要件および手続きに関する具体的な規定を含んでいない。

## II. 交流教育制度に基づくフランチャイズ

「交流教育に関する方針、基準、ガイドライン (PSG)」と題する 2008 年シリーズの高等教育委員会覚書令第 2 号は、特に、外国高等教育提供者 (Foreign Higher Education Provider : FHEP)<sup>70</sup> およびフィリピンで提供されるそのコースまたはプログラムを認知するメカニズムを規定している。

外国高等教育提供者によるフィリピンにおける商業的存在の設置に関する一般的実施ガイドラインは以下の通りである<sup>71</sup>。

- それぞれの政府により良質な高等教育提供者として認知され、出所国の認定認証評価団体または同等団体により適格性認定された外国高等教育提供者に対してのみ、学部、学士、大学院学位を提供する政府承認を与えられることができる。
- 外国高等教育提供者が高等教育委員会承認なしに教育プログラムを提供することを目的とした分校または事業体を設置することは許されない。
- フィリピンで提供される外国高等教育提供者のすべての学部、学士、大学院プログラムは、高等教育委員会規則ならびにその他の関係フィリピン法律および規則に従って実施されるべきである。

#### A. 登録ガイドラインおよび手続き

外国高等教育提供者のためにフィリピンで特定の教育および／または補助サービスを運営する承認の発行は下記の一般的手続きに準拠する。

<sup>70</sup> 外国高等教育提供者とは、外国人所有で正当に認定された高等教育機関で、フィリピン以外の国で正当に登録された所定の教育制度に従うものをいう。

<sup>71</sup> 2008 年の高等教育委員会覚書令第 02 号の規則 VI の第 6-8 条。

- 外国高等教育提供者ならびにそのフィリピン・ベースの代理人／フランチャイザー<sup>72</sup>／パートナーは教育および／または補助サービス<sup>73</sup>を運営する許可申請を関係高等教育委員会地方事務所のプログラム・基準局に提出すべきである。
- すべての教育サービスが全面的にインターネットまたは郵便または国際宅配便によって提供される場合を除き、外国高等教育提供者が交流協定に関与するパートナー、つまり人、団体、または機関なしに現地校を運営または設置することを許される場合があってはならない。
- 申請には良質の高等教育サービス提供者としての地位を証明する関係文書が含まれるべきである。フィリピン国外で発行または作成された文書は、高等教育委員会への提出前に、まずパートナーにより関係フィリピン外国サービス部署で認証されなければならない。外国高等教育提供者および高等教育委員会はフィリピン外務省のフィリピン外交部署の認証および管轄に関する現行規則を指針とする。

申請にはさらに次のものが含まれるべきである。

- 提供される教育および補助サービスの性質に関する説明
- パートナー同士により作成された合意または了解覚書の写し
- パートナーの略歴に関する情報を含む適正評価報告の写し
- 書式1から4の写し
- 教室ベースの教授提供に関する高等教育委員会の学科特有施設要件の順守証明

続けて、プログラム・基準局は必要に応じて文書进行评估し、機関の代表を面接し、検査を実施する。前述の事項はプログラム・基準局の下で遠隔教育技術委員会および関係学科の技術委員会と合同で実施される。

その後、プログラム・基準局はその勧告を委員会全体会議に送付して決定を求める。勧告が高等教育委員会の委員会全体会議で承認された場合、高等教育委員会本部が交流教育および／または補助サービスを運営する許可を出す。

高等教育委員会は交流教育および／または補助サービスの運営許可の発行ならびに機関の法定地位および交流教育運営に関するすべての申請を一般大衆に通知する。

## B. 交流教育および／または補助サービスの現行運営許可の取消

高等教育委員会は、適正手続きに従って、現行の法律、ルール、方針、規則に基づく正当な理由で、交流教育および／または補助サービスの運営許可を取り消すことができる。高等教育委員会は取消手続きの開始を書面で関係機関に通知する。

<sup>72</sup> フランチャイザーとは、フランチャイザーの商標名の下で、通常フランチャイザーの指導を得て、手数料と引き換えに営業している事業体（フランチャイジー）と契約関係を結んでいる高等教育提供者をいう（2008年シリーズの高等教育委員会覚書令第02号の規則IIの第19条）。

<sup>73</sup> 補助サービスとは、教育サービスの提供を支援するサービスをいう。そのサービスは、プロモーション、学生の募集、試験、入学、登録、支払い手続き、学生オリエンテーション、コミュニケーション技術へのアクセス提供、試験の監督およびその他の関連する活動などだが、教育・学習サービスは含まない。

### C. 一時停止

高等教育委員会は、2012年シリーズの高等教育委員会覚書令第31号により、SY 2012-2013年について有効な、交流教育による新規プログラムおよび補助サービスの新規申請および開設手続きの一時停止を宣言した。この一時停止は交流教育によりプログラムおよび補助サービスを提供することに関心のあるすべての公立および私立の高等教育機関、センター、機関、その他の事業体を対象とする。

**第7部**  
**労働者の資格証明および免許**

**I. 資格／免許手続き**

**A. 学位プログラム（語学学校およびオンライン・コースを提供する学校の場合）**

**1. 学校長の資格<sup>74</sup>**

- 宗教団体または外国布教委員会により設立された機関を除き、フィリピン国民でなければならない。
- 少なくとも修士号、あるいは少なくとも学士号を必要とする専門職免許をもつ。
- 管理能力をもち、または以前の努力分野で立証されたサービスおよび能力の背景をもつ。
- 道徳的な人格者

**2. 学部長の資格**

**a. 学部学位プログラムの場合**

- 少なくとも修士号の保有者
- 少なくとも5年間の優れた教職歴をもたなければならない。
- 少なくとも2年間の優れた管理職歴

ただし、修士号保有者不足がある特定の分野では、少なくとも学士号を必要とする専門職免許の保有者も資格を有する。

**b. 大学院学位プログラムの場合<sup>75</sup>**

- 適切な博士号の保有者
- 研究成果を発表したことがある。

**3. 学籍係の資格<sup>76</sup>**

- 学士号の保有者
- 学業成績および関連学業のサービスおよび維持に関する少なくとも3年間の訓練または経験をもつ。

---

<sup>74</sup> 2008年私立高等教育規則マニュアルの第32条。

<sup>75</sup> 同、第33条

<sup>76</sup> 同、第34条。職業教育訓練、第68条。

#### 4. 最低限の教職員資格

##### a. 学部プログラムの場合

- 主としてその専攻分野で教える修士号の保有者
- 専門職コースの場合、修士号の保有者および少なくとも学士号を必要とする関係専門職免許の保有者

ただし、修士号保有者不足がある特定の分野では、少なくとも学士号を必要とする専門職免許の保有者も教える資格を有する。本要件からの逸脱は高等教育委員会による規制の対象となる<sup>77</sup>。

##### b. 大学院プログラムの場合<sup>78</sup>

###### i. 修士プログラムの場合

博士号を保有する少なくとも 1 名の専任教職員および学科の修士号保有者である少なくとも 3 名の専任教職員が存在すべきである。

###### ii. 専門職修士プログラムの場合

- 少なくとも専門職修士号の保有者

###### iii. 博士プログラムの場合

博士号保有者であり、学科の参照定期刊行物に研究成果を発表したことがある少なくとも 3 名の専任教職員が存在すべきである。

###### iv. 専門職博士プログラムの場合

- 専門職博士号の保有者

#### B. 学位目的でない（語学学校およびオンライン・コースを提供する学校の場合）

確立された資格または免許手続きはない。職業教育語学学校に関する訓練規則はない。

#### C. 技術者養成教育および訓練機関

多数の訓練機関教師が提供する職業および技術訓練に関連した分野の学士号をもっている。その他の訓練機関教師は学位目的でない認証を受けており、他人を訓練する能力を証明する関連専門職経験を積んである。

##### 1. 技術者養成教育および指導者の資格

指導者資格（TQ）は、技術に関する能力レベル（特定の国家証明書レベル）と訓練方法（TM）に関する適切な能力レベルの組み合わせである。

---

<sup>77</sup> 同、第 35 条

<sup>78</sup> 同

指導者は教える講座の資格レベルよりも高い国家証明書レベルをもたなければならない（少なくとも NC II 有資格者でなければならない）。

コース別の具体的な TQ が技術教育技能開発庁委員会決議第 2004-03 号に示されている。

## 2. フィリピン職業教育訓練訓練者資格枠組（PTTQF）

資格 レベル／タイトル	能力	
	技術	方法
TQ IV 指導者／マスター訓練者	最高レベル	TM IV
TQ III シニア訓練者	NC IV 最小限	TM III
TQ II 訓練者 II	NC III 最小限	TM II
TQ I 訓練者 I	NC II 最小限	TM I (入門)

技術教育技能開発庁は国家資格を構成するすべての能力単位で能力を獲得した人に対して国家証明書を発行する。資格は国家資格枠組に規定された具体的な技能レベルに合致している。現行の国家資格枠組は職業教育訓練について 4 つの証明書レベル – 国家証明書レベル I、II、III、IV – を規定している。

個人は全国の公認評価センターで特定資格に関する能力評価を受ける必要がある。能力評価合格者には国家証明書または能力証明書が発行される。国家証明書は志願者が資格を構成するすべての能力単位で能力を証明したときに発行される。能力証明書は特定の能力単位または能力単位群について能力を申し分なく証明した個人に発行される。

国家技能評価および認証制度に関係するすべての証明書は、技術教育技能開発庁によりその事務局を通じて発行される。

### D. 資格専門学校

品質を確保するために、指導者、指導者、教授指導者は少なくとも修士号または 5 年間の教授専門職経験または 5 年間の指導者としての経験をもつべきである。また、評判が良く、きわめて誠実な人物であるべきである<sup>79</sup>。

## II. 日本人従業員に関する制限

### A. 学位プログラム（語学学校およびオンラインコースを提供する学校、技術者養成教育および訓練機関の場合）

フィリピン憲法はすべての専門職の業務をフィリピン国民に制限している。教授は国籍制限が適用される専門職の 1 つである。

### B. 学位目的でないプログラム（語学学校およびオンラインコースを提供する学校、資格専門学校の場合）

<sup>79</sup> 資格専門学校の実施規則規則 IX の第 1 と 1(B)条。

雇用目的でフィリピンに入国しようとするすべての外国人ならびにフィリピンで外国人を雇用することを希望する国内または外国雇用者は、労働・雇用省（Department of Labor and Employment：DOLE）から雇用許可を取得しなければならない。

### III. 日本の資格の有効性－資格取得手続き

前出参照。

### IV. フィリピン人スタッフおよび教師の募集および雇用

#### A. 学位プログラム（語学学校およびオンラインコースを提供する学校、技術者養成教育および訓練機関の場合）

特殊な雇用形態および知識の増進における特殊な役割を認識して、教育および非教育職員の雇用には技術教育技能開発庁および労働・雇用省と調整して高等教育委員会が随時に公布することができるルールが適用される<sup>80</sup>。

##### 1. 報酬

あらゆる私立高等教育機関は業績、実績、資格、さまざまな地位の責任を考慮して、段階的な報酬方針を規定する必要がある<sup>81</sup>。

##### 2. 雇用契約

学期前または学期開始時に、機関は、常勤、試用、非常勤に関係なく、その教育および非教育従業員と雇用契約書を締結すべきである。常勤教育および非教育従業員との契約はその在職期間または地位に影響を与えないが、学期中勤務し、最終成績評価の提出を含めてその要件を完了するように拘束する。

あらゆる雇用契約は職員の名称、資格、給与、勤務の期間および内容、発効日、法律ならびに機関の方針および規則に従った雇用条件を明記すべきである。関係職員は契約書の写しを支給されるべきである<sup>82</sup>。

##### 3. 試用期間

2008年私立高等教育規則マニュアルの第35および36条に規定された最低限の学歴をもたない教育職員は、非常勤職員とみなされ、従って試用雇用の地位および特権を利用することはできない。非常勤従業員は正規の常勤地位を獲得することはできず、従って有資格教師が見つかったときには解雇されることがある。

教育職員の試用雇用は、場合に応じて、2学期制の連続6学期または3学期制の連続9学期の期間の申し分のない勤務を越えるべきではない<sup>83</sup>。

<sup>80</sup> 2008年私立高等教育規則マニュアルの第114条。

<sup>81</sup> 2008年私立高等教育規則マニュアルの第115条。

<sup>82</sup> 同、第116条

<sup>83</sup> 同、第117条

#### 4. 正規または常勤地位

常勤し、試用雇用を問題なく完了し、高等教育委員会および機関によって要求される最低限の資格を有する教育職員は、試用雇用の修了後直ちに再雇用または再任命された場合には、正規または常勤地位を獲得する。ただし、非常勤仕事量と同等の仕事量を要求する正規または常勤の教育職員は辞職したとみなされ、従って高等教育機関の経営者の裁量で正規または常勤地位を剥奪されることがあり、それにより長期契約雇用が適用される<sup>84</sup>。

非教育職員の募集および雇用にはフィリピン労働法典および関係労働規則が適用される。

#### B. 学位目的でないプログラム（語学学校およびオンラインコースを提供する学校、資格専門学校の場合）

募集および雇用にはフィリピン労働法典および関係労働規則が適用される。

##### 1. 正規および一時雇用

矛盾する契約書の規定および両当事者間の口頭での合意があったとしても、雇用が特定のプロジェクトまたは仕事に固定されていて、その完了または終了が従業員の雇用時点で決定されていた場合、または行うべき仕事または勤務が季節的な性質のもので、雇用が季節の持続期間の間である場合を除き、従業員が雇用者の通常の事業または業界で通常必要な、または望ましい活動を行うことに従事した場合、雇用は正規雇用とみなされる。

前段落が適用されない場合、雇用は一時雇用とみなされる。それにもかかわらず、少なくとも1年間勤務した従業員は、当該勤務が連続か断続かに関係なく、従業員が雇用された活動に関して正規従業員とみなされ、その雇用は、当該活動が存在する間、継続する<sup>85</sup>。

##### 2. 試用雇用

試用雇用は、より長い期間を規定した徒弟契約が適用される場合を除き、従業員が仕事を開始した日から6カ月を超えるべきではない。試用ベースで雇用された従業員の雇用は、正当な事由で、または従業員の雇用時に雇用主が従業員に知らせた妥当な基準に従って従業員が正規従業員としての資格を得ることに失敗したときには、終了することができる。試用期間後も働くことを認められた従業員は正規従業員とみなされる<sup>86</sup>。

---

<sup>84</sup> 同、第118条

<sup>85</sup> フィリピン労働法典第280条。

<sup>86</sup> 同、第281条

**第 8 部**  
**主要組織に関する情報、情報源**

**I. 主要組織に関する情報**

**A. 語学学校／センター**

(学位目的でないオンラインの語学コースの経営を含む)

Bridge Language Center (BLC) は多様な外国語を提供するフィリピンの語学学校の 1 つである。BLC は学生が身に付けた理解力およびコミュニケーション能力のレベルを判定するために毎週評価試験を実施するきわめて集中的な外国語学習を提供している。BLC は、学生に修了証書を発行する前に、32 時間の有効な学習を行い、すべての評価試験に合格しようとする学生に対し、きわめて融通の利くスケジュールを提供している。BLC の学生は学生が特定の外国語を学びたい熟達度に応じて 9 レベルの修了証書を受け取ることができる。BLC の語学学位レベルは下記の通りである<sup>87</sup>。

熟達	レベル	熟達レベル
基礎	1	基礎
	2	サバイバル
	3	トランザクショナル
中級	4	中級
	5	ソーシャル
	6	コミュニケイティブ
上級	7	上級
	8	プロフェッショナル
	9	ネイティブ並み

レベルは熟達度に従ってさらに分類されている。(i) 学生が作文と口述の両方で重要な情報を理解し、伝達することができるようにする基礎レベル、(ii) 学生が言語をよりしっかりと理解して、日常生活および仕事において外国語で会話できるようにする中級レベル、そして最後に (iii) 学生が外国語を母国語／一次言語として試用できるようにする上級レベルがそれぞれである。

**B. オンライン・コースの経営**

University of Philippines Open University (UPOU) はフィリピンで人気のある通信教育／遠隔教育機関の 1 つである。フィリピン大学組織の第 5 の構成大学としてフィリピン大学の傘下にある UPOU は、この分野での成果およびフィリピン国民に在職中の学習のフロンティアを推し進める上での重要な役割を認知して高等教育委員会により「オープン学習および遠隔教育の卓越したナショナル・センター」と宣言されている<sup>88</sup>。UPOU は次の学位プログラムを提供している。

<sup>87</sup> [http://bridgelanguagecenter.com/bridge\\_course.html](http://bridgelanguagecenter.com/bridge_course.html).

<sup>88</sup> [http://en.wikipedia.org/wiki/University\\_of\\_the\\_Philippines\\_Open\\_University](http://en.wikipedia.org/wiki/University_of_the_Philippines_Open_University).

- 学部プログラム
  - 準学士
  - マルチメディア文学士
  - 教育学士
  
- 卒業証書プログラム
  - 遠隔教育の卒業証書（遠隔教育修士内）
  
- ポスト・バカロレア修了証書プログラム
  - ソーシャル・ワーク学修了証書
  - コンピュータ科学修了証書
  - 国際保健学修了証書
  - 研究開発管理学修了証書
  - 環境・天然資源管理学修了証書
  - 土地評価・管理学修了証書
  - 科学教授学修了証書
  - 数学教授学修了証書
  - 教師向け語学・識字教育学修了証書
  - 社会科教授学修了証書
  
- 大学院プログラム
  - ソーシャルワーク学修士
  - 開発コミュニケーション学修士
  - 遠隔教育学修士
  - 国際保健学修士
  - 土地評価・管理学修士
  - 公衆衛生学修士
  - 病院管理学修士
  - 公的管理看護学修士
  - 環境・天然資源管理学修士
  - 教育学（語学・識字教育）修士
  - 教育学（社会科）修士
  - 情報システム学修士
  - 教育学（生物教育、化学教育、物理学教育、数学教育）博士
  - コミュニケーション学博士
  
- 非公式コースおよび証明書プログラム
  - オンライン教育・学習
  - 特殊児童介護
  - 老人介護
  - 地域社会精神衛生
  - 保健研究法
  - 起業計画
  - 個人起業開発

- E コマース入門
- 専門職教授認証
- 企業家向け会計処理
- 土地評価に関する継続的専門職教育プログラム

### C. 技術者養成教育および養成機関

私立訓練機関では、AMA Education System が情報およびコミュニケーション技術コースを提供する有名な機関の 1 つである。AMA は小さなセンターとして出発したが、きわめて有能なコンピュータ専門家を生み出すことに集中した成熟した単科大学に発展した。AMA は、学士号の提供を開始する前は、1 年または 2 年で取ることができる情報およびコミュニケーション技術職業教育訓練プログラムの最初の提供者であった。

コンピュータ・コースとは別に、AMA は海洋研究、協同健康管理サービス、コール・センター・ショート・コースに関する職業教育訓練コースを提供している。すべてのフィリピン学生が 4 年コースを持続する余裕があるわけではないことを認識して、AMA は認証のための職業教育訓練プログラムから始まって、学士号コースで終了することができる段階的教育プログラムを提供した。段階的教育プログラムの例には下記のものが含まれている。

- 看護学理学士に至るプログラム
  - 6カ月の介護 NC II
  - 6カ月の健康管理サービス NC II
  - 看護補助
  - 準看護
- 情報技術学理学士／コンピュータ科学理学士に至るプログラム
  - 3カ月の PC 操作 NC I
  - 3カ月のコンピュータ・ハードウェア修理 NC II
  - 6カ月のプログラミング NC IV
- ホテル・レストラン管理学理学士／観光学理学士
  - 6カ月のハウスキーピング NC II
  - 6カ月の業務用調理 NC II
  - 6カ月の食品・飲料 NC II
  - 6カ月のフロント・オフィス・サービス NCII
  - 6カ月のバーテンダー NC II
- 海洋技術学理学士／海運学理学士に至るプログラム
  - 3カ月の機関および甲板員 NC I および NC II
  - 6カ月の機関／甲板員 NC II
- 特殊段階的コース
  - 英語熟達訓練プログラム
  - コール・センター・エージェント仕上げコース
  - 医療輸送仕上げコース

AMA は NCR、CAR、地域 I、II、III、IV-A、V、VI、VII、VIII、IX、X、XI、および XII に分校がある。

#### D. 資格専門学校

R.A. Gapuz Review Center (RAGRC) は、看護免許試験 (NLE) の有名な資格専門学校の 1 つである。RAGRC は下記のような提供するサービスに応じてさまざまな料金の複数のレビュー・プログラムを提供している。

- 講義、模擬試験、診断テスト、資料、非公開指導、推薦図書、準備状況確認試験を含むフル・パッケージ
- 講義、模擬試験、包括的診断テスト、包括的レビュー資料を含む包括的パッケージ
- 生の講義、模擬試験、非公開指導、集中的最終指導診断テスト、集中的最終指導資料を含む集中的最終指導

料金は 1 万ペソから 1 万 8,000 ペソである。NCR、Daupan、Baguio、Pampanga、Cabanatuan、Bulacan、Cebu、Davao に分校がある。

RAGRC は教師免許試験 (LET)、助産師試験、犯罪学試験、司法試験レビュー、大学入学試験レビュー、IELTS レビューに関するコースおよびレビューも提供している。

AHEAD Tutorial & Review (AHEAD) は大学進学適性試験、中等学校入学試験、大学入学試験、司法適性試験に関するレビュー・コースを提供している。AHEAD は達成者、維持、強化、補習プログラムに関するマンツーマン指導も提供している。AHEAD は数学/科学強化、実用数学、模擬入学試験、レビュー読解力、小論文および論文執筆援助、会話能力、英文法も提供している。料金は受講するコース・レベル、時間数、授業あたり学生数に応じて違う。AHEAD はさらに自宅学習支援および上級プログラムを含む強化プログラムも提供している。

MSA Institute (MSA) は大学個人指導、フィリピンの最上位中等学校、単科大学、総合大学の入学試験準備、大学進級プログラム、英語訓練、数学技法提供している別の個人指導および資格専門学校である。さらに MSA は特に中等学校および大学進学適性試験、NLET 試験、公務員試験、国立医大入学試験 (NMAT) に関する独自の指導者を出版している。

## II. 政府機関および産業組合の連絡先情報

フィリピン中央銀行 (Bangko Sentral ng Pilipinas)

<http://www.bsp.gov.ph>

A Mabini St. cor. P. Ocampo St.,  
Malate Manila, Philippines 1004  
Tel. (632) 708-7701

内国歳入局 (Bureau of Internal Revenue)

<http://bir.gov.ph>

BIR National Office Bldg.  
Agham Road, Diliman,

Quezon City, Philippines  
Tel. (632) 929-7676 , 927-2511

高等教育委員会 (Commission on Higher Education)  
<http://www.ched.gov.ph>  
Higher Education Development Center (HEDC) Bldg.  
C.P. Garcia Ave., U.P. Diliman, Quezon City, Philippines  
Tel. (632) 441-1228 Local 109 (Office of Programs and Standards)

労働・雇用省 (Department of Labor and Employment)  
<http://www.dole.gov.ph>  
Muralla Wing cor. Gen. Luna St.  
Intramuros 1002  
Manila, Philippines  
Tel. (632) 527-8000

貿易産業省 (Department of Trade and Industry)  
<http://www.dti.gov.ph>  
361 Trade and Industry Building  
Sen. Gil J. Puyat Avenue, Makati City, Philippines 1200  
Tel. (632) 751-0384  
Fax (632) 895-6487

専門職資格管理委員会 (Professional Regulation Commission)  
<http://www.prc.gov.ph>  
P. Paredes St. cor. Morayta St.  
Sampaloc, Manila  
Tel. (632) 3140026  
Telefax (632) 7354476

証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission)  
<http://www.sec.gov.ph>  
SEC Building, EDSA, Greenhills  
Tel. (632) 584-0923  
Fax (632) 584-5293

技術教育技能開発庁 (Technical Education and Skills Development Authority)  
<http://www.tesda.gov.ph>  
East Service Road  
South Superhighway  
Taguig City, Philippines  
Tel. (632) 887-7777

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。